

令和5年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1511号）《未定稿》

◎日 時 令和5年11月29日（水）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員（1人）

21番	嶋崎	秀彦	議員
-----	----	----	----

◎出席説明員

区	長	樋口	高	頭	君	
副	区	長	坂田	融	朗	君
副	区	長	小林	聡	史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	
財産管理担当部長	古田毅君
デジタル担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩田浩行君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午前10時30分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和5年第4回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、#次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して、25番富山あゆみ議員。

〔富山あゆみ議員登壇〕

○25番（富山あゆみ議員） 第4回定例会に当たり、#次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して質問いたします。

初めに、ふるさと納税制度の活用に対する区の考えをお伺いします。（スクリーンを資料画面に切替え）

多くの方が地方で生まれ、自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育ち、やがて生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得られますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。都会に住みながら、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で納税できる制度があってもいいのではないかと。そんな問題提起から始まったのがふるさと納税制度です。（スクリーンの資料画面を切替え）

地方創生の推進と税源偏在是正の名の下に導入されたこの制度ですが、千代田区を含む特別区の貴重な財源が地方に流出しており、特別区全体における住民税の流出額は令和5年度で約830億円、平成27年度の制度改正以降の累計額は3,600億円にも及び、千代田区における令和5年度の流出額は17.4億円で、平成30年度からたった5年で2倍以上に膨れ上がりました。また、住民税に占める割合に着目すると、本区の流出額は、住民税の収入の9.3%を占めます。（スクリーン表示を元に戻す）

一方で、ふるさと納税は税額控除の額が大きく、なおかつ、自治体から返礼品を受け取ることができるため、納税者には非常にメリットの大きい制度です。ふるさと納税を利用している人口は年々増加しており、千代田区における流出額が単年度で20億円、住民税の10%以上が流出するのも時間の問題です。

前回、私どもの会派のおのりで議員がこれに関する質問をしましたが、区の答弁は「憂慮すべき状況」との認識にとどまるものでした。行政は、区民のために先を見越して、強い危機感を持ち、対策を練る必要があるのではないのでしょうか。

特別区長会は、国に対して、ふるさと納税の廃止を求めた抜本的な見直しを求めています。流出した額を少しでも取り戻すため、柔軟な対応を開始した区も増えてきました。こうした状況の中で、千代田区は周回遅れになっているという印象を抱かざるを得ません。

千代田区は、政治、経済、文化の中心として歴史を刻んできました。長い歴史の中で、それぞれの時代における人々が新たな文化や価値観を受け入れ、発展し、その魅力を高めてきました。単に流出額に対する補填を目的とするのではなく、千代田区の魅力を最大限に活用したプロモーションができるのではないのでしょうか。

この点に関して、若手の職員から新たな視点のフレッシュなアイデアを募集できて、ベテラン

の職員からは知識や経験に基づくアイデアを募るなど、多様な職員の活躍も期待できます。今後も、ふるさと納税制度の影響による流出額の拡大が見込まれる中、区として、ふるさと納税制度を導入すべきではないでしょうか、区長のお考えをお聞かせください。

次に、**不登校支援**についてお伺いします。

不登校児童とは、病気や経済的な理由ではなく、心理的、情緒的、身体的、または、社会的要因により、年間30日以上欠席した児童・生徒と定義づけられています。（スクリーンを資料画面に切替え）文部科学省の資料によると、昨年度の小中学校における不登校児童・生徒は29万9,048人であり、不登校児童・生徒数は10年連続で増加し、過去最多となりました。

千代田区でも、適応指導教室である白鳥教室拡充のための補正予算が可決されたところです。区民保護者からは、フリースクールや別室登校は、特別な子が行く特別な場所ではなくなっていると聞きます。（スクリーンの資料画面を切替え）ICTやデジタル化が普及した現代社会に、外出して登校し、対面での授業、学習をする登校制度だけではなく、教室に入ることに困難やトラウマを抱えている児童、身体障害や難病など、ハンデを抱えている児童らの負担にも目を向け、選択肢を増やすべきではないでしょうか。

東京都は、昨年度から仮想空間上にバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、通称VLPを用意し、デモ運用を実施してきました。子どもたちは、3D空間でアバターを使い、友達や支援員等と交流や学習ができます。（スクリーン表示を元に戻す）現状のフリースクール、別室登校やオンライン授業に加えて、仮想空間を活用したVLPの来年度導入について、区の見解をお聞かせください。

次に、東京都内の教員不足についてです。

東京都内の公立小学校で、年度当初、50人だった教員の欠員が夏休み明けに130人まで増えました。区内幾つかの学校でも、教員が体調不良により、休職や退職をされていると聞きます。このVLPの導入には、現場の混乱と負担が予想できます。この混乱を防止するためにも、VLPなど、新たな取組が導入される際には、行政や民間が協力して、教員や学校を丁寧に支援していただきたいと思います。働き方改革に基づく人員配置の必要性について、区のお考えをお聞かせください。

しかし、まだまだ不登校について、誤解や偏見が多く存在します。白鳥教室も事前に学校に相談の後、保護者が白鳥教室へ連絡をした後に登校が認められることが多く、保護者の賛同を得られない場合の居場所になることはできません。

千代田区には、学校等が多く存在し、専門性の高い教育や研究を行う複数の学校と区は連携協定を結んでいます。その連携の中で、教員志望の学生ボランティアの方が、朝、一緒に登校をするという登校サポーターという支援が行われています。お互いに顔が見える、地域で子どもを支える支援です。不登校に悩む子どもとその家族を取り残さない、孤独にしないために、地域全体で子どもたちを支えるために、どんな支援ができるのか、今後の見通しをお聞かせください。

次に、**千代田区DX**についてお伺いします。

コロナ禍をきっかけに、学校のデジタル化の遅れがあらわになり——失礼しました。コロナ禍

をきっかけに、日本のデジタル化の遅れがあらわになり、様々な分野で遅れを取り戻そうとアップデートが行われています。（スクリーンを資料画面に切替え）このような時代においては、社会の変化に受け身になるのではなく、千代田区の特性を生かしながら、積極的に新しい価値を創造していく姿勢が区政においても重要です。

本区においても、千代田区DX戦略を策定し、精力的にDXに取り組んでいるところですが、日常的に役所に勤務している職員は少数で、全員がデジタルスキルに特化した人材ではありません。また、日々の業務に加えて、急速に進むデジタル化に対応して業務改革をすることは難しいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

行政は、社会インフラの整備に大変重要な役割を担っていますが、インフラとは、一度整備してしまったら、修正や改修にかなりの労力とお金、時間を必要とします。将来、そのような事態に陥らないためにも、現状行われているDXやその利活用について、区からの一方的な情報発信だけではなく、区が抱えている課題は、地域が主体となり、産官学連携で解決し、区民の生活の質の向上に寄与するといった仕組みづくりが千代田区では可能ではないかと考えます。

区内には、区民に加えて、大企業、中小企業、そして、大学など、様々な主体が活発に活動しています。このような地域は都内でも珍しく、千代田区の恵まれた魅力を生かすべきです。区と民間、そして、地域住民が力を合わせて、千代田区のさらなる魅力づくりに取り組むことが地域のスマート化にとっても重要であると考えます。区長の見解と今後の方向性をお聞かせください。

次に、**認知症**についてお伺いします。

認知症高齢者の数は、2025年に700万人、65歳以上の5人に1人に達すると言われていています。千代田区は、全国的には珍しく、高齢化率は低下傾向にあります。75歳以上の区民高齢者の実数は着実に増加しています。（スクリーンを資料画面に切替え）このような社会、時代においては、介護保険などのフォーマルな制度だけでなく、インフォーマルな支え合いの仕組みづくりが必要になります。認知症になっても、本人と家族が安心して暮らし続けられる地域づくりが大切です。（スクリーン表示を元に戻す）また、認知症当事者の方からは、メディアなどにより、認知症に関する正しい情報ではなく、負のイメージが先行し過ぎているといった意見を多々耳にします。

1点目に、多世代参加型の認知症普及啓発イベントについてお伺いします。認知症は誰もが関わる可能性のある状態であり、早期発見、早期対応をするためにも、多くの方にメディアのイメージだけでなく、正しい知識を普及する必要があります。現在実施されているイベントは、認知症当事者やそのご家族など、当事者を対象として行われているものが多く、まだ関心を抱いていない方々、区内学生などに対しても、参加しやすいイベントを行い、認知症の正しい知識の普及啓発を進める必要があるのではないのでしょうか。

次に、認知症の早期発見の重要性についてお伺いします。認知症は、早期発見をすることで、進行を遅らせられる場合もあり、本人やご家族が余裕を持って、今後の生活の備えをすることもできます。ほかの自治体では、地域の医師会と連携し、自治体独自の認知機能健診を無料で実施し、その検査結果を75歳以上の運転免許更新時の認知機能検査に代用できるものとして利用す

るなど、検査の受診勧奨にも取り組んでいます。千代田区にも認知症の早期発見、早期対応を行政が後押しするべきと考えます。

3つ目に、地域で支える仕組みづくりについてです。千代田区には、認知症のことを正しく理解し、温かく見守る認知症サポーター養成講座が実施されています。認知症の方とどう接したらよいか、そもそも認知症とはどのようなものなのかを学ぶ講座です。これまで、千代田区でこの講座を受けられた累計は2万3,000人ですが、企業研修の一環でこの講座を受けられている方も多く、区民の受講率は多くありません。

また、実際に区民が千代田区のために活躍している方のための仕組みがなく、ようやく今年度からオレンジサポーターという位置づけに動き始めました。認知症サポーター養成講座のみを受講している区民への応援があと一押し欲しいところです。現存するオレンジサポーターの制度をなくすのではなく、区民の認知症サポーター認知度や窓口を広げてほしいと思います。

そして、サポーター活躍の場として、現在行われている認知症カフェのイベントに参加し、開催されている場所は変えずに、区内町会などにも広報したり、サポーター養成講座を区内学生ボランティアにも参加を促すなど、正しい知識の普及啓発と地域で支える仕組みづくりが必要だと思います。区の見解を教えてください。

次に、**区立図書館の機能のアップデート**についてです。

現在、社会は変化が激しく、技術の革新も急速で、常に新しい知識が生まれており、必要な知識の範囲が広がり、絶えず情報収集が必要になっています。インターネットの普及により、ネット上で公開されている情報も増加していますが、インターネット利用環境を持たない方や、必要なウェブサイトを探すことができない区民も多く、知識や情報の伝達における本や資料の役割は低下していません。また、電子書籍は、法整備が進んでおらず、現在実施されている千代田Web図書館も、単年度ごとに著作権の契約を更新する必要があるなど、全ての図書をデジタル化するには課題があり、図書館は大変大きな役割を担っています。

千代田区には、地域ごとに魅力ある図書館が設置されていますが、利用者の減少や貸出券の発行の少なさなどが課題となっています。そのため、図書館の機能をアップデートし、誰もが利用できる環境を整備する必要があると考えています。

バリアフリーについてお伺いします。2019年に読書バリアフリー法が成立しました。これは、様々な障害のある方が利用しやすい形式で、本の内容にアクセスし、読書できる環境を整備するための法律です。これにより、区内の図書館でも、少数ですが、点字図書、音声図書などが設置されてきました。（スクリーンを資料画面に切替え）

こちらの「りんごの棚」をご存じでしょうか。これは、特別な配慮を必要とする子どもを対象としたアクセシブルな本のコーナーで、1993年にスウェーデンの図書館で始まり、布の絵本、点字絵本、拡大図書、録音図書などが置かれています。そうすることで、ディスレクシアや視覚障害、知的障害の方など、紙に印刷された本を読むことが難しい方も本を読むことができます。そういった資料を1つの場所に集めることで、子どもが自分に適した読み方に出会える手助けをしています。

また、このように既に多くの自治体で取り入れられています。ここに子どもの本ばかりでなく、大人向けに子どもをサポートするための資料やサービスの情報を置き、まだまだ少ない子どもの障害についての情報収集、交換の場という機能も見込めます。(スクリーン表示を元に戻す) 区立図書館にこのようにアクセシブルな図書ブースを設け、また、それを広く区民に知らせてください。図書館に行っても、読むことができないと諦めてしまっているその方と保護者にとって、本が読めるという人生の選択肢を増やすことは大変重要であります。

ハード面のバリアフリーについては、区内図書館は古い建物も多く、段差やトイレ整備など、バリアが多い環境です。来年度から障害者差別解消法の改正により、合理的配慮が義務化されることにも鑑みて、施設など、ハード面のバリアフリーについても、積極的に整備に取り組む必要があると考えています。

千代田図書館や四番町図書館は、このような中高生コーナーを設けて、若者の学習スペースや居場所づくりをしています。(スクリーンを資料画面に切替え) 昨今の学生は、学習時にタブレットやパソコンを使用することが多く、この場所だけではなく、コンセントのあるカフェエリアに集中していることも多く見られます。ほかの自治体では、未就園児や小中学生の不登校児童のために、図書館内にプレイルームなどを設けて、子どもの居場所づくりに活用している例も多く見られます。(スクリーン表示を元に戻す) 今後、ますます増加が見込まれる千代田区の若者の居場所づくりのためにも、図書館の中高生専用席などにコンセントつき座席やプレイルームなどを配置して活用することを検討してはいかがでしょうか、区長の見解をお示しください。

最後に、千代田区フリーWi-Fi・ネットワークについてお伺いします。

2010年の辺りからスマホが急速に普及し、ガラケーとは比べ物にならないほどの通信量が増加しました。携帯キャリア各社の基地局の増設等が追いつかず、モバイル通信がつながりにくい事態になりました。当時は、通信量の多い通信プランは値段が高く、気軽に利用できるものではなく、Wi-Fiを整備することで、モバイル通信の渋滞を緩和してきました。

(スクリーンを資料画面に切替え) 千代田区でも、観光スポットや区有施設、災害時避難場所などにインターネット接続環境を誰にでも無料で提供するフリーWi-Fiとして、無料公衆無線LAN「CHIYODA Free Wi-Fi」を平成27年から提供しています。初回利用時にこのようにユーザー登録を行うだけで利用できる仕様になっておりますが、実際に利用してみると、大勢の人が同時にフリーWi-Fiを利用していたり、誰かが大容量通信をしているなどが原因になり、ウェブサイトが表示されない、アプリが通信エラーになるといった状況が多く見られています。(スクリーン表示を元に戻す)

一方、近年、これまで利用されてきた施設のフリーWi-Fiが次々に廃止されています。その理由として、モバイル通信環境の整備とコロナ禍による影響により、インターネット環境の変化によるサービス見直しが挙げられています。モバイル通信だけで安定的な通信が可能になり、格安プランなどの登場で、比較的安価で大容量な通信を手に入れ、フリーWi-Fiが不要な方も増えてきました。(スクリーンを資料画面に切替え)

反対に、こちらをご覧ください。昨年7月に長時間にわたり発生した通信障害時のフリーWi-Fi

Wi-Fiの認証状況の増減率をまとめたものです。商業施設、公共施設、交通施設ともに認証率が増加しています。フリーWi-Fiの需要は下がりつつあるということは認めた上で、もしもの備えというだけでなく、通信の安定性など、利便性もアップデートする必要があると考えています。（スクリーン表示を元に戻す）

大容量通信のできるWi-Fiや少ないアンテナで広いエリアをカバーできるWi-Fiのほか、セキュリティ面を進化したより便利で安全なWi-Fiの新しい規格や技術が登場しました。本年7月から、東京都では、欧米や国内で導入が進む国際的でセキュリティの高いWi-Fi接続基盤を用いたサービスを開始し、都が保有する施設に設置を拡大しています。今後、千代田区のネットワークのアップデートについて、課題と今後の見通しをお答えください。

以上、多岐にわたり、ご質問いたしました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、#次世代会派の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 富山議員のふるさと納税制度の活用に関するご質問にお答えします。

本区のふるさと納税制度による減収額は年々増加し、議員ご指摘のとおり、令和5年度は約17.4億円、特別区民税の約1割に相当する額が流出しております。これ以上の減収額の拡大は、将来の安定的な区民サービスの提供を脅かしかねず、看過できない状況にあると考えております。

ふるさと納税制度は、行政サービスに要する経費を住民が負担し合う地方税の応益原則の在り方を逸脱し、大きな課題を抱えておりますが、さらなる減収額の拡大が見込まれる中、本区と同様の事情にある他の特別区等の状況も考慮すると、現実的な対応を検討すべき段階に来ていると考えております。このため、職員提案によるアイデア募集や、制度導入後も様々な声を伺うことなど、頂いたご提案も含め、ふるさと納税制度の活用に向け、調査、検討を進めてまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 富山議員の不登校支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、仮想空間の活用についてですが、東京都の試行的運用を踏まえ、現在、来年度のバーチャル・ラーニング・プラットフォームシステムの導入を検討しております。本システムの導入により、様々な状況により、白鳥教室に通えない、または、通っていない日のある児童・生徒への新たな居場所と学びの場としての活用を図ってまいります。

次に、人員配置についてですが、ご指摘の都内の教員不足については、本区においても共通の課題でございます。バーチャル・ラーニング・プラットフォームやスペシャルサポートルームなどの不登校対策への効果的活用に向けては、人的配置の確保が不可欠です。ご指摘の働き方改革という視点からも、教職員の支援に努め、負担軽減を図ってまいります。

最後に、不登校に悩む子どもとその家庭への支援についてですが、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問やスクールカウンセラーによる面談、児童・家庭支援センターの教育相談などの多様な主体による複層的な取組をさらに充実させることで、子どもと保護者が悩みや不安を相談できる環境を一層整えていきたいと考えております。また、不登校の子どもたちや保護者が必

要とする情報を整理し、多様な手法で提供することで、不登校に悩む子どもと、その家族を取り残さない、孤独にさせない、そういった支援を行ってまいります。

引き続き、子どもたちや保護者、学校のニーズなどを適切に把握し、多様な不登校支援の充実を図ってまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 富山議員の認知症に関するご質問にお答えいたします。

初めに、多世代参加型の普及啓発イベントについてですが、区では、物販や絵画・音楽鑑賞などを通じて、認知症の有無にかかわらず、参加交流できるイベントとして、医療・介護関係機関と連携した認知症合同カフェを実施しております。また、小学生やその親子を対象とした認知症キッズサポーター講座も実施しております。今後も、全世代の方が気軽に参加できる認知症の普及啓発イベントの充実に努めてまいります。

次に、認知症の早期発見についてですが、区では、介護認定を受けていない高齢者を対象に「こころとからだのすこやかチェック」を実施し、認知症が疑われる高齢者に対して、専門職による訪問相談を実施しております。また、フレイル測定会では、最新のデジタル機器による認知機能診断を実施しており、こうした取組を充実させるとともに、今後は、認知症予防に注力する九段坂病院や地域のかかりつけ医との連携を強化して、認知症の早期発見につなげてまいります。

最後に、認知症を地域で支える仕組みづくりについてですが、区では、認知症サポーターのうち、区内で活動できる方を千代田区オレンジサポーターとして登録する制度を開始しており、現在、認知症カフェやワークショップにご協力いただいております。今後は、オレンジサポーターの活動拠点の充実はもとより、認知症の正しい知識と理解を深めるため、地域出張型の認知症サポーター養成講座を積極的に展開するとともに、啓発イベントへの学生ボランティアの活用、シニア層とつながりのある長寿会や民生・児童委員との連携強化などについても、鋭意検討を進めてまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 富山議員の千代田フリーWi-Fi・ネットワークのアップデートに関するご質問にお答えいたします。

本区における無料公衆無線LAN（CHIYODA Free Wi-Fi）は、区立施設における整備に加え、駅や秋葉原中央通り、商店街など、51か所のアクセスポイントを設置しております。これは、議員ご案内のとおり、東京オリンピック・パラリンピックを契機といたしまして、増加が見込まれておりました外国人観光客の利便性向上と、区の情報発信力の強化を目的といたしまして、平成27年12月からサービスを提供しているものでございます。

一方、利用する際には、30分に一度接続し直さなければならないことから、使いにくいというお声があること、本区といたしましても、初期経費や維持管理経費の課題があることに加えまして、鉄道事業者やコンビニエンスストア等、民間各社が、順次、フリーWi-Fiサービスを終了してきていることを考え合わせますと、区立施設以外の場所でフリーWi-Fiを自治体が設置し、維持管理し続けていくことの必要性そのものにつきましても、改めて検討すべき時期に

来ていると認識しております。

このため、今後、ご案内の新たな技術の可能性や東京都の取組も含めまして、費用対効果の側面から広く研究してまいります。

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君） 富山議員の図書館に関するご質問にお答えいたします。

最初に、区立図書館にアクセシブルな図書のブースを設けることについてですが、区立図書館では、現在、視覚障害者向けの大活字本や録音図書、点字図書、点字絵本のほか、知的障害や学習障害の方向けの音声デジターやLLブックなどを870冊ほど蔵書しているほか、千代田Web図書館の本は読み上げ機能つきで約1万タイトルを蔵書しており、利用者の方々にご提供しているところです。こうしたアクセシブルな図書のブースを設けることについては、今まで図書館を利用したくても利用が難しかった方々へのアプローチにもつながるため、区立図書館の限られたスペースの中で、どのように「りんごの棚」のようなブースを設けられるかやその周知方法などについて、検討してまいります。

次に、区立図書館のハード面のバリアフリーについてですが、区立図書館の施設・設備は、日本図書館協会の図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインに基づき、車椅子が通れる通路幅の確保やスロープ、手すりの設置などを行っております。しかしながら、特に書架の高さやサインなどについて、障害の種類によっては、バリアフリー化が完全とは言えませんので、今後、大規模改修などの施設の更新に合わせ、合理的配慮を踏まえたさらなるバリアフリー化に取り組んでまいります。

最後に、区内学生の居場所づくりについてですが、現在、区立図書館の中高生の専用席や専用ルームは、千代田図書館に16席、四番町仮図書館に8席の計24席を設置しております。令和3年度に改定した千代田区人口ビジョンでも、今後も区民の中高生人口が増え続けると見込まれており、令和8年度に開設する新四番町図書館には、コンセントつきの中高生専用学習ルームを約30席設置する予定であり、図書館を活用した中高生の居場所は拡大いたします。今後も、限られたスペースの中で、創意工夫をしながら、様々な利用者にとって、さらに利用しやすい図書館を目指してまいります。

〔政策経営部長古田 毅登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 富山議員のふるさと納税制度の活用に関するご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

各特別区や都市部の自治体では、本区と同様、ふるさと納税制度による多額の財源流出に直面しており、減収分の補填や地域の活性化などを目的として、ふるさと納税制度を活用する動きが見られます。他の特別区においては、様々な目的でふるさと納税制度の活用がなされているところですが、減収額の増大も一因であると認識しております。

区長答弁でも申し上げましたが、現在のふるさと納税制度は、地方税の応益原則に反する面があること、加えて、地方財源の不足や地域間の税収格差は、本来、国の責任において是正すべきところ、自治体間の税源の奪い合いを生じさせていること、その結果として、地方交付税の財源

を圧迫していることなど、問題の多い制度でございます。このため、特別区長会は、本年7月、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを国に要望したところでございます。しかしながら、減収額が拡大し続ける状況では、現実的な対応の必要性も認められますので、頂いたご提案なども参考にしながら、本区においても、制度活用に向けた調査、検討を進めてまいります。

〔デジタル担当部長村木久人登壇〕

○デジタル担当部長（村木久人君） 富山議員の千代田区DXに係るご質問にお答えします。

区では、昨年4月に千代田区DX戦略を策定し、デジタル技術を活用した区民の利便性と職員の生産性の向上を目指して取組を進めてまいりました。今年度は、DX戦略の中間地点に当たることから、取組の進捗状況等を踏まえて、課題を整理し、次期戦略につなげていくことが重要だと考えており、議員ご指摘のような様々な主体が活発に活動する地域特性を生かした取組も課題として認識しているところです。

そうした取組として、今後は、区民、企業、大学など、様々な地域主体と連携して、行政のスマート化にとどまらず、言わば、地域のスマート化を進める千代田区スマート化推進プロジェクトに取り組んでまいります。具体的には、まず、区民、企業、大学などの多様な地域主体から、日常生活の気づきやアイデア等を提案いただき、施策化するデジタル活用提案制度を実施します。さらに、区が取り組む様々なDX施策を集約し、一元化するとともに、ダッシュボードにより必要な情報を視覚的に分かりやすく発信するなど、区民等に有用なデータの見える化を進め、様々な課題解決につなげていきます。

これらの取組の相乗効果により、魅力ある地域社会が実現できるよう努めてまいります。

○25番（富山あゆみ議員） 認知症について、もう一度お伺いします。すみません。自席から再質問いたします。よろしくお願いいたします。

訪問相談や見回りが行われているのはもちろん承知しておりますが、連絡がなかった方全員に行われているかということ、そうとは言えない状況となっております。また、検査の受診勧奨にはなっておりません。また、認知症は、現代医学では原因が特定されておらず、認知症予防という言葉は正確ではございません。この言葉で傷つく方もいらっしゃいます。正しい知識の普及啓発をするためにも、今後は、誤解を生むため、使用しないようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 富山議員の再質問にお答えいたします。

認知症に関する再質問と認識しております。まず、認知症の対策につきましては、区としても、大変重要な問題だと思っております。引き続き、来年度に向けても力を入れていきたいと思っております。

その中で、この認知症に対する誤解のようなイメージがあるということでございますけれども、もちろん認知症の誤解を解くような形で、しっかりと区民を通じて周知をしていきたいと思っております。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、千代田区議会自由民主党を代表して、1番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 令和5年第4回定例会におきまして、千代田区議会 自由民主党として代表質問いたします。

まず、第4次基本構想での将来を見据えた行政運営における民意と行政の責任、公共施設の整備について伺います。

本区の人口は、平成11年4月に過去最低の3万9,264人まで減少し、自治体存続の危機とされましたが、その後の人口回復に向けた取組により、平成25年4月にはおよそ5万人を回復しました。現在では、およそ6万8,000人まで増加しており、区は、今後も、当分の間、この傾向が続くものとしています。

こうした背景の下、本年3月に策定された第4次基本構想では、「変化が激しい中でも、伝統を大切にしながら、新たな時代とも調和を図る」として、普遍的な将来像を掲げました。区政への区民参画については、第4次基本構想でも、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区民の主体的な参画を進めること、また、区民の様々な意見を尊重し、区民からの理解を得られるよう、努めることが述べられています。しかしながら、人口の増加や価値観の変化により、区民の意見は多様化しており、全ての人々の理解と納得を得ることは現実的ではありません。

昨今の区政運営においても、合意形成に課題が生じている事案が散見されます。区民の構成が数年前とは大きく異なっており、長年の居住者や地元でご商売を営んでいる方だけではなく、数の上では、本区への来街者等、地域との関わりを持たない人も多い中、従来型の手法だけで合意形成を図ることに限界があると思います。区民生活に大きな影響を及ぼす事案については、方針決定前に区の情報を可能な限り開示し、広く、多くの区民等から意見聴取する機会を設けることが望ましいと考えます。

さらに、行政は、得られた意見を踏まえて判断する際には、現在、居住している区民だけではなく、未来を担う世代に対しても責任を持つ必要があります。行政として責任を持って決定した事案は、根拠や理由を丁寧かつ合理的に説明しつつ、多様な民意に対して、1つの答えを出す責務があります。他方、議会は、議決が必要な事案については、様々な意見やそれに対する説明内容を踏まえて判断し、その結果に対して、責任を持つものと考えております。基本構想の理念は理解できますが、抽象的な表現が多いため、具体的な道筋が分かりにくく、現実の区政運営の場面では、具体的な意見が交わされることが想定されます。

これらを踏まえ、将来を見据えた行政運営に関し、民意と行政の責任について、区長のお考えをお伺います。

次に、公共施設の整備について伺います。

近年、本区では、老朽化した施設も増えており、今後、順次、機能更新が行われていくものと認識しております。また、公共施設が再開発計画の区域内に立地しているケースもあるため、再開発事業の中で、施設整備を進める例も見受けられます。

本区は、活用可能な土地が限られているため、単に建築や機能更新だけの視点に捉われず、将来を見据えた施設整備が必要です。整備と同時に、区内の公共施設の最適な配置による利便性の

向上、地域課題の解消、将来にわたり、機能を最大限発揮できる環境を整えていくことが求められており、区の事務執行の効率化を多角的に検討していただきたいと思ひます。

具体的な事例として、区役所近傍の九段南一丁目地区再開発ですが、当該計画の区域内には、九段生涯学習館等の公共施設が立地しており、区内のどこからもアクセスしやすく、駅からも近いいため、既存の機能だけでなく、区民の利便性を鑑み、例えば、総合窓口や図書館、かつての公会堂に相当するホール等を入居させたり、分散している区役所の機能を集約するための工夫や活用も1つの選択肢です。様々な機能を詰め込んだ複合施設にするのではなく、文化や区民利用等のテーマで機能を絞り、パブリックとプライベートを区別することが望ましいと思ひます。

また、駅の周辺では、放置自転車が問題となっていますが、公共施設を含む再開発事業の中で、顕在化している地域課題の具体的な解決策を提示することも可能です。公共施設の整備は、様々な課題を同時に解決する機会でもあります。

区では、各部が日頃から区民の声を聴取し、施設利用に関するニーズや地域の課題を把握していると思ひますが、施設整備では、これらの情報を下に全庁で検討していただき、将来を見据え、区民の暮らしや地域の価値がより向上する施設整備を計画していただきたいと思ひます。

それに伴い、第4次基本構想のような抽象的な方向性だけではなく、第4次基本計画として、5か年、10か年で、各部署ごとのみならず、全体像を示す樋口区長版のみらいプロジェクトを作成されない理由はなぜでしょうか。

年度ごとの予算概要内で示される単年度計画を修正する作業では、将来の千代田区の目指すべき方針が担保されません。施設整備計画では、ロングスパンでどのような方向性で行政運営をするのか、長期計画を立て、区としての全体像を一覧で示していただき、その計画をベースに、将来像を議会や区民の方へも共有していただきたいと思ひますが、以上を踏まえ、区長の率直なお考えをお伺いいたします。

続いて、**令和6年度当初予算編成**の考え方についてお伺いいたします。

本年度、令和5年度当初予算は、千代田区第4次基本構想で掲げる「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を目指すための初年度予算として、位置づけられました。この新たな基本構想では、時代の変化により、色あせることのない普遍的な将来像を示すことによって、多くの方々と向かうべき方向性を共有するとともに、変化に対して、より一層柔軟な対応のできる行政運営を推進しています。つまり、普遍的、柔軟な対応を区政の基本的な柱と位置づけ、これを目指すために編成した初年度予算が、本年度、令和5年度の当初予算になっており、これまでの本区の予算とはスタンスが大きく異なっています。

石川区政では、予算は1年間の区の行政活動の公約であり、単年度予算の枠にとどまらず、幅広く今後の財政の在り方を含めた基本的態度を示すものと位置づけ、単に予算額の多寡で考えるのではなく、施策や事務事業の実施結果が区民の生活向上にどれだけ寄与するのかという成果の視点を十分に踏まえて予算を組むこと、そして、いかに区政の中身を区民の方々に分かりやすく示すかということに注力されていました。

先ほども指摘いたしました、令和5年第1回定例会、令和5年度予算審査の中では、普遍的

な将来像と柔軟な対応という基本構想と令和5年度当初予算をつなぐベンチマーク、区政はどこに進もうとしているのかが示されないと、予算の是非が判断しにくいとの議論がありました。他方、昨年度、令和4年度予算は「希望の明日につなぐあけぼの予算」と定められ、誰一人取り残さず、様々な立場の方々に寄り添う形で、施策が展開されました。そして、さきの第3回定例会、いわゆる決算議会において、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算審査の結果、予算の流用について、幾つかの問題点が明らかになりました。このため、今後の予算編成においては、変化に柔軟に対応しつつも、財政規律を守り、効率的で効果的な行財政運営を行うべきと指摘したところです。

執行機関におかれましては、現在、令和6年度予算編成作業中だと思われませんが、この間の区議会における議論、指摘を踏まえた上で、どのような視点で編成の取組が行われているのか、お伺いいたします。

石川区政時代から行っていた事業部枠の予算編成方式や複数年度の視点等、本区独自の予算編成方法について、どのように踏襲し、あるいは、変更したのでしょうか。そして、令和5年度予算審査及び令和4年度決算審査を踏まえ、庁内でどのような議論、方向へ進もうとしているのでしょうか。さらに、令和6年度予算編成に当たり、どのような分野に重点を置いた予算編成作業をしているのでしょうか。明快にお答えください。

次に、**第三者評価機関**について、行政へどのようにフィードバックされているか、お伺いいたします。

現状は、事業評価、財務評価等は現場指導のみで、その後、第三者評価機関から行政側が評価結果を直接ヒアリングし、フィードバックできるような議論をする機会を設けていないと伺っています。子ども部でいえば、区立保育所等には第三者評価機関が入りますが、学童保育、区内24か所へは対象となっていません。東京都の評価基準は定められていないものの、港区等では、厚生労働省の基準フォーマットを利用して、既に学童保育にも第三者評価を実施し、質の高いサービスを提供する目的で、評価結果を港区のホームページへ掲載、公表するなど、第三者評価機関を積極的に活用しています。福祉部門においても、各所でのモニタリング調査をした後、現場サイドだけではなく、第三者評価機関と行政サイドとの直接的な議論の場が設けられているのでしょうか。

ペーパーのフィードバックだけではなく、BCP（事業継続計画）や緊急対応マニュアル、民間開放、指定管理等、各部署で取り扱う本区での第三者評価機関からの意見を、後日、行政サイドも直接ヒアリングし、各業界事情や他区と比較検証する指標の1つとして、活用の幅を広げていただきたいと思います。現状と併せ、全庁的に標準化が可能か否か、お伺いいたします。

次に、**子育て支援策**についてお伺いいたします。

政府は、2030年が少子化対策の分水嶺とし、今後3年間でこども・子育て支援加速化プランと称し、集中的に支援策に取り組む中で、今月発表された総合経済対策やこども未来戦略会議でも、子育て世帯を対象とした支援強化の1つとして、保育所等の利用要件を緩和し、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据

えた議論が進められています。

当方も、従前より無園児対策、未就園児対策を訴えてまいりましたが、全ての子育て世帯を対象とした包括的に提供されるサービス拡充、幼児教育と保育の質向上を目指し、保護者のレスパイトや虐待防止、全ての区内のお子さんのウェルビーイング向上のためにも、現状の一時預かり事業で不足している日曜日・祝日の保育拡充を前向きに検討していただきたいと思います。現在の児童館、保育所等の在り方や運営方法、また、それに伴う組織として受け入れるための現場の意識改革等、多様化する保護者の働き方に添うためには、どのような保育システムが保護者から求められているのか、令和型の働き方に即したニーズ調査が必要です。子ども・子育て会議での議論も踏まえつつ、今後の保育施設の用途転換、不足している日曜・祝日保育等の需要確認と併せて、今後、調査に盛り込まれていくのか、区のご見解はいかがでしょうか。

他方で、保育の現場では、人手不足や業務負担の増加等が課題となっています。今回発表された総合経済対策では、こども政策DXによるプッシュ型子育て支援を目指し、保育士の業務負担軽減を目的とした保育現場全体でDX推進に向けた調査、研究を行うとしています。保育士等の現場の声も聴取して、現場サイドへの受入れ体制が整理されてからになると思いますが、こども誰でも通園制度や病児・病後児保育等、レギュラーメンバー以外の不特定多数の乳幼児を通園させることで、保育士の負担が増え、不適切保育も懸念されます。そのため、保育士の処遇改善や配置基準等と、パッケージで議論を進めていくべきかと思います。

さらに、政府は、先月、子どもの性被害防止や不適切保育、虐待防止等に、保育や教育現場での対策強化に向け、防犯カメラ設置費用を公費で補助すると表明しました。かねてより当方が質問してまいりました園内現場の室内カメラ設置の是非等も盛り込んでいただきたく、これらを踏まえて、今年度実施する本区でのニーズ調査の内容が非常に重要と考えています。

また、東京都保育所設備・運営基準が示された安全対策等も参考にしつつ、本区の施設に添うよう、現在は統一化されていない区立園の緊急対応マニュアルのフォーマットを修正作業し、子どもや職員の安全性の担保を確立していただきたいと思いますが、進捗状況はいかがでしょうか。

政府は、今年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤を導入する自治体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進めるとしています。さらに、子どもからのSOSを受け止められるよう、支援体制を整備するため、2024年4月から設置が努力義務となるこども家庭センターにおける職員の配置や、専門人材の活用を支援するとも示しています。

本区では、令和5年第1回定例会での当方の質問に対する答弁の中で、(仮称)子ども総合サポートセンターの設置については一旦立ち止まり、こども基本法が施行されたことで、将来的にこども家庭センターに各支援機能を一元化していく方向性を示されました。以上の体制を整えていくためにも、今後は、子ども・子育て支援事業計画にも盛り込まれていくとは思いますが、児童福祉と母子保健の一体的な支援の提供体制の構築等、こども家庭センター設置に向けた進捗状況を併せ、お答えください。

次に、介護DXについてお伺いいたします。

日本は、間もなく2025年問題と呼ばれる超少子高齢化の時代に突入します。令和2年の国勢調査によると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は28.6%と、世界で最も高い水準となっています。利用者の増加で、介護サービスの需要がさらに高くなり、限られた人材を活用し、効率よく業務を行える体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

従前から、国が骨太の方針で介護DX推進を示して以来、今月、政府から発表された新たな総合経済対策として、医療、介護事業者向けのDX支援の拡充、伴走支援、人材育成、利用者の利便性の向上、働き手の負担軽減、ICT技術の活用やオンライン診療、介護ロボット等の導入と普及支援の拡大が示されました。当初は、DXと相性がよい業種に限られていましたが、建設業界や介護業界等でも、業務の在り方を変革する機会と捉え、常態化した介護現場での人手不足の解消と、介助業務の軽減化が期待できます。既に厚労省ではモデル事業を実施し、今年3月に、介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業報告をまとめています。また、利用者ごとのケアの引継ぎ作業記録をいかに正確に効率化するかが課題とされています。

DX化により、専用ツールを活用することで、蓄積されたデータを利用すれば、パーソナルケアプランを作成しやすくなり、引継ぎ業務の負担を軽減させ、従来はマンパワーに頼っていた作業を自動化、省人化の期待もできます。限られた労働力の中で、従業員の負担を軽減しつつ、サービス向上を目指した介護DXは、今後欠かせないツールとなっていくと思いますが、初期費用や特殊な専用システムも必要であり、以上の観点から、ICTやDX化を推進していくため、区内施設への機器導入の際、本区でも補助をしてはいかがでしょうか。医療・介護分野におけるサービス提供の質、利便性の向上及びその効率化を図るためにも、本区の介護DXへの取組や方針等についてお示しく下さい。

最後に、**防災地下シェルター**について、質問いたします。

先週11月21日、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射が強行され、飛翔体が沖縄本島付近の上空を通過した旨、日本政府より確認されたことは周知のとおりです。千代田区は、直下型の地震や水害等の自然災害への防災対策は進んでいます。しかし、令和型の災害は、テロやミサイル攻撃、サイバー攻撃等に伴う人為的災害が増加すると考えられます。世界情勢は、数年前とは大きく異なり、ロシアによるウクライナの侵攻、中東における戦闘等は現在も続いています。日本の意思とは関係なく、先行きが読めない世界情勢下において、政府は、武力攻撃等の事態に備えて、地下シェルターの整備を推進する方針を定め、東京都もシェルターの整備を進めるとしています。

千代田区は、昼間人口がおよそ100万人近く、来街者への考慮もしつつ、このような新たな災害発生時に、区民の命や財産を守るための対策を検討しているのでしょうか。

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が、シェルターに関する統一見解を作成するために、ワーキンググループを立ち上げ、内閣官房経由で総理大臣宛てに提議する予定で、東京のような地下施設の多い都会型、地下施設の少ない地方都市型、離島型等、各エリアに適したシェルターについて研究することとなっています。ワーキンググループでは、都会型シェルターの研究に自治体の参加を要望しており、本区は、国の機関や上場企業の中枢が集中していることや、

地下鉄、地下街等、多くの既存の地下施設があり、研究のモデル地区として最適と考えられます。

災害対策は、一義的には自治体の責任であり、千代田区が都会型モデル地区として自治体代表で参加すれば、実態を迅速に把握でき、全国にシェルター化が実現される際に有効な対応が可能です。当該推進協議会のワーキンググループへの参加を検討してはいかがでしょうか、区のご見解をお伺いいたします。

以上、区長をはじめ、関係理事者の明快な答弁を求め、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 西岡議員の将来的な行政運営に関するご質問にお答えいたします。

初めに、第4次基本構想での民意と行政の責任についてですが、民意とは、多様な意見の集合であり、それぞれの意見が尊重されるべきですが、西岡議員もご指摘のとおり、全ての意見を同等に区政に反映することは困難であります。区といたしましては、これまでと同様、理解を求めながら一致点を見いだすよう努め、異なる意見を持つ方々にも説明責任を果たしてまいります。また、行政の責任は、将来にも及ぶものであり、単に現在の区民の利益を最大化することだけではないと考えております。議員ご指摘のように、未来を担う世代にも責任ある区政を推進してまいります。

次に、公共施設の整備についてですが、公共施設は、一たび整備すれば、その場所で長期にわたって使われていくものであります。整備と同時に、地域課題をはじめとした諸課題を解決することは重要な視点であり、区民生活や地域の価値向上に資する施設整備に努めてまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 西岡議員の子育て支援策に関するご質問にお答えいたします。

まず、日曜・祝日の保育拡充についてですが、来年度の子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、現在の働き方に即した新たな保育に関するニーズ調査や保育定員の空き状況を見据えた用途転換及び児童館・学童クラブの運営等を踏まえ、新たな保育システムの展開をお示しする予定です。一方で、こども誰でも通園制度など、未就園児等の保育に当たりましては、持病や障害対応、食物アレルギーへの対応など、保育現場の負担軽減と意識改革に努め、保育定員の最適化と職員体制などと併せ、引き続き検討してまいります。

次に、子どもや職員の安全性の担保についてですが、今年度は、東京都の緊急対策事業補助を活用し、公立、私立全園を対象に、必要に応じて、午睡センサーやバス内の置き去り防止装置など、新たな事故防止のための取組を進めているところです。今後、さらなる子どもの安全を確保するため、国の交付金等を活用した取組も検討してまいります。議員ご指摘の室内カメラの設置につきましては、個人情報取り扱いや保護者の総意による承諾の必要性などの課題がありますが、ニーズ調査における安全管理に関する意見と子ども・子育て会議及び保護者や職員の意見を聴取することにより、慎重に対応してまいります。また、現在、区立の各園において、東京都の児童福祉施設の設備及び運営の基準により、令和6年4月を目途に区立園での統一的な基準を用いた

緊急時に実効性の高い新たな安全計画の策定に取り組んでいるところです。

次に、子ども家庭センターについてですが、現在、児童福祉と母子保健の一体的な支援等の提供体制の構築に向けた取組を進めているところです。具体的には、システムを活用した情報共有や合同のケース会議、家庭訪問など、より迅速かつ的確に相談に対応するための連携方策や保健師による妊婦面談等を児童・家庭支援センターでも実施できるよう、オンラインを活用した環境整備を行います。また、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行うサポートプランの作成とそれに基づく支援を行います。こうした児童福祉と母子保健の一体的な支援等につきましては、子ども・子育て支援事業計画の法定記載事項ではないことから、現在策定中の（仮称）子育て・教育ビジョンの中で取組の方向性などについて、お示ししてまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 西岡議員の介護DXに関するご質問にお答えいたします。

高齢者が増加の一途をたどり、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。今後、介護需要の急増が想定される中、今、介護業界は慢性的な人手不足の状況にあります。区が実施した介護人材実態調査においても、人手不足を感じる事業者の割合が7割を超えており、その解消が喫緊の課題であると認識しています。介護DXの推進は、介護職員の負担軽減やサービス向上等の観点から有用な方策であり、区としても積極的に取り組む方向で検討しているところでございます。

現在策定中の千代田区高齢者福祉計画におきましても、重点事項の1つに介護サービス基盤の強化を掲げ、その実現に向けた施策として、介護人材の確保・支援を明記し、従来の助成制度に加えて、介護職員の負担軽減の観点から、ICT技術を活用した支援を検討するとしています。

現在、東京都では、介護機器の導入費用の一部を事業所に対して直接補助する取組を実施しております。区といたしましては、介護DXに関する国の検討状況や東京都の事例などを参考に、介護事業者のニーズ把握に努め、介護DXの推進に向けた補助制度等、区民の方が安心して利用できる介護サービスを後押しする取組を支援してまいります。

〔政策経営部長及び財産管理担当部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長及び財産管理担当部長（古田 毅君） 西岡議員のご質問のうち、初めに将来的な行政運営について、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、民意と行政の責任についてですが、区では、区民等の主体的な区政参画等を進めるため、参画協働ガイドラインを規範としながら、区民の意見の多様化や合意形成に伴う課題等に対応するため、事案に応じた参画手法を検討し、活用を進めております。引き続き参画手法の活用について継続的な改善を図りながら、民意の把握、反映に努め、説明責任を果たしてまいります。

次に、公共施設整備時の地域価値向上についてですが、施設整備に当たっては、施設所管部を中心に庁内で情報共有しながら検討しております。西岡議員のご指摘も踏まえ、庁内でより緊密な連携を図るとともに、区民ニーズの把握や反映、諸課題の解決に努めてまいります。

次に、第4次基本計画や施設整備計画等を策定しない理由についてですが、第4次基本構想の

下では、毎年、施策や事業の中期的な方向性を示す将来像に向けた方針を策定し、これに基づいて編成した予算と一体的にお示ししております。このことにより、社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、中期的な取組の方向性と予算事業のつながりを明らかにし、基本構想の実現に向けた道筋の具体化を図っているところでございます。しかしながら、基本構想と予算のつながりが分かりにくい等の指摘を踏まえまして、将来像に向けた方針につきましては、基本構想と予算事業の関係等をより明確化するための改善に取り組んでおりますので、令和6年度予算案とともにお示しをしております。

また、施設整備計画に代わるものとして、現状では、整備、改修に向けた調査や、設計、工事段階に入り関係予算が生じる施設につきましては、予算の概要に複数年の予算とスケジュールを掲載しております。一方、予算化する経費のない施設については、整備、改修等の時期、内容が未定のためお示ししておりません。この点につきましては、現在、既存施設のライフサイクルを踏まえた維持管理等を行うため、公共施設等総合管理方針の改定作業を進めておりますので、施設に係る中長期の見通しや見える化等につきましては、改定作業の中で取り組んでまいります。

次に、令和6年度予算編成に関するご質問にお答えいたします。

まず、議会における指摘等を踏まえた予算編成における視点についてでございますが、例えば予算の流用イコール不適切な執行というわけではございませんが、過不足のない適正額の予算計上に努めるなど、変化に柔軟な対応と財政規律が両立できるように取り組んでいるところでございます。

次に、本区独自の予算編成方法についてでございますが、基本的な編成方式として、枠予算編成方式により令和6年度予算を編成しており、複数年度の視点を含めて、大枠では従前からの手法を踏襲しております。その一方で、各部と財政課を中心とした政策経営部が議論及び査定を経て予算計上に至る枠外予算の事業数を増やすことで、変化の激しい時代に必要な施策が年度ごとに展開できるような変更を行っております。

次に、令和5年度予算審査及び令和4年度決算審査を踏まえた庁内議論と方向性についてでございます。令和6年度予算が第4次基本構想の策定後の初めての予算編成であることから、基本構想と各年度の予算をつなぐ将来像に向けた方針を改善しながら、目指すべき姿に向けた現状や課題、その解決手段や方向性を整理し、複数年度の視点を持った予算編成に取り組んでおります。

最後に、重点を置く分野についてですが、令和6年度の予算編成方針では、災害への備え、脱炭素社会の実現、地域コミュニティの活性化、子ども・子育て支援施策、高齢者施策、DXの推進といった重点的に取り組む6つのテーマを示してございます。

次に、第三者評価機関に関するご質問にお答えいたします。ご指摘の第三者評価機関との直接的な対話等につきましては、全庁的に標準化された対応ではなく、実施結果報告書の提出時等に行われる場合もあるという状況でございます。第三者評価機関との対話により、施設の運営等に関する強みや課題を把握することは、当該施設におけるサービス水準の向上に寄与することが期待できますので、可能なところから取り組むとともに、全庁的な標準化につきましては実施体制なども考慮の上検討してまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 西岡議員の防災に関するご質問にお答えいたします。

まず、武力攻撃等の災害発生時の対応についてですが、国民保護法では、国や都道府県、区市町村の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることとなっております。区はその考えの下、千代田区国民保護計画を定めております。計画では、有事の際は非常災害対策要員体制をしくとともに、警察や消防等と協力し、都が指定した避難施設への誘導を行うことになっております。武力攻撃等の災害発生に関しましては、区単独での対応はできないため、国や都、関係機関との連携を図り、区民等の安全確保に努めてまいります。

次に、ワーキンググループへの参加についてですが、詳細が確認できないため、参加は難しいと考えております。

○1番（西岡めぐみ議員） 自席から再質問させていただきます。

1点だけ確認をしたいんですけども、第4次基本計画としての、5か年、10か年を計画しない、みらいプロジェクトのようなものを作成されない理由というのがいまいち分からなくて、もちろん施設整備計画を改定していく作業をしていると思うんですが、その全体像を一覧で示していただくという、その計画をベースに合意形成をしていくための区民としてのツールになると思うんですよ。（ベルの音あり）ロングスパンで見ていけない状況をどう改善していくのかというところを、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、そこをどう改善していくのかというところだけお答えいただけますか。

以上です。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 西岡議員の再質問にお答えいたします。

長期の計画につきましては、これまでの議会とのご議論の中でも、つくったそばから陳腐化していくというようなことがご指摘を頂いておりました。実際には、特に施設整備計画について、みらいプロジェクトに掲載されていたんですけど、こちらの計画について、特に実態との乖離が激しいというご指摘も頂いておりました。そこで、みらいプロジェクトという基本計画の形は取らないんですけども、公共施設等総合管理方針の今改定作業をしております、これを総合管理計画という形で計画化して、中長期の施設整備の状況を明らかにしていくということを今取り組んでおりますので、こちらの中で全体像をお示しできればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

千代田区議会自由民主党議員団を代表して、14番白川司議員。

〔白川 司議員登壇〕

○14番（白川 司議員） 千代田区議会議員の白川司です。千代田区議会自由民主党議員団の一員として、代表質問を行います。

当会派は、自由民主党における保守本流の立場から、健全な区政を取り戻し、維持することを大目標にしております。保守とは、伝統や文化など古来より連綿と続いてきた古いものをしっかり守った上で、住民の生活向上のためなら改革や革新も辞さず、新しいものを貪欲に受け入れていく、新しいものと古いものが矛盾なく共存できる政治的な態度のことを指します。保守とはイデオロギーではなく、施策を効果的に行うための基本的行動です。区政を進める上で、保守本流の考え方が中心にあることが、行政を健全に保つためには必要です。私たち自由民主党議員団は、この保守本流の精神を常に忘れず、区民のための区政を正し、支援してまいります。

まず取り上げるのは**予算**についてです。予算執行において前定例会で審議いたしましたが、それを踏まえて質問いたします。

まず、予算全体の方針についてお伺いいたします。千代田区は、これからさらに人口が増えて税収が伸びるとともに、予算もさらに拡大すると考えられます。全ての予算項目をやみくもに増やすと、非効率化、つまり無駄が生じやすくなります。予算増を前提にするにしても、どの分野は予算を拡大させても構わない、あるいはどの分野は予算増を抑えるべく効率化を図るべきかなど、メリハリをつけた予算編成が必要です。

ここで質問いたします。今後、区として優先していくのはどの分野でしょうか。これから予算を増やしていく分野として、子育て、福祉、DX、環境などが考えられますが、これから注力していく分野の優先順位を教えてください。

次に、これまでの予算において、特に直近の定例会で激しい議論になった流用と執行残などについてお伺いいたします。流用とは、全体の予算を動かさず、既定の予算の金額を相互に融通し合うことです。流用はあくまで不足を補う臨時的な手段だと考えられ、無制限に認められるべきではありません。もちろん機動的な予算執行を維持するために流用は必要ですので、流用が常時行われること自体に問題があるわけではありません。

ここで質問いたします。最近、他区で流用が議論になったことはありますでしょうか。また、区はこの流用をどのような基準で実行しておりますでしょうか。

次に、執行残についてお伺いいたします。執行残は、それだけ予算が節約できたという面もあり、一概に批判されるべきではありませんが、それにしても予算規模からして100億円前後という、これまでの額は決して小さなものではありません。

ここで質問いたします。100億円前後という現在の執行残を区はどう評価していますでしょうか。また、100億円が多いと考える場合、大まかな目安としてどれくらいまで抑えるべきかをご教示ください。

現在はインフレの可能性が高まっています。インフレとは手元資金の価値が時間がたつごとに目減りすることです。執行残が多いことは区政のために決してプラスにはなりません。無理をして減らす必要はありませんが、一定の歯止めは利かせるべきだと思います。

予算についてはもう1つ、基本構想と基本計画に対して議論になりました。もともとは10年

計画のちよだみらいプロジェクトの一部が、現在の基本構想における将来像に向けた方針の形になったと聞いております。特にコロナ禍で、1年先のことすら見当がつかないという状態を経験してからは、私も5年計画、10年計画というのはさすがに長過ぎると感じており、廃止したこと自体は適切だと評価します。ただし、現在の基本構想は、目標と施策だけが並び、少し曖昧に感じます。もう少し具体化、明確化するための工夫が必要ではないでしょうか。

ここで質問いたします。現在の基本構想を、もう少し具体的なことが分かるようにしていただくことは可能でしょうか。今の状態ですと、どの部署が担当するのかさえ明示されておりませんし、数値目標も少なく、どれを優先したいかも不明です。ぜひ明確化の工夫をしていただければと思います。

予算の最後にふるさと納税の財政への影響についてお伺いいたします。ふるさと納税はこれまで本会議でも何度か取り上げられておりますが、区民税に対する寄附金控除額が令和5年度は9.3%を占めており、特別区では中央区、文京区に続いて3番目に高く、17.4億円にも上っています。このレベルですと、区の貴重な財源が大きく損なわれていると言ってもいいでしょう。千代田区の寄附金控除額は今後も増えていく可能性があり、このままだと20億円を超える懸念もあります。

ここで質問いたします。ふるさと納税による減収が区財政に及ぼす影響について、どのようにお考えでしょうか。まだ財政の持続可能性に大きな影響を与えるレベルではありませんが、今後のことを考えると現実的な対応が必要です。具体的にはその穴埋めができるような収入確保が必要だと考えます。

ふるさと納税の目的は、都市に住んでいる人たちが自分を育ててくれたふるさとに納税額の一部を回して、ふるさとの発展や維持に貢献することにあります。千代田区にこれが当てはまるかどうかと考えると、微妙な部分がないとは言えません。ただし、私は千代田区においてもふるさと納税の趣旨に従って実施するのは可能だと考えます。例えば、ふるさと納税の返礼として、地元商店街の飲食に使えるクーポンを利用すれば、90万人と言われている千代田区の昼間人口に該当する人々にも地元商店街にも利益が還元できます。千代田区に働く場がある人たちにとって、帰宅途中に立ち寄りのお店が、ストレスを発散し、明日への活力を生み出すよりどころにもなっています。そういったお店に貢献する形であれば、ふるさと納税の趣旨とは大きな矛盾はないだろうと考えます。

ここで質問いたします。働く場が集中している千代田区の特性を生かした形で、区の財政を守るためにふるさと納税を活用することは十分に可能だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、伝統や文化を守ることに關することについてお伺いいたします。千代田区には、皇居や東京駅、靖国神社や日枝神社、旧連雀町の老舗街など、歴史的な背景を持つ建物がたくさんあります。千代田区の公的な建物については財政のしっかりしたバックアップがあります。その点、千代田区は公的な建物の保守点検を常に怠っていない点、高く評価できます。

ここで問題にしたいのは、老舗の店舗や住居などとして、民間で所有されている老朽化した建

物についてです。多くの老朽化した建物は、イノベーションや建て替えなどを進めて、災害に備え、効率化を高める必要があります。ただし、ここで強調したいのは、そういったこととは別に、千代田区にはそのままの形で後世に伝えるべき価値ある建物が数多く残っていることです。この、そのままの形でという点が重要です。

今回、代表質問をするに当たり、老舗で働く方にもお話をお伺いいたしました。歴史ある建物が老舗の信用やブランドを支え、訪れる人たちには安らぎを与え、古さこそが見えない歴史の重みを伝え、働く方たちに誇りを生み出す源泉になっていると感じました。その一方で、古い建物には、古さゆえ老朽化から来る不安が常にあります。明日、直下型地震が来れば、その価値ある建物はいつ崩れ去るかもしれません。建造物は古ければ古いほど価値を生み出しますが、同時に、古ければ古いほどその維持管理に負担が増します。いずれのお店も大変気を配って維持管理を行っておられますが、そのうちの一部は、耐震補強など、今も今後も存続させるための補強工事が必要なものが散見されます。これらの建物はそのお店の象徴であるとともに、その地区、ひいては千代田区の象徴だと言っても過言ではありません。区としては、そういった建物をできるだけそのままの形で残すことができれば、観光を1つの有望産業と考えている千代田区としても大きな財産になると考えます。

ここで質問いたします。区として、民間所有の歴史ある建物の耐震補強について助成を検討していただくことができないでしょうか。マンションなど木造以外の建物について耐震補強の支援は行われていますが、私は伝統と文化に恵まれた千代田区においては、古い木造建築ほど耐震補強支援が必要だと考えます。

また、木造建築の場合、地震による倒壊だけではなく、常に高い火災のリスクがあります。旧連雀町は木造の趣ある建物が集まっていますが、この木造建築が密集する地区で大きな火災が起こったらどうなるんだろうと、この地を訪れるたびに不安に陥ります。2013年に老舗そば店の貴重な建物が焼失しており、私も落胆いたしました。あのような悲劇は二度と繰り返さないようにしなければなりません。木造建築の多い地区は、防災の指定地区として防災体制をしっかりと整えなければなりません。

ここで質問いたします。区としてそのような防災体制の取組は進んでおりますでしょうか。また、今後どのような対策が必要かもお考えをお聞かせください。

古い建物は地震と火事に弱いことが最大の短所です。後世に価値ある建物を残すために、区は率先してそれを支援すべきお手伝いをすべきだと考えます。

次に、**商店街の維持と発展に関わること**についてお伺いいたします。千代田区には古くからの商店街が幾つも残っておりますが、建物の老朽化が進み風俗店が増えている商店街、あるいはマンションが幾つも建って商店街としての活気を失いつつあるものが散見されるように感じます。私はこのような商店街についても区として支援を進めるべきだと考えます。今後は商店街内においてもマンション建設がさらに増えていくと考えられます。

ここで質問いたします。商店街を残すためにも、マンションを建てる場合に1階を店舗にすることを義務づけるような条例が必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。商店街とは、突

き詰めると店舗の地域集合体のことです。商店街の中にマンションが建つと、区の人口が増えることに貢献しても、商店街としての活気がなくなり、行く行くは千代田から古くから続いてきた商店街がなくなってしまうかもしれません。商店街の活気を維持するためにも、指定商店街内のマンション1階店舗の義務化を進めることを検討していただきたいと思います。

商店街活性化のもう1つの施策として、太陽光発電の設置の促進も有効だと考えます。太陽光発電については、メガソーラーが自然の景観を壊しているなどと一部では問題になっておりますが、日照がある場合、自家発電のための都市型発電としては優れた面があります。特に電気代が高騰している昨今では、太陽光発電のニーズは特に大量の電気を消費するビル店舗にこそ大きくなっていくと考えられます。

ここで質問いたします。現在、太陽光をビルに設置する場合、高さ制限があって設置できないと商店街の方から伺ったのですが、これを緩和して、かつ区として設置支援をすることは検討できないでしょうか。昨今の電気料金の高騰はお店の経営を圧迫する要因になっています。その対策として太陽光発電の設置条件の緩和と支援は有効だと考えます。

いずれにしても重要なのは、区としてどの商店街を維持すべきかを明確にして、それを指定商店街にして区として取り得る方策を取ることです。これまで述べたこと以外にも取り得る方策はありますが、まずはここまで挙げた新築マンション1階の店舗化の義務、太陽光パネル設置の支援についてご検討いただければと思います。また、さきに述べたふるさと納税を活用した商店街の活性化についても重ねてご検討をお願いいたします。

最後のテーマに移ります。ここまでは古いものをいかに守っていくかでしたが、次は新しいものをいかに生み出していくかについてです。私は、環境まちづくり部が作成した市街地再開発事業所諸元一覧を拝見して愕然といたしました。再開発計画として既に議決をしておきながら、ほとんど進んでいない計画が散見されたからです。外神田南部地区一丁目計画について、ついに動き出すことが決まったと報道されていますが、千代田区は隣接区に比べても検討中のままで動いていない計画が多いように感じました。「再開発」という言葉は最近はややネガティブな響きがあるようで、千代田区においても「まちづくり」という言葉が使われています。考えますに、社会において高齢化が進み、まちを新しくするよりも古いままに残しておくべきという人たちが増えているためではないでしょうか。

その原因として、例えば15年前に議決した計画であっても、15年後に着手しようとするれば、その分高齢化が進んでいるということがあります。千代田区は住人の入替えが多い区ではあるのですが、実際に区民として再開発に関わる方は、長く住み続けておられる方が中心のようにお見受けいたします。そうすると高齢化が進み、できるだけ変わらないほうが良いという考えに傾くのは無理がないことかもしれません。

ただ、まちを住みやすくし、商店や飲食店を活性化し、区民の生活を向上させる方策として、再開発は欠かせないものです。1つの例として、いわゆるもえ系の人たちを引きつけているまちとして、千代田区の秋葉原、乙女通りを有した豊島区の池袋、そして中野区中野、この3つが東京では代表的な地域になっています。後者2つのうち、秋葉原のライバルと見るべきは副都心に

ある池袋だと思います。秋葉原と池袋を比較しますと、秋葉原は再開発が遅れており、老朽化したビルが増えているのに対して、池袋は再開発が進んでいます。当地のエリアマネジメントに関わった方によると、40代のビルオーナーも増えており、代替わりが進んでいるそうです。また、池袋は人を呼び込むための各種イベントにも熱心な方が多く、実際それが若い層や外国人観光客を引きつけていると分析なさっておられました。

個人的な感想といたしまして、千代田区の再開発では、学生や子育て世帯など若い方たちがどう考えているかについて触れられることがあまりありません。先ほどのように、再開発の停滞は社会が高齢化していることと無関係ではないと思います。再開発はもとのまちを刷新することで、長らく住み続けている住人の方に不満が出るのは当然のことでしょう。ただ、再開発をそこに住む住人の全体の利益を考えて進めていくべきことは明白です。再開発の賛否に年齢層が大きく影響するのだとすれば、若い方たちの意見もできるだけ集約させるようにしなければ、千代田区は広く多くの方たちに住みやすいまちにはならないと考えます。

さきにも述べましたが、私は保守本流の考え方から、伝統や文化などの古いものはしっかり守っていくべきだと考えていますが、同時に、首都のど真ん中であって重要施設が集積する千代田区は、常に刺激ある新しさを求めるべきだと考えます。

ここで質問いたします。再開発が滞っていることについて、これまでどう総括して、今後どのようにやっていくか、指針はありますでしょうか。また、社会の高齢化の影響について感じるものがあれば、ぜひご教示ください。

もう1つの質問は、今後はぜひ再開発計画による効果や進捗が、できれば他区との比較で分かるように数値化していただけないかということです。例えば再開発によって環境がどれくらい改善するか、あるいは千代田区の再開発の進捗は都心3区や東京都平均と比べてどうかなどが考えられます。まちが新住人によって常に若返り、活性化していくのであれば、計画に前向きな人がもっといていいはずなのですが、残念ながら現在はそうなっていません。まちを新しくするには新住人の方たちにまちづくりに対して関心を持ってもらうことが重要だと考えます。

千代田区のすばらしさは、古いものと新しいもの、安らぎと刺激が同時に存在していることです。この拡充を図ることによって行政と議会が一緒に邁進することができれば、私としてはこの上ない幸せです。区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、代表質問を終わります。何とぞよろしく願いいたします。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 白川議員の予算に関するご質問のうち、ふるさと納税制度に関するご質問にお答えいたします。

本区のふるさと納税制度による減収額は年々増加し、議員ご指摘のとおり、令和5年度は約17.4億円、特別区民税の約1割に相当する額が流出しております。制度改正後の平成27年度以降の減収額の累計は80億円を超え、区の財政に多大な影響を及ぼしていると考えております。

ふるさと納税制度は、行政サービスに要する経費を住民が負担し合う地方税の応益原則の在り方を逸脱し、大きな問題を抱えておりますが、さらなる減収額の拡大が見込まれる中では、現実

的な対応を検討すべき段階に来ていると考えております。このため、昼間区民を対象とした区内商店街等の活性化を図るなど、議員からご指摘いただきましたご提案も踏まえて、ふるさと納税制度の活用に向けた調査、検討を進めてまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 白川議員のご質問にお答えいたします。

まず、民間所有の歴史のある建物の保護についてです。区は、景観まちづくり上重要である建築物、工作物等について、条例に基づく景観まちづくり重要物件として指定し、物件の維持保全等に必要な支援、助成を行っております。ご指摘の、そのままの形で後世に伝えるべき価値のある建物につきましても、建物所有者と協力しながらその保護に努めてまいります。一方、住宅を含む木造建物に対して耐震助成支援をしておりますので、重要物件と併用して取り組んでまいります。

次に、防火体制の取組ですが、区内はほぼ防火地域が指定され、建て替え等の際には、準耐火・耐火建築物の火災に強い建物にすることが必要となります。また、初期消火のために、地域配備消火器を、道路上、建物の壁などに約520本設置しております。都内で比較すると建物の不燃化が進んでいる本区ですが、細街路に老朽化した建物があるエリアもあり、引き続き個別の建て替え促進、共同化、地区計画の適用、再開発等により、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に、指定商店街に建つ新築マンション1階に店舗を設けることを義務づけられないかというご質問です。一律に条例制定するのは難易度が高いですが、1階部分の店舗誘致に地区計画の建物用途規制を制定することも可能です。地区計画を活用するには、課題共有、将来像の検討、併せて地域の理解が重要となります。まちづくり担当としても、そういった取組に側面から支援をしてまいります。

次に、太陽光パネル設置のご質問です。屋上に設置する小規模な太陽光発電パネルは、既に高さ緩和する取扱いを行っており、街並み誘導型地区計画を定めた地域では、壁面後退することにより道路斜線制限が緩和されております。個々の敷地状況もありますので、個別にご相談を頂ければというふうに思います。また、設置支援につきましては、既に省エネルギー改修等を進める方に費用の一部を助成しております。

次に、再開発の停滞についてのご質問です。事業化まで時間を要しているのは議員ご指摘のとおりです。迅速に進まない理由の1つとして、再開発事業の実施効果について、きちんと認識していただけないことが考えられます。解決のために必要なのは分かりやすい説明であり、1つの手段として、まちづくりに関する情報発信サイトの構築が重要と考え、構築に向けた検討を進めてまいります。また、広範な世代にどのような形で説明、ご意見を賜ることが有効なのかも併せて検討してまいります。

最後に、他区との進捗の比較ですが、都市計画決定前における検討期間の比較は公表されておりませんので、都市計画決定後の事業認可までの期間は公表されており、港区、中央区と比較し

て、約、倍の時間を要しております。議員ご指摘の行政と議会と一緒に邁進していくとは、議会と行政が前向きに議論していくことと解釈をしました。そのような前向きな議論ができることにより、各地区のまちづくりの進捗は早まっていくものとの認識でございます。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 白川議員の予算に関するご質問にお答えいたします。

初めに、優先していく施策についてですが、令和6年度の予算編成方針では、災害への備え、脱炭素社会の実現、地域コミュニティの活性化、子ども・子育て支援施策、高齢者施策、DXの推進といった、重点的に取り組む6つのテーマを示しております。6つのいずれも重要なテーマであり、その中で施策の優先順位を定めるのは大変困難なものでございます。

次に、流用に関する他区議会で質疑状況でございますが、臨時の事業における財源として流用で措置したことを確認するような質疑がございましたが、流用の是非を問うような質疑は確認できませんでした。

次に、流用の基準についてですが、原則として、予算の執行上やむを得ない事由がある場合としており、具体的に申し上げますと、当初予算に想定していた事項に不足が生じ、一方で他の科目において余剰を生じる見込みのものがあり、予算を相互に融通したほうが効率的であると考えられる場合に、予算の流用を行っております。変化の激しい時代に臨機応変に対応するため、財政規律の遵守等のバランスを保ちつつ、これからも適時適切に流用の可否判断を行ってまいります。

次に、執行残の評価についてですが、予算現額に対する執行残の割合を比較しますと、本区の割合は他区の割合よりも高い状況となっており、改善に努める必要があると考えております。また、その目安となる値についてですが、金額は予算規模によって変わることから、割合で目安を定めるとすれば、10%程度まで低下させることを当面の目安として取り組んでまいります。

次に、基本構想の具体化についてですが、第4次基本構想の下では、毎年、施策や事業の中期的な方向性を示す将来像に向けた方針を策定し、これに基づいて編成した予算と一体的にお示ししております。このことにより、社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、中期的な取組の方向性と予算事業のつながりを明らかにし、基本構想の実現に向けた道筋の具体化を図っているところでございます。現在、基本構想自体の見直しは予定しておりませんが、将来像に向けた方針については、基本構想と予算事業の関係等をより明確化するための改善に取り組んでおりますので、令和6年度予算案とともにお示ししてまいります。

次に、ふるさと納税制度について、区長答弁を補足してお答えいたします。区長答弁でも申し上げましたが、現在のふるさと納税制度は、地方税の応益原則に反する面があること、加えて自治体間の税源の奪い合いを生じさせていること、結果として地方交付税の財源を圧迫していることなど、問題の多い制度であります。このため、特別区長会は、本年7月、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを国に要望したところでございます。しかしながら、今後も減収額の拡大が想定される中では、現実的な対応を検討すべき段階に来ていると考えられますので、本区におきましても、頂いたご提案なども参考にしながら、制度活用に向けた調査検討を進めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、公明党議員団を代表して、6番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○6番（米田かずや議員） 令和5年第4回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問いたします。

初めに、総合経済対策・物価高騰対策について伺います。原油価格の上昇、高止まりや、円安、食料品の相次ぐ値上げなど、昨年来からの物価高騰は、いまだ区民生活や事業活動に深刻な影響を与えています。経済再生に向けては、物価高騰対策に加え、地域経済を支え、多くの雇用を生み出している中小企業が持続的に賃上げできるような取引環境の改善や経営支援を行う必要があります。（スクリーンを資料画面に切替え）

今月、政府が閣議決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、所得税の定額減税や低所得世帯への給付金に加え、各地域の実情に合わせてきめ細やかな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加されました。そして政府は迅速な実施を進めるため、同交付金を所管する内閣府が、総合経済対策が決まった2日付と、今年度補正予算案を閣議で決めた10日付に、都道府県宛てにそれぞれ通知を出し、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めるように求め、また、市区町村に対しても、都道府県を通じて同様の内容を周知するよう要請いたしました。本区におきましても、重点支援地方交付金を効果的に活用し、物価高騰から国民生活を守り、経済の着実な回復を図るために、具体的な取組を着実かつ迅速に実行することが必要と考えます。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

このたびのデフレ脱却のための総合経済対策を区としてどのように捉えているのか。

物価高騰に最も苦しんでいると思われる低所得世帯に対する給付金は、年内に速やかに給付できるような措置を講ずるべきと思いますが、いかがでしょうか。

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を低所得世帯支援枠及び推奨事業メニュー実施のために追加されます。このことを受け、本区も速やかに活用できるように、年内の予算化に向けた検討を行うことが重要と考えます。具体的には、子育て世帯支援、医療・介護・保育施設、学校施設などに対する物価高騰対策支援など、多数の推奨メニューがあります。また、この推奨メニューよりもさらに効果があると考えられるものについても可能とあります。そこで、活用に関しては、推奨メニューだけにとらわれず、本区の実情に即して幅広く検討するべきと考えます。見解をお聞かせください。

我が国は世界に先駆けて超高齢社会に突入し、2040年には高齢者が人口の約35%を占めると言われています。国民一人一人が人生100年時代を健康で生き生きと豊かに暮らすことのできる高齢社会の実現が求められています。また、少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加等、我が国全体の構造が変化する中、社会のあらゆる機能や制度を持続可能なものとし、全ての世代が安心して暮らせる環境を創出するためには、国民一人一人が地域で世代を超えてつながり、互いに支え合い、共に生きゆく地域共生社会の構築が不可欠であります。

そこで重要なテーマの1つが、地域共生社会を支える高齢者の活躍であります。フレイルや軽度認知症等の方を含め、高齢者一人一人が地域で必要とされる役割を担い、自分らしく活躍していくことが、地域共生社会を支える大きな力となります。一方、高齢者の活躍には様々な形態がありますが、地域における生きがい就労、シルバー人材センター、福祉的就労、共同労働、有償、無償のボランティアを含む社会参加活動、社会貢献など、雇用以外の形態については、アプローチ方法が分からない、何をしたらいいか分からないといった高齢者の声は多くあります。興味はあっても具体的な一歩を踏み出せない人いかに寄り添うかが求められているのだと思います。これからは、**地域のニーズと高齢者のマッチングを行う橋渡しの方策**や、その実現、定着が不可欠であると考えます。

千葉県柏市では、ニーズに応じて、住民が年齢にとらわれず活躍できる地域を目指して、公産学が協働して、シニア世代の新たな社会参加モデルを共創しながら、（スクリーンを資料画面に切替え）セカンドライフ支援に取り組んでいます。セカンドライフの選択肢として、仕事、健康づくり、ボランティア、生涯学習、趣味など幅広く取り上げています。中でも特徴的なものが、生きがい就労（セカンドライフ就労）です。生きがい就労とは、生計のための就労と趣味やボランティアなどの生きがいを目的とした活動の中間に位置づけられ、無理なく柔軟に生きがいを持って働く新しい活動スタイルです。これはセカンドライフの選択肢を広げるものであると同時に、元気で有能な高齢者が地域で活躍できる場を創出することによって、地域課題の解決にもつなげることができます。（スクリーン表示を元に戻す）

取組が進む中で、就労セミナーを受講したシニアが中心となって、一般社団法人セカンドライフファクトリーが2013年4月に設立され、アクティブシニアとの協働による支援活動へと広がっております。2016年からは、厚生労働省の生涯現役促進地域連携事業を受け、多様な組織が参画する柏市生涯現役促進協議会を立ち上げ、公産学にプラス民が加わり、継続的に協働できる体制を取っています。その結果、地域課題と照らし合わせて、農業、食、保育、生活支援、福祉の5領域から具体的な事業が開拓され、様々生きがい就労を実現しております。

そこでお伺いいたします。本区でも、中高年齢期の区民一人一人に寄り添いながら、現役時代に培ったスキルや経験の棚卸しから、雇用、生きがい就労、福祉的就労、協同労働、有償無償のボランティアを含む社会参加活動、社会貢献などの新たな役割を担う高齢者を、ワンストップでシームレスなフォローアップが実施できる（仮称）高齢者活躍地域相談センターを設置してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、認知症基本法成立に伴う本区の取組についてお伺いいたします。（スクリーンを資料画面に切替え）今年の6月に、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らせるよう、国と地方自治体が関連施策に取り組むことを規定した、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が、議員立法により全会一致で成立いたしました。今、日本において、急速な高齢化の進展に伴い認知症になる人が増加を続け、2025年には65歳以上の5人に1人、約730万人が認知症になると推計されております。この法律は、認知症の人を含む誰もが相互に支え合う共生社会の実現のために、国と地方が施策を総合的かつ計画的に推進することを目的にしています。ま

た、基本理念では、全ての認知症の人が、基本的人権を共有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるとしたほか、新しい理解の普及、適切な保健医療、福祉サービスの提供、認知症の方への意見表明や社会参加の機会の確保、家族らへの支援なども記されました。（スクリーン表示を元に戻す）

認知症介護研究・研修東京センターの永田久美子副センター長は、このたびの認知症基本法は、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせるという、人権重視の新しい認知症観を導く法律であり、非常に画期的だ。認知症の方の症状のみに目を奪われず、人間そのものを見て、人間性を大事にしていく施策を進めるための羅針盤ができた。今後は基本法をどう迅速に具体化していくかが課題となると語っており、また、日本認知症本人ワーキンググループの藤田和子代表理事は、多くの国民に基本法を知ってほしいと訴え、共生社会の実現へ、一人一人が古い常識（認知症観）の殻を破ることが必要だ。行政の縦割りを超えて、我がまちならではの中長期の計画をつくるべきと言われております。

今後、国において施策推進基本計画が策定され、地方自治体においては推進計画の策定が努力義務となっております。本区も推進計画を策定すると伺っております。

そこでお伺いします。今現在の推進計画の進捗状況をお聞かせください。策定に当たっては、専門家、家族の意見は当然ですが、当事者のニーズをどこまでサービスや支援策に反映できるかが実効性を確保する上で鍵を握ると考えます。法案の理念でもある認知症の方の意見を聴く体制の構築が不可欠であるとともに、認知症の人が社会で活躍できるように、地域、企業などの理解や協力を頂き進めていくことが重要と考えます。見解をお聞かせください。

また、区民が認知症に関する正しい知識及び認知症の方に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開も重要と考えます。併せて見解をお聞かせください。

次に、**薬物対策**について伺います。昨今、運動部員の大麻所持などの事件が相次いで発覚し、若者への蔓延防止が急務となっております。薬物犯罪は長らく覚醒剤が中心でしたが、近年、大麻が急増。2021年には検挙人数が過去最多に達し、日本は大麻乱用期にあると言われております。特に、検挙された約7割は30歳未満で、若者の急増は際立っており、憂慮する事態となっております。大麻には精神障害などのおそれに加え依存症もあり、覚醒剤などのゲートウェイドラッグと呼ばれ、深刻な薬物乱用につながるものと懸念されます。また、最近では、大麻グミが10代、20代の若者の間で急増しているとの報道をよく耳にいたします。

そこでお伺いします。本区における覚醒剤事犯、大麻事犯、それぞれの検挙者数とその推移、再犯者率、年齢層など、本区の薬物乱用の現状について区としてどのように認識されているのか。また、これまで行ってきた対策と課題もお聞かせください。

せき止めや解熱剤といった市販薬を大量に服用するオーバードーズが若い世代で広がっております。厚生労働省の研究班が、2021年5月から22年12月の間に、市販薬を過剰に摂取して全国7救急医療機関に救急搬送された122人を調査した結果、平均年齢が25.8歳で、女性が97人、79.5%となり、若年女性が多数を占めております。（スクリーンを資料画面に切替

え)使われた市販薬は、解熱鎮痛剤が24.9%と最多で、せき止め、風邪薬なども多く利用されております。職業別では3人に1人が学生です。

とりわけ気がかりなのが10代による過剰摂取の急増です。薬物依存などで治療を受ける10代の患者の実態を定期的に調べている国立精神・神経医療研究センターによると、14年にはゼロだった市販薬が原因の割合は16年以降に急増し、22年には65%に上りました。また、同センターの全国高校生調査によると、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は60人に1人という結果もあります。(スクリーン表示を元に戻す)

同センター薬物依存研究部長の松本俊彦氏は、オーバードーズの動機について、快感を得るためだけではなく、つらい気持ちを紛らわせたいという場合がほとんどだと言うのです。学校でのいじめ、家庭内暴力、親の不和といった過酷な現実がもたらす苦痛を和らげるため、オーバードーズを繰り返してしまいますと語っております。

オーバードーズが増加する背景の1つとして、違法薬物と違い、市販薬が薬局やインターネット通販で誰でも簡単に購入できてしまうことです。また、コロナ禍以降、ネットにつながりを求める若者が増えた影響も大きく、SNSを通じてオーバードーズのやり方や若者が使用する様子の動画などが拡散され、乱用を助長しております。市販薬とはいえ、容量を大量に超えて服用すれば、けいれんや意識障害を引き起こし、内臓にも深刻な影響を与えます。一部には依存症が強いものもあり、命に関わります。オーバードーズの対策は喫緊の課題であります。

そこでお伺いします。若い世代に広がっているオーバードーズを区としてどのように認識しているのでしょうか。また、乱用の実態を把握するとともに、今後どのように乱用防止対策をしていくのかお聞かせください。

その対策の中では、学校での啓発は特に重要と考えます。中学や高校の薬物乱用教育では、まだ市販薬乱用は想定されておらず、危険性が伝わっていないと思います。今後は薬剤師と教員が連携した授業を行うことや、児童生徒、保護者に過剰摂取の危険性を繰り返し呼びかけることや、ホームページやSNS等での周知やリーフレットの配布などを行ってはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、**インボイス制度**についてです。(スクリーンを資料画面に切替え)インボイス制度が10月から施行されました。課税事業者の97%、免税事業者の111万者が登録、申請し、おおむね円滑にスタートできたと思います。免税事業者とこれまでどおり取引を継続し、取引価格の引下げも行わない。こう表明する業界の動きも広がり、多くの免税事業者は落ち着いて対応しております。

また、我が党の主導で導入された2割特例によって、3年間は消費税の2割を納税すればよく、納税計算も容易となっております。(スクリーンの資料画面を切替え)さらに、導入に際しての補助金の拡充や事務負担の軽減措置も多数のメニューをそろえております。例えば、小規模事業者が登録した場合には、税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等、様々なことに活用できる持続化給付金が250万まで補助されます。また、中小企業者向けにも、ITツールを活用する場合など、最大350万円までの補助金があります。

一方、業界特有の事情なども相まって、今後の取引に不安を抱える方々や申告に関する質問も増えるものと思われます。（スクリーン表示を元に戻す）その上で、インボイスの意義は、売手が買手に正確な税額を伝え、適正な取引や公平な税負担を確保することです。いわゆる買ったたきを是正し、下請企業の適正な転嫁につながることを期待されます。

そこでお伺いします。先月から始まりましたインボイス制度について、区の窓口にも、少ないかとは思いますが、どのくらいの問合せや相談がありましたでしょうか。先ほども述べましたが、業界によっては、まだまだ制度について分からない、ついていけないという事業者の方々もいらっしゃると思います。そのような方々に対して、国や都、様々な団体が相談窓口を設けております。また、そのことを、ホームページやリーフレットを作成し、周知に努めています。

そこでお伺いします。区としても、このような方々に対して速やかに相談窓口につなげることや、区のホームページに掲載したりリーフレットを作成するなど、周知してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、総合経済対策・物価高騰対策、高齢者施策、薬物対策、インボイス制度について質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 米田議員の総合経済対策・物価高騰対策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、総合経済対策への区の認識についてですが、今般の総合経済対策は、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済への変革を掲げ、5本の柱による取組となっております。それらの経済対策によって、国民、そして本区の区民や事業所に対する効果が迅速かつ着実に及ぶことを期待しており、柱の1つである「物価高から国民生活を守る」においては、住民に一番身近な基礎的自治体として、区民の生活を支える取組を着実に実施してまいります。

次に、低所得世帯に対する速やかな給付についてですが、内閣府の年内の予算化という要請を踏まえ、国の補正予算が成立することを前提とした異例かつタイトなスケジュールの下で、追加の補正予算を今定例会に提案する予定としております。補正予算をご議決いただいた後は、可能な限り早期の給付に取り組んでまいります。

最後に、重点支援地方交付金の活用についてですが、追加での提案を予定している補正予算には、国が全国一律で実施を求める低所得者支援枠よりも、所得要件を緩和した世帯に対する同額の給付金事業の経費についても計上しております。こちらの事業につきましても可能な限り早期の給付に取り組んでまいります。

なお、他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 米田議員の高齢者施策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、地域共生社会を支える高齢者の活躍についてですが、我が国が超高齢社会に移行する中で、高齢者数が増加し、健康寿命の延伸、すなわち元気な高齢者が地域で生き生きと活動でき

る環境を整えることが求められていると認識しています。区は、令和4年度に策定した千代田区地域福祉計画2022の中で、包括的支援体制の構築に取り組む方向性を明示しました。また、現在策定中の千代田区高齢者福祉計画においても、「支えあえる地域づくり」の中で、重層的な地域福祉のネットワークを創出するとしています。来年度は、こうした連携体制のつなぎ役であり、キーパーソンとなるコミュニティソーシャルワーク事業の準備を進めているところでございます。

議員ご提案の高齢者活躍地域相談センターの設置についても、当面は地域の包括的支援体制の中で、個々人のニーズを受け止め社会参加を促す様々な就労形態を念頭に置きながらマッチングを図るとともに、新たな役割を担う多様な場の創出、さらには分野や領域を前提としないシームレスなフォローアップの実施方法などを研究してまいります。

次に、認知症施策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、本区の認知症施策推進計画策定の進捗状況ですが、令和5年6月に認知症基本法が成立したことを受け、区においても認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、千代田区認知症基本計画の策定に取り組んでおります。これまで介護保険運営協議会や区議会に素案をお示しし、様々なご意見を頂戴したところです。来年2月の介護保険運営協議会で成案が得られるよう、パブリックコメントなどを実施し、計画案のブラッシュアップに努めてまいります。

次に、計画案への当事者の意見反映ですが、区では毎月1回、認知症本人ミーティングを開催し、当事者とその家族の声に耳を傾けるなど、様々な機会を通じてニーズを把握しています。その内容を区の認知症施策の検討組織である認知症ケア推進チームで議論し、課題の深掘りや支援策の検討につなげるとともに、認知症サポート企業・大学認証制度や千代田区オレンジサポーターを活用して、認知症を地域全体で支える環境づくりに努めてまいります。

最後に、認知症教育の推進についてです。区は、人格形成に重要な時期である若年世代や今後の介護を担う子育て世代など、幅広い世代に認知症への理解を深めていくことが肝要であると考えています。そのため、小学生などを対象とした認知症キッズサポーター養成講座や、地域出張型の認知症サポーター養成講座などを通じて、認知症のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、支え合える地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 米田議員の薬物対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、本区における薬物乱用の現状ですが、昨年の千代田区内4警察署の覚醒剤事犯の検挙者数は34人で、過去3年連続の増加。大麻事犯の検挙者数は21人と、その前年の約2倍に増加しております。その再犯率や年齢層については、区単位での把握は難しく、全国データを参考にすると、覚醒剤事犯は減少傾向にあるものの、再犯率は68.4%と、前年よりやや増加しています。また、大麻事犯における30歳未満の占める割合は年々増加し、全体の7割を超えるなど、その蔓延は深刻な状況が続いており、若年層に向けた対策が重要であることは議員ご案内のとおりです。

これまで本区で行ってきた対策としましては、警察署や東京都薬物乱用防止推進千代田区地区

協議会等と連携した児童生徒向け教室の実施など、薬物乱用防止の周知啓発活動が中心となっております。

次に、若い世代に広がっている市販薬のオーバードーズについてですが、市販薬の過剰摂取は健康被害を引き起こすなど大変な危険な行為であるとともに、つらい気持ちを紛らわせたいという場合がほとんどであり、必要な支援につなげていくことが重要であると考えております。このため、本区における市販薬乱用の実態の把握にも努めてまいります。

最後に、市販薬乱用防止対策についてですが、乱用される可能性がある市販薬の取締りについては、毎年、東京都、特別区、合同で一斉監視を実施し、市販医薬品を販売する薬局等の営業者に対し、販売時に購入目的の確認、他店での購入状況、若年者には氏名、年齢の確認をするなど、必要量以上販売しないよう指導を強化しているところです。

また、現在、本区の教育現場では、各学校の実情に合わせ、教員による指導のほか、先ほどご説明した薬物乱用防止教室などの対策を講じているものと認識しております。今後は市販薬乱用防止対策についても関係機関、団体などと協議を深め、ホームページやSNSなどを活用した情報発信に努めるとともに、学校現場を含めた効果的な普及啓発を行うなど、薬物乱用防止対策の取組をより一層推進してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 米田議員のインボイス制度に関するご質問にお答えいたします。

先月から開始されましたインボイス制度でございますが、中小企業診断士による経営相談窓口あるいは税務課の窓口におきましては、現時点においてはご相談は寄せられておらないところでございます。

一方、議員ご指摘のとおり、インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置、いわゆる2割特例を含めました令和5年度税制改正に伴うインボイス制度に関する改正内容につきましては、国税庁ホームページにおいて特筆したリーフレットも掲載されております。したがって、こうした内容、あるいは国税局のコールセンター、さらには東京都中小企業振興公社が実施する専門家派遣事業等につきましても、今後、丁寧にご紹介をしてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

ちよだの声を代表して、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 令和5年第4回定例会に当たり、ちよだの声を代表して質問させていただきます。

質問は、区民の幸福に関連して、大きく5点あります。（スクリーンを資料画面に切替え）

まず、区民の幸福を実現するための区政についてですが、全ての質問に関係しますので、導入

として、幸福という概念について丁寧にお話しいたします。幸福というと大きな概念で、やや分かりにくいと思いますので、ここではWHOが定義したウェルビーイングの定義を使いたと思います。

ウェルビーイング（幸福）とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることです。もう少し見ていきます。（スクリーンの資料画面を切替え）

2015年にノーベル経済学賞を受賞したプリンストン大学のアンガス・ディートン教授が発表した年収と幸福度の関係に関する研究結果があります。ご覧になったことがある方も多いかと思いますが、グラフの横軸が年収、これはドルですけれども、縦軸が感情や状態のレベルになっています。見ていただくと、幸福に影響があると言われているポジティブな感情、悲しみや不安が少ない状態、ストレスが少ないといった状態は、ある一定の水準を超えると比例しないというものです。つまり、年収と幸福感というものは、一定の水準を超えると比例しない、絶対的なものではないということです。

同様の話として、年収や社会的地位などの地位財と言われるものは、すぐに慣れてしまって幸福の状態が長続きしないと言われています。一方で、健康、自由、愛情、自主性、やりがいといった非地位財は、幸福の状態が長続きするというものです。（スクリーンの資料画面を切替え）

こちらは、国土交通省の長期的な人口推移のグラフに、日本の幸福学の第一人者、前野隆司教授の著書「幸せのメカニズム」の一部内容をまとめたものです。日本の人口は2004年を機に大幅に減少しています。100年単位で見ていただくと、2004年までは人口が毎年約70万人増え、経済成長を目指す成長期でした。2004年からの100年は人口が毎年80万人減少する時代、成熟期と言えます。幸福学の観点から見ると、成長期の時代は幸福になるために地位財、経済成長を強く追求してきた時代ですが、地位財、経済成長のみを過度に追求するのは20世紀型の発想ではないかと言っています。今は非地位財、幸福の実感を目指す時代なのではないかという指摘です。（スクリーン表示を元に戻す）

では、幸福の実感とは、人間はどのようなときに幸せを感じるのか。先ほどと同じ前野教授らの研究によって、幸福感と深い相関関係がある4つの因子が判明したということです。（スクリーンを資料画面に切替え）1つ目が、やってみよう因子（自己実現と成長の因子）です。夢や目標、やりがいを持って、本当になりたい自分を目指して成長していくとき、人間は幸せを感じるといいます。ただし、やらされ感の強い目標ではなく、わくわくする目標が必要で、組織の部品ではなく人類の一員として、本当にやりたいこと、やるべきだと自分自身が思えることをしていく。これが大事ということです。2つ目は、ありがとう因子（つながりと感謝の因子）です。多様な人とつながりを持ち、人を喜ばせたり人に親切にしたり、感謝したりすることが幸せをもたらすそうです。根本には、人を幸せにしようとするれば自分も幸せになるということがあり、身近な人から世界中の人に対して、感謝の気持ちが広く深い人ほど幸せを感じやすいということです。3つ目は、何とかなる因子（前向きと楽観の因子）です。いつも前向きで、自分のいいところも悪いところも受け入れる。どんなことがあっても何とかなるだろうと感じる楽観的な人は、幸せになりやすいそうです。そして、最後の4つ目は、ありのままに因子（独立と自分らしさの因

子)。人目を気にせず自分らしく生きていける人は、そうでない人と比べて幸福感を覚えやすい傾向があるとのことです。

以上の4つの因子を満たすことで人は幸せになれるという研究結果です。(スクリーンの資料画面を切替え)

これまでご紹介したのは個人の幸福に着目しておりました。一方で、組織として区政の観点から参考になるのは、毎年、国際的な研究組織、持続可能な開発ソリューションネットワーク(SDSN)が発表しているWorld Happiness Report(世界各国の幸福度調査)です。2023年の発表では、日本は137か国中47位でした。このランキングの順位がよく注目されますが、今回皆さんに見ていただきたいのは、その調査方法、調査項目です。幸福度調査では、ギャラップ社の世界規模の世論調査、アンケートを基本としていますが、加えて6つの観点で国を分析、調査しています。つまり幸福な国と言えるかどうかは、この6つの観点が大事であると言えます。1人当たりGDP、健康寿命、困ったときに助けを求められる人がいるかどうかという社会的支援、人生のあらゆる選択の自由度、他者への寛大さ、国が汚職などないか、信頼できるかということです。(スクリーンの資料画面を切替え)

前段が長くなりましたが、質問に入ります。

こちらの資料は、先ほどまでの話を区政の観点からまとめ直したものです。区の仕事は区民の幸福度と非常に大きく関係していることが分かります。区長及び区の職員の皆さんは、区民の幸福度を高めるために、身体的、精神的、社会的に良好な状態にするために仕事をしていると考えておりますが、いかがでしょうか。区長のお考えを伺います。

経済的、健康面でのサポートも重要ですが、孤立しない社会的支援や区政に対する信頼感の醸成も重要と考えております。また、各種アンケート調査を実施する際や施策を検討する際は、区民の幸福度の観点を盛り込むこと。区民の幸福にひもづけて検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

昨夜、神田警察通りでイチョウの木が1本切られました。毎晩朝方まで住民の皆さんが守っている中、また、行政訴訟の中でもありました。さらに先日は、私を含めて、住民に対して区から工事区間への立入禁止仮処分命令の申立ても出ていました。こうした中、一体皆さんはどんなことを思って、木を切ることを決めたのでしょうか。区政は一部の人のためだけではない、全ての住民の幸せを目指すものです。話合いを受け入れずに木を切るとき、住民の皆さんの笑顔を想像できたでしょうか。実際には住民は悲しい思いと権力に対する怖い思いを抱いています。どうか一部の人のためではなく、組織のためではなく、全ての住民の皆さんの笑顔が増えるように、それはとても難しいことですが、誰一人取り残さないようにするにはどうすればよいか。その考えるということが力を入れるところではないでしょうか。そして大事なことは、職員の皆さん自身も心が温かくなるような取組を行っていただければと思います。

次に、大きな質問の2点目、**内部統制の強化**について質問いたします。

幸福の観点では、汚職のなさ、区への信頼に関するものです。(スクリーンの資料画面を切替え)内部統制の制度は、平成29年に地方自治法の一部が改正され、監査制度の充実強化などと

一体的に導入されました。内部統制制度の導入により、自治体は組織としてあらかじめリスクがあることを前提とし、法令等を遵守しつつ適正に業務を執行することがより一層求められるようになりました。こういった組織的な取組が徹底されることによって、区長にとっては業務のマネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となります。また、職員にとっても、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい職場環境が実現されると考えられています。そして何より住民が信頼できる行政サービスを享受することにつながります。（スクリーンの資料画面を切替え）

では、内部統制で具体的に何を実施するかというと、この次の3点になります。方針を策定し、優先順位を明確化することで、より本質的な事項に資源を集中すること。全庁的な体制を整備し、主要なリスクの洗い出しと対応をすること。3点目は、区長による評価報告書を作成し公開すること。この3点です。

ここで質問です。

千代田区では多くのガイドラインがあり、業務の中で日々改善を行っていると思いますが、重要なのは、区長の責任において全体像を描き、大きな方針を決めることで本当に重大なリスクを洗い出し、区内はもちろん議会や区民からも見える化することです。既に日々の業務で確認していることでも、リスク観点から捉え直すことで優先度が明確になると考えますが、いかがでしょうか。区民の幸福度を向上させるためにも、全体方針の策定と全庁的な体制の整備、ITを活用した見える化について、区の基本的な考え方を伺います。

続いて2点目です。現状、23区、市町村については、この内部統制は努力義務となっております。しかしその重要性から、多くの自治体で今実施されています。昨年の答弁にあった各自治体の事例などを研究した結果、どのような点を強化したのかお答えください。（スクリーンの資料画面を切替え）

こちらは総務省が事例として提示しているリスク例となります。特に契約や経理関係においては、区民の税金の適切な活用ということで重要と考えます。

質問です。先日、公共工事に関する契約介入について報道がありました。区民が心配しておりますが、報道された内容は事実でしょうか。現状、職員が取調べを受けているのでしょうか。受けているのであれば、その人数も教えてください。そして、一番大事なことですが、取調べに対応することで職務に影響があるのかどうか。こちらも併せてお答えください。このような契約、経理等のリスク回避のために、どのように対応しているのか。また、今後どのように強化するのか。お答えください。（スクリーンの資料画面を切替え）

続いて、大きな3点目の質問です。**公立中学校における教育方針について。**

これは、幸福度の観点で言うと、参加する、自己決定するという観点になります。公立中学校の学校選択の結果について、10月13日時点の数字が公表されました。資料のとおりです。麴町中学校175名、神田一橋中学校174名でした。対象となる6年生の総数は558名、154名が未回答となっております。例年に比べ麴町中学校を選んだ人数が大幅に減り、一方で未回答者数が大幅に増加しています。これは、例年であれば麴町中学を選んでいただ方が、判断ができ

なかったというのではないかと想定されます。麴町中学校の教育方針について急激な方針変更があったこと、また、説明が不十分であったことから混乱を招いたのではないかと考えられます。

そこで質問です。

1点目。例年に比べて未回答者数が多くなった理由について、どのように考えていますか。また、今後の未回答者への対応について教えてください。

2点目。前回の答弁にあった、地域から選ばれる学校とは、具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。併せてお答えください。

3点目。来年度の入学予定者について、学校選択時にアンケートを実施していると思います。その中で、「教育活動の特色が合うと思った」と回答した割合は例年に比べてどうだったのか、中学校別に教えてください。

4点目。6年生の保護者に対しては説明会の開催を今後検討しているのでしょうか。開催する場合は、どうか一方的な説明ではなく、保護者から質問ができるように、不安を払拭できるようなやり方での開催をお願いいたします。（スクリーンの資料画面を切替え）

続いて、前回もお願いしたことではありますが、麴町中学校の教育方針等の変更について、在校生、保護者に対して適切なタイミングで適切な説明ができているのか、現状についてお伺いします。

P T A主催の少人数での話し合いを一度実施したと説明がありました。その後、お便りでの説明があったと聞いています。しかし、決定事項を一方的に紙で説明するだけでは不十分ではないかと考えています。子どもたちに関することを子どもたち不在で決めないでいただきたいと、再度お願い申し上げます。

P T Aが中心となり、保護者、在校生、卒業生にアンケートを取り、259名の回答がありました。その結果がこちらです。学校側は、服装に関する問題が起こっているとの説明でしたが、問題を認識していない人が74%になっています。（スクリーンの資料画面を切替え）また、新公式ウェアの着用を基本とするということについて、反対する人は71%でした。（スクリーンの資料画面を切替え）さらに、新ルールを再検討する際の検討主体について確認したところ、保護者、生徒が主体であってほしいとする人が63%、関係者を踏まえて、保護者、生徒の意見を十分に踏まえて学校主体でという方が26%、学校だけで決めてほしいという人は6%という結果でした。（スクリーンの資料画面を切替え）

これらのアンケートから分かることは、そもそも何が問題になっているのかということが十分に共有されていなかったのではないかと。また、大きくルールを変更する場合は、生徒も保護者も一緒に考えたいという強い思いが伺えます。保護者からは、制服に関して問題があるのであれば事前に教えて欲しかった。家庭で協力できることもあるのではないかと。そもそも本当にこれが問題なのかどうか話し合いたい。問題があってもそれは子どもたちに考える機会をつくることにもなるという声がありました。子どもたちからは、学校が大好き。私たちの大好きな麴中のことを私たちを抜きで決めないでほしいという声もありました。どうか、主人公である子どもたちと一緒に保護者も一緒に考えている場をつくっていただければ幸いです、よろしくをお願いいたします。

質問です。今回の制服についてやルール変更等について、改めて子どもたち、保護者たちと一緒に話し合う場をつくる予定はあるか。さらに、子どもたちや保護者の意見を取り入れる予定はあるか、お答えください。ルールを変更するプロセスの見直しについてお伺いしております。

(スクリーン表示を元に戻す)

大きな質問の4点目、**町会加入**についてです。この質問は、幸福との関係で言うと、つながりづくりに関連します。町会への入会については、入会方法がばらばらだと思います。町会長のところに入会用紙をもらいに行き、記載をして、さらに届けるようなやり方を採用しているところもあるようです。このやり方では、新しい転入者の方、特に若い方にとっては、少しハードルが高いように思われます。

1点目の質問です。例えばメール等で入会申込み、支払い対応ができるような、そういったやり取りを出張所などが支援することはできないでしょうか。

質問2点目。最初の転入時に地域との関わりをつくるのが重要と考えます。例えば転入届を出した際に地域の出張所を案内し、防災の話をする。防災グッズを渡す。町会の入会案内や地域活動の紹介をするなど、そういったことは検討できますでしょうか。ご回答をお願いいたします。

最後、大きな質問の5点目になります。**公有地の活用**についてです。最後の質問は、区民が使用できる土地の確保、これは、幸福との関係で言うと健康・福祉サポートになりますが、スポーツ・福祉・教育施設などの場所の確保は重要課題と認識しております。例えば公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度はありますが、現状、区民が使用できる土地の確保に向けて、どのような体制で、どのように取り組んでいるのでしょうか。現状の体制、課題など、ご答弁をお願いいたします。

以上、5点の質問となります。区長及び教育長、関係理事者の前向きな答弁を求めて、終わりにいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長(樋口高顕君) はまもり議員のウェルビーイングの実現に関するご質問にお答えします。

地方公共団体の役割は住民福祉の増進を図ることであり、まさに区民の幸福、ウェルビーイングを実現することが私どもの務めであると考えております。しかしながら、ウェルビーイングは区が一方的に提供するものではなく、区民と共に実現していくものと認識しています。区に必要な取組は、議員ご指摘の経済面、健康面のサポートなどのほか、災害対策、生活環境の改善や安全・安心の確保、コミュニティの活性化など行政範囲全般にわたります。ウェルビーイングの実現にはこれらを総合的に推進していくことが必要であり、今後も区民との信頼関係を大切にしながら区政を推進してまいります。

なお、詳細及び他の事項に関しましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長(大森幹夫君) はまもり議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校選択の未回答者数が例年に比べて多いとのご指摘ですが、10月の最初の学校選択申請書の提出期限時点での未回答者数は昨年の方が高い状況です。未回答者については、提

出期限後に申請書を再送付の上、提出を促しており、引き続き、ご回答いただけるよう個別に対応してまいります。

次に、地域に選ばれる学校についてですが、区内や近隣の地区に多くの私立中学校などがある環境下でも、地域の児童生徒が通いたい、保護者が通わせたいと思っていただけるよう、学校選択制の実施、特色ある学校づくりの推進などを掲げ、公教育の充実に取り組むとともに、地域を愛し、地域で育てる学校づくりに力を入れているというところでございます。

次に、教育活動の特色が合うと回答した割合についてですが、麴町で約40%、神田で約24%と、昨年と比較して特段大きな変化はないと認識しております。6年生保護者に対する説明会については、学校運営協議会において、次年度の学校経営方針策定や、教育課程編成の方針などが承認され、かつ教育委員会に受理されるめどが立つ2月下旬から3月初旬に実施すると把握しております。

最後に、話し合う場の予定などについてですが、今後、教育活動の見直しの方向性が確定したことから適時情報発信や話合いの場を設けるとともに、運用の中でも適切な話合いなど、よりよい学校づくりに向けた取組を支援してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○**地域振興部長（清水 章君）** はまもり議員の町会加入に関するご質問にお答えいたします。

まず転入者の、特に若い方のために、メール等での町会加入申込みや支払いの支援についてのご質問でございます。各町会によりまして加入の方法は様々で、ご指摘のように入会用紙を用いるところもあれば、そのような手続は特に必要のないところも多数あると伺っております。もし具体の地域町会についてのお問い合わせ等がございましたら、出張所を通じてその旨お伝えしてまいりたいと考えております。

次に、転入届を出した際の出張所への案内や防災グッズの提供、町会活動の紹介などについてのご質問でございます。現在、本区へ新たに転入されました方に対しましては、連合町会長協議会が作成いたしました「町会らいふ」という冊子や、区の防災に関するパンフレットなどをお配りしているほか、出張所におきましては、ホームページのご案内や、居住地がどの町会に該当するかといったご案内を行っているところでございます。引き続きこのような取組を工夫しながら、転入されてこられた方々が町会や地域活動に興味関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

〔政策経営部長及び財産管理担当部長古田 毅君登壇〕

○**政策経営部長及び財産管理担当部長（古田 毅君）** はまもり議員のご質問のうち、初めにウェルビーイングの実現に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

現行の基本構想では、本区に関わる全ての人一人一人が活躍できる社会を目指すこととしており、ウェルビーイングの実現に通ずる考え方を示しているところです。こうした点に関する職員理解を促進するとともに、区民と共有しながら基本構想の実現に取り組んでまいります。事例として、幸福度の観点を盛り込んだアンケートの実施などについて、実施例等を情報収集の上、有効性、結果分析の視点、区政への活用の可能性などについて調査研究してまいります。

次に、内部統制に関するご質問にお答えいたします。

初めに、区長の責任において内部統制の方針を定め、重大なリスクを洗い出し見える化することや、優先度を明確化することに関する区の考え方等についてお答えいたします。本区では国のガイドラインに準拠しながら、実情を踏まえ、創意工夫して内部統制に取り組んでいるところでございます。また、定期監査の結果に基づき講じた措置対応についてを公表することを通じて、リスクの洗い出しや区政の見える化を図り、透明性を確保しながら信頼感の醸成に努めております。

次に、昨年度の答弁を踏まえた対応結果につきましては、内部統制によるP D C Aの重要性を再確認し、チェックシートの改善を図ることなどにより、リスク管理の面で一定の成果を得られております。

次に、公共工事に関するご質問につきましては、報道内容に関し、区としてお答えする立場にないと考えてございます。

次に、公有地の活用に関するご質問にお答えいたします。区有地等に係る施設需要に関しては、財産管理担当において土地や建物の需要調査を行い、庁内の需要を把握し、情報共有をしております。しかしながら、土地の取得となると、区内で規模や場所等の条件面に合う土地は希少であり、何よりも千代田区の極めて高額な地価を踏まえたと、価格面での課題が非常に大きいと考えております。

議員ご指摘の公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度ですが、売却希望価格が著しく高額であることなどから、この制度に基づく土地の取得実績はございません。また、国有地や都有地などの取得についてですが、国や都においても、千代田区のような土地の得難い場所では売却や貸出しできる土地はないとの回答を得ているところでございます。

区としても、必要な用地に関しては様々に工夫しながら確保していく必要性は認識しておりますので、土地取得の機会を逃がさないよう、庁内においても施設課題や施設需要を共有しつつ、区内の土地の流通状況等を情報収集するなど、引き続き土地の適正な取得に向けた取組を進めてまいります。

○13番（はまもりかおり議員） 再質問させていただきます。

まず、内部統制についてです。既にチェックシートによるP D C Aもやっていたというので、それはよく認識できますが、そこも大事なんですけども、全体像を見ていくということ。その全体方針を出すということが、優先順位をつけていくこととしても重要だと思います。この全体像、全体方針をつくる、つくらないということになりますか。その理由も併せて教えてください。

2点目。契約介入についてですけども、区としては答えられないというふうにあるんですけども、1点だけ教えていただきたい点があります。それは、区政に影響はないのかどうか。そこが一番重要だと考えておりますので、区政に影響がないのであれば、そのように教えてください。

3点目。学校については今後も話合い、説明会をしていただけるということで、ありがとうございます。

ざいます。こちらについては、いろいろと変更するとき、最後の結果を全て決めてから話し合うのではなく、お互いに話し合いの中で取り入れられることを取り入れていただきたいというふうに思います。全ての生徒や保護者の意見を全てそのまま受け止めてくださいというわけではありません。そのままかなえてくださいというわけではありません。お互いに話し合っ、合意できる点、納得できる点を見つけていただきたい。プロセスの見直しをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） はまもり議員の再質問にお答えいたします。

決まったものを一方的に通知しているわけではなくて、今、校長先生なんかが発信しているのは、こんな考え方で、今、自分に取り組んでいますというようなメッセージを、学校便りなどを通じて全ての保護者に発信しているものと思っております。そんな中で、やはり方針なり方向性が決まらない限りはきちんとお伝えできないというところがあるので、そういうのは、それぞれ適宜適切な時期に、学校側と保護者会なり新入生説明会なり、そういった場を通じて話し合いが持たれるものというふうに認識しております。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） はまもり議員の再質問にお答えいたします。

まず、内部統制の仕組みについてでございます。こちらのほう、国が示したガイドラインにおいても、各自治体の実情に応じて仕組みづくりをせよというようなガイドラインになってございます。で、区として検討した結果が今の形でございます。それを毎年のようにPDCAサイクルを回す中で、制度の取組自体も少しずつブラッシュアップをしているところでございます。かたくなにこのままで行くということを決めているわけではないんですけれども、しっかりとブラッシュアップしていく中で、今後そういったことも研究していくというところかなと存じます。

契約、ご質問の報道内容についてのコメントについては、やはり区としてお答えする立場にないというところでお答えさせていただきます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、日本維新の会千代田議員団を代表して、12番春山あすか議員。

〔春山あすか議員登壇〕

○12番（春山あすか議員） 令和5年第4回定例会に当たり、日本維新の会千代田区議団を代表して、これからの道路行政について、街区・敷地形成の在り方について、ゼロカーボンシティに向けた千代田区モデルについて、地域活性に資する取組への支援体制について、大きく4つについてご質問をさせていただきます。

まず、本区におけるこれからの道路行政について。（スクリーンを資料画面に切替え）

令和2年に社会資本整備審議会道路分科会の提言として、「2040年 道路の景色は変わる～人々の幸せにつながる道路～」として、道路政策を通じて実現を目指す2040年の日本社会の姿と政策の方向性を提案するビジョンが策定されました。災害や気候変動、人口減少社会、DX、ポストコロナの新しい生活様式に対応することを目的とし、次の五つの将来像が描かれてい

ます。「通勤・帰宅ラッシュが消滅」「公園のような道路に人が溢れる」「人・モノの移動が自動化・無人化」「店舗やサービスの移動でまちが時々刻々と変化」「被災する道路」から「救援する道路」に。そして、道路政策の原点の考え方は人々の幸せの実現であり、持続可能な社会の姿と政策の方向性において、生活道路は人が優先という意識を浸透させていくことが掲げられています。具体的には、ライジングボードの設置による生活道路への車の進入制限や、行きたくなる、居たくなる道路へのデザイン等が示されています。（スクリーンの資料画面を切替え）

既に欧米各国においては、ポストコロナの社会を見据え、都市部における道路空間を再編成し、車利用を制限して歩行者や自転車の空間を拡大するなど、道路インフラやその利用方法を変えていく取組が進んでいます。（スクリーンの資料画面を切替え）日本でも令和2年11月に道路法等が改正され、歩行者利便増進道路（通称ほこみち）制度が創出されました。この制度では、道路管理者が歩道の中に歩行者の利便増進を図る空間を定めることができ、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められます。（スクリーンの資料画面を切替え）制度が創設されてから2年半、令和5年5月時点で、ほこみち制度がある市町村数は44、指定された路線は119になりました。

また、全国の都市計画決定された幹線街路の計画延長約6.4万キロメートルのうち、平成28年3月末時点で未着手延長は約2.1万キロ、計画延長の約32%が未着手路線となっております。（スクリーン表示を元に戻す）

都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の社会環境の変化を踏まえると、都市計画決定後、長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もあります。国土交通省では、平成12年に技術的助言である都市計画運用指針を発出し、地方公共団体において都市計画道路の必要性についての検証を行い、廃止や幅員変更など適切な見直しを行うことを助言しています。その後、平成17年に最高裁において長期に及ぶ建築制限に対して1名の裁判官から問題提起されたこともあり、各自治体では順次見直しのガイドラインが作成されて、見直しが進められています。（スクリーンを資料画面に切替え）

国土交通省の都市計画道路の見直しの手引きにはこうあります。目指すべき都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後、長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきだが、これまでの運用において一度決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重過ぎた嫌いもあるため、長期的に見れば都市の将来像も変わるものであり、必要に応じて変更の検討を行うことが望ましいことが示されています。

仙台市などでは積極的な都市計画道路の見直し、廃止が行われています。また、周辺まちづくりの変化に対応し、住宅地の既存まちなみ保存を目的とした廃止事例、高密な市街地におけるコミュニティの崩壊防止のための廃止事例などもあります。

他方、本区においては、大丸有、丸の内仲通りでは、多くの方が滞在できる空間づくりを目的としたMarunouchi Street Parkの取組があります。依然として実証実験という形ではありますが、今では平日の在勤者による利用だけでなく、週末は親子連れの姿も多くなる人々の憩いの場として定着しつつあります。このような商業業務地だけでなく住居地域の街

区内道路も、ガイドラインにあるように、公園のように道路に人があふれる、人中心の道路へと転換していくべきだと考えます。（スクリーンの資料画面を切替え）

国交省の「2040年 道路の景色が変わる」の資料では、2019年度の国民生活に関する世論調査は、日本人が家族、団らん、休養、趣味・スポーツ、友人・知人との付き合い等に生活の充実感を感じるとの結果を示しています。ハーバード大学の研究では、良好な人間関係により、人はより幸せに、より健康的になることができると結論づけています。つまり他者との交流が重要な意味を持ち、私たちの幸せの実現について改めて考えたとき、道路を人々が滞在し交流できる空間に回帰させることも、現代において求められているのではないかと定義されています。

道路は、ライフラインの収容、防災や環境保全、市街地の形成、景観の形成、コミュニティの形成などのための空間を提供し、特に道路は古来より人々の交流やコミュニケーションを育む場でもありました。現在、子どもたちの通学路である住宅地の道路の、もっと安全にしてほしい、緑を多くしてほしい、コミュニケーションが希薄化してきたという声も多く聞きます。このような状況を踏まえ、パーソントリップ調査などの分析をし、これからの次世代モビリティの推進も踏まえ、将来的な道路利用の変化などを予測し、これからの道路利用の在り方を考えていくべきではないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで質問です。本区としては、これからの道路行政について、車道の整備は拡大する方向なのか、制限する方向なのか。車中心の道路行政の考え方から、人中心の道路行政へと転換していく方向なのか。答弁を求めます。

続いて、長期間未整備の都市計画道路である都市計画道路補助街路55号線及び64号線は、見直し候補路線として位置づけられ、そのとおり見直し検討されていると考えます。一方、放射街路27号線については、住宅街を貫通する拡幅予定の未整備路線であり、計画内容再検討路線と位置づけられていますが、再検討路線とはいうものの、事実上放置したままの状態が続いています。今後、何もせず放置を続ける方針なのでしょうか。答弁を求めます。

続いて、住宅地の街区内道路は、通過交通をできるだけ排除し、公園のような緑多い道路に、また人々が滞在し、交流できる空間に回帰していく必要があるのではないのでしょうか。この方向について、どうお考えですか。

続いて、2つ目の質問に移ります。**建物更新におけるこれからの街区・敷地形成の在り方について。**（スクリーンを資料画面に切替え）

これからの街区・敷地形成の在り方について、既に1999年の国土・住宅政策委員会土地・住宅部会で、現東大大学院浅見教授よりこのような課題が指摘されています。まず、開発規模が大きければ大きいほど、民間側で提供すべき公共用地が増大する。すなわち大規模開発よりも小規模開発が事業者にとって有利になり、小規模開発が連担すれば公共用地が不足していくことになること。また、敷地単位の規制のみで、隣接敷地相互の空間関係、集合関係の在り方がないことが指摘されています。この部会から既に約24年たっていますが、依然として課題は解決されていません。（スクリーンの資料画面を切替え）

第2回定例会でもお示しさせていただきましたが、住居系複合市街地である千代田区番町、九

段南の一部地区において、総合設計制度適用の建物は21件、総合設計制度を使わず一般設計で建てられた住宅用途を含む建物数は167棟あります。地区計画決定後の建築確認申請書を参照すると、隣接地の外部空間の連担性が図面に残っていたものは、地区計画適用で1件、総合設計制度適用で1件のみでした。実際に隣接敷地と空間の関係性が形成されたのは、そのうち1件のみです。基本的に一般設計で建てられる建築物の外部空間について、隣接地との整合性、協議は規定されていません。また、地区計画には街区単位での敷地形成の在り方については定められていないことから、個別建物更新に伴い隣接との間に二重の塀が形成されていくまちなりとなります。

集合住宅集積地となる前、戸建て住宅や独立住宅が多かったときには、お互いのお庭などが共用できる空間だったと聞いています。現在、集合住宅開発の開発圧力の強いエリアにおいて、斜線でお示ししている箇所になりますが、総合設計制度による2件の集合住宅が、道路を挟んだ形で建設中。既に建っている市住総・付置義務住宅の建物に隣接した形で一般設計による住宅が計画中。貫通道路上の公開空地が既にありますが、隣接地との間に二重の塀が設置される予定です。また、総合設計制度適用の2件の集合住宅に連続して、新たに3件目が建設中という状況です。総合設計制度の建物が連続しても、隣接地との間に公開空地の連続性は規定されておらず、塀が設置されることによって、隣接同士の緑が共有できる空間は創出されません。（スクリーンの資料画面を切替え）また、この地区では老朽化した建物も多く、機能更新の時期に来ており、理事会の下に建て替え検討委員会が開かれているマンションも複数あるという状況です。

一方、地区計画決定されていない九段南地区の千鳥ヶ淵側では、一般設計による高さ8.6メートルの集合住宅の計画が進んでいます。隣接地相互の空間・集合関係はなく、塀が設置される計画図面となっています。しかしながら、一方、街区型で開発される集合住宅地は、建物と建物の間に塀が設置されることはなく、緑のネットワークや復興空間のネットワークなどが形成されます。（スクリーンの資料画面を切替え）

本区では、皇居から広がる生き物ネットワーク、自然と共生した都心のまちを目指して、ちよだ生物多様性の推進プランが策定されています。また、令和3年には緑の基本計画が改定されています。住環境指標には、緑のネットワークや連担する緑、地区特性を生かしたまちづくりの計画、まちの魅力形成のための取組等が住環境の向上に必要とされています。生物多様性にも資する緑のネットワーク、風の道などが形成できるよう、街区単位での敷地形成の在り方について、集合住宅集積地を抱える本区からこそ、ビジョンを描く必要があるのではないのでしょうか。

それでは、ここで質問です。

住宅地の価値の向上のためには、隣接地相互の空間関係、集合関係の在り方を検討していくべきではないのでしょうか。

大丸有と同様に、住居系複合市街地の住宅地における街区・敷地形成の在り方をどうしていくか。街区単位で外部空間をどのように形成していくか。有識者によるビジョン委員会をつくり、計画、デザイン、マネジメント、将来ビジョンを描いていくべきではないのでしょうか。

よりよい住宅地、価値のある住宅地としていくために、総合設計制度を街区・敷地形成に資する制度に改善し、事業者が積極的に適用していく制度へと見直しを提言していく必要があるのでは

はないでしょうか。

ビジョンに基づいた敷地の共同化、拡大化に伴って発生する交渉コストを軽減していくために、交渉方法、すなわち説明なのか、同意なのか、賛成なのか、ビジョンの中で明示化していく必要があるのではないのでしょうか。

既に形成された公開空地との共用空間を、街区単位で管理、マネジメント、仕組みが必要ではないのでしょうか。

以上についてどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

続いて、3番目の質問に移ります。**ゼロカーボンシティへ向けた取組。**

千代田区は持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、平成21年に国から環境モデル都市に選定されました。令和元年に千代田区地球温暖化対策地域推進計画2015へ引き継がれ、さらに令和3年11月に計画を改定したのは、さらなる二酸化炭素の排出量を削減して、地球温暖化を食い止める行動を強化するためと認識しています。

環境モデル都市に加え、SDGs未来都市と選定された横浜市では、二酸化炭素の削減も大事だが、それよりも市民が選ぶ都市になってもらうことが大事だと、全庁的な取組体制を構築しました。その当時の担当本部長の言葉に、都市の特徴を生かし、市民の特徴を生かした地球温暖化施策が求められ、ひいてはそれが一番効率のよい施策となる。人に人格があるように、都市にも都市格がある。住民がよくそれを知り、誇りに思うことが重要であり、まちづくりの根幹をなす。
(スクリーンの資料画面を切替え)

横浜市が地球温暖化対策の基幹事業として取り組んだブルーカーボン事業は、今まで目を向けてこなかった地域資産だった海に目を向けたものでした。市民や企業行動につなげていかなければ意味がないと、温暖化対策であると同時に、自分の住むまちの特徴を再認識し、将来のまちづくりの胎動を促すことにもつながることを期待したものです。地球環境に優しい横浜トライアスロンの開催や、子どもたち向けのワカメの植付けや収穫イベントなどが行われています。(スクリーンの資料画面を切替え)

2009年に、海洋植生が陸上植生に勝るとも劣らない重要な二酸化炭素の吸収源であることが、ブルーカーボンレポートにより示されました。二酸化炭素の吸収源となる自然生態系が減少していますが、海洋植生にいたっては熱帯雨林の5から10倍もの速さで消滅すると言われていきます。海洋植生は森林よりもCO₂を長くためる効果があるとされ、自然生態系の復活にも資するものであり、近年、日本各地でブルーカーボン事業への取組が始まっています。

神戸市では、淡水に天草を植える山のブルーカーボンへの取組も既に行われています。本区において、お濠の水質浄化の実現に向けて積極的な推進をしていくとともに、ブルーカーボンクレジットの導入や、お濠でのブルーカーボン事業を検討することも含めて、ゼロカーボンシティに向けた、江戸の城郭からエコシステムに取り組んでいくべきではないのでしょうか。(スクリーン表示を元に戻す)

江戸時代は、資源を再利用する循環型社会。リユース、リサイクルは、衣服のみならずあらゆる

る日用品に及び、社会全体でのリサイクルシステムができていました。物が少なかった時代のため、あらゆるものがリサイクルされ、また、個々の人がリサイクルすることが日常でした。

先日、報道でも取り上げられていましたが、菅前首相は11月12日に出演した「日曜報道THE PRIME」で、インバウンド政策について、江戸城を活用しないのはもったいないと持論を展開され、慎重に議論していくべきだと発信されたことが大きな話題となりました。推進するためには、まず大きな世論と方向性をつくらなければならないとし、重い判断になると慎重な姿勢を見せました。

千代田区としても慎重に議論していく必要があると思いますが、観光活性を目的としたこの議論に先立って、環境問題を視点としたお濠の水質浄化や、千代田区ならではの江戸の城郭からのエコシステムの再現に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。また、このような取組が温暖化対策でもあると同時に、皇居やお濠を有する千代田区として、住むまちの特徴を再認識し、将来のまちづくりの胎動を促すことにもなるべきだと思います。

それでは、ここで質問です。

下水の分流化も含めたお濠の水質浄化や淡水でのブルーカーボン、また、他地域と連携したブルーカーボンオフセットや教育と連携した事業など、千代田区ならではの地球温暖化対策について、どう取り組まれていくのでしょうか。

ゼロカーボンシティに向けたエコシステムなど、まちの特徴再認識し、将来のまちづくりにつながる「千代田区モデル」となるような取組について、どうお考えでしょうか。

脱炭素化に向けた取組には、個別メニューではなく全庁的な取組にしていく必要があるのではないのでしょうか。

続いて、最後の質問に移ります。**地域コミュニティ活性化を目的とした事業への地域別の取組体制について。**

居心地のよく、歩きたくなるまちなかを目指したウォーカブル推進都市の取組は、人中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独、孤立の防止のほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながることを目的としています。（スクリーンを資料画面に切替え）

一方、本区においては、ファミリー層、単身世帯層の若い世代の人口増加や、商業地域におけるマンション立地の増加、社会の変化や人の多様性が増したことによる人々の意識の変化などにより、コミュニティやかいわいの個性の希薄化といった課題が出てきています。本区でのウォーカブル推進事業は、これらの課題を解決し、地域で活動する多様な主体の都心生活の質を向上させていくために、ウォーカブル推進都市となり、人中心の、量から質に転換したまちづくりを推進していくものであり、ひいては地域コミュニティの活性に寄与する取組だと認識しています。（スクリーン表示を元に戻す）

また、公共空間の活用を促す制度的な動きとして、2005年3月に、国土交通省道路局により、道を活用した地域活動円滑化のためのガイドラインが示され、その後、2016年の見直し改定を経ていますが、地域活性化につながる路上イベントを継続的に行う場合には、その都度許

可申請を行わなくてもよいこと、また、道路管理者は、地域活性化やにぎわいの創出の観点から、道路占用の円滑化に配慮し、弾力的な判断を行うことが定められています。

本区の道路占用料徴収事務処理要綱では、次の各号のいずれかに該当する場合は占用料の全部を免除できると書かれています。区、東京都または区民及び区民団体等で構成する協議会などが実施する地域の活性化などのための路上イベントを実施する場合と、一方、道路占用料等徴収条例、占用料の減免、第3条には、区長が特に必要があると認める場合において、占用料の全部、一部を免除できるとあります。しかしながら、町会員でない個人や団体が道路を使って、地域交流となるマルシェや子ども向けのイベントを企画した際に、主催者は道路占用料を全額もしくは半額を徴収される、もしくはされる可能性があるということが発生しています。

人手がなく町会から人が出せないで町会主体という形を取れない、運営母体が町会民でないで町会として関与できないといったケースや、対象エリアの町会から了解が得られず他町会からの応援をもらうという事態が起きています。地域によっては町会加入率が30%を切っている状況の中、このような対応を町会に一存していくことが町会への負担も大きくさせているのではないのでしょうか。町会活動を支援しながら、並行して、町会を母体とせずとも多様な人がまちづくり、地域活性に関わる仕組みづくりを、区自らがサポートすることが必要ではないのでしょうか。

それでは、質問です。

地域振興を目標としたまちづくり活動に関し、地域振興部が環境まちづくり課に対しても、もっとしっかりと乗り込んで取り組んでいくべきではないのでしょうか。ウォークブルの連携、福祉、子育て、自然環境という視点においても、エリアごとの特性や課題を把握し、目指すべき将来像の実現に向けて様々な取組をサポートしていく必要があるのではないのでしょうか。

要綱にある「区、東京都又は区民及び区民団体等で構成する協議会等」は何を指すのでしょうか。区自らがコミュニティの希薄化等の地域課題を解決し、地域貢献となる事業に取り組もうとする多様な主体への、道路や公共空地を利用できるサポート体制が必要ではないのでしょうか。町会が主体でない場合でも、地域振興を支援していく受皿や仕組みが必要ではないのでしょうか。

区長及び関係理事者の皆様には、明快かつ前向きな答弁をお願いできれば幸いです。

以上をもちまして、令和5年第4回定例会、日本維新の会千代田議員団を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 春山議員のこれからの道路行政に関するご質問にお答えします。

本年3月に策定した基本構想では、将来像として「伝統と未来が調和し、躍進するまち」を掲げました。先人の知恵を大切にしつつ、時代に応じて変化していくことで、希望に満ちたまちづくりを目指す姿勢を示しています。これは、国の道路政策ビジョンの「進化」と「回帰」に通じるものであると考えています。

これからの道路整備は、議員ご指摘のように、自動運転等の技術革新への対応、緑やエネルギー

一のネットワークの充実、強靱化の推進など、様々に進化させていく必要があります。また、江戸から続く、道路が町と町を、そして人と人をつなぐ交流機能を回帰させていく必要があります。

車中心から人中心の道路行政の転換についてのご質問ですが、特に生活道路としての区道においては、安全・安心で快適な移動や滞在ができる人中心の道路整備が基本であると私も考えています。実際に都道、東京都においても、多様な人々が集い楽しむ歩行空間に向けた道路整備に向けて、東京ストリートヒューマンファースト事業を推進しています。そして、区道である丸の内仲通りでは、道路を公園にというコンセプトでストリートパークも実施されていますが、このような道路の利活用を千代田区内のほかのエリアにおいても展開できるように、地域主導のウォーカブルな活動の実証実験などにも引き続き取り組んでまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○**地域振興部長（清水 章君）** 春山議員の地域振興を目標としたまちづくり活動へのサポートに関するご質問にお答え申し上げます。

ご案内のとおり、本区におきましては、区内を6つの地区に分け、それぞれに出張所を配置しております。出張所は地域に最も身近な区役所であり、地域振興のみならず、まちづくり、福祉、子育てなど、いかなる行政分野でありましても、日々区民の皆様方のご要望をお伺いし、解決のために奔走しているところでございます。そして、この行政の専門分野の意識だけではなく、地域という意識を持つことは、出張所に限らず区政全般において必要な視点であると認識しております。したがって、今後、この地域という意識を大切に、地域特性や地域それぞれの思いや課題を区内で共有しつつ、より一層連携を図ってまいります。

さらに、地域貢献となる事業に取り組もうとする多様な主体が道路や公共空間を活用するためのサポートにつきましても、現行の支援制度の活用なども踏まえ、所管部と連携しながら検討を進めてまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○**環境まちづくり部長（印出井一美君）** 春山議員の道路行政に関するご質問について、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、車道幅員の在り方についてですが、人や車の交通量の変化、モビリティの多様化や自動運転の普及など、交通環境の進化を踏まえて、人と車の空間共有の最適化、モノ、サービス、エネルギー、情報等が行き交うインフラ機能の高度化との調和を図りながら、適切な車道幅員の在り方を検討してまいります。

次に、生活道路の整備と活用の在り方についてですが、ファミリー層や年少人口が増加するとともに、コロナ禍を経て屋外空間におけるリアルな交流の大切さが再認識される中で、生活道路等の既存ストックを公園のような空間に変えていくことは、重要な取組であると認識しています。一方で、こうした取組を実現するためには、自動車や人、物流などの実態を把握し、地域の理解を得て道路等における活動をマネジメントしていくことが重要です。そのため、道路に関わるデータの収集、分析、円滑な合意形成手法の検討、活動をマネジメントする団体の支援なども含め、

生活道路整備と活用の在り方を検討してまいります。

次に、千代田区道路占用料徴収事務処理要綱第3条1項13号の、区民及び区民団体等で構成する協議会等についてですが、町会等の地縁団体や商店会組合、区と協定を締結するエリアマネジメント団体を指します。多様な主体が公共空間を活用し、地域課題の解決等につながるよう、適切な要綱の運営の在り方についても、さらに検討してまいります。

次に、ゼロカーボンシティに向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

初めに、千代田区ならではの地球温暖化対策についてのお尋ねがございました。お濠は旧江戸城の一部であり、生物多様性の観点や自然共生の場としても、千代田区にしかない貴重な水辺空間です。現在、玉川上水を再興し、下水再生水等を外濠に導水する浄化プロジェクトが進行しています。これは、閉鎖水域である外濠の水質の抜本的改善策となるものであり、温暖化の適応策としても有効ではないかというふうに認識しております。

また、内濠におきましても、これまで開発と連携して水質浄化に取り組んでまいりました。今後も河川や濠沿いの開発の機会を捉えて、浄化装置等の設置や下水の部分分流化等を誘導してまいります。

また、お濠におけるブルーカーボン事業についてですが、都心部においてブルーカーボンの取組が実施できればインパクトがあると考えております。一方で、CO₂の吸収量等については量的限界があること、また、生態系への影響や文化財保護との調整など課題があり、今後、実現の可能性について研究してまいります。

また、他地域と連携したブルーカーボンオフセットにつきましては、現在、幾つかの自治体と意見交換を行い、実現に向けて情報収集に努めているところでございます。また、カーボンオフセットだけでなく、海のない千代田区における子どもたちの環境教育の一環として、海の環境保護や脱炭素について、乗船体験など海で学習する場の創出についても検討してまいります。

次に、ゼロカーボンシティに向けた千代田区モデルとなる取組ですが、ご指摘にありました、かつて江戸の循環型社会経済も参考に、今年度、一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた検討を開始し、さらに、食品ロス削減推進計画についても策定に取り組んでいるところでございます。また、再エネや森林整備における地方連携の中で、都心における民間の先進技術や資金、人材交流などで、地方の再エネ事業や林業等の持続可能性を支援する千代田区モデルについても検討しているところでございます。

次に、脱炭素化に向けて全庁的な取組が必要とのお尋ねですが、気候変動の進行は、緑化や生物多様性など環境面、熱中症など健康面、省エネや再エネ導入など経済面、行動変容を促す教育面など、区政のあらゆる部門に影響を及ぼす課題であります。一昨年、議会と共に気候非常事態宣言で表明した危機感をもって、地球温暖化対策地域推進計画や実行計画に基づき、環境政策部門が調整機能を果たしながら、全庁を挙げて全庁的な連携の下で取り組んでまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 春山議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、放射街路27号線における計画内容再検討路線についてですが、平成28年3月に作

成された東京における都市計画道路の整備方針第4次事業化計画の中で、計画内容再検討路線に位置づけられております。本路線の検討は東京都が主体となっており、沿道に国指定特別史跡があることや地域のための道路としての機能を有していることを踏まえ、事業の実現性、施工性の観点からも、現在も引き続き検討されているものと認識をしております。

次に、建物更新におけるこれからの街区・敷地形成の在り方のご質問です。隣地との共用空間の在り方等を検討することは、地域の価値向上はもとより、地域が抱える問題解決に資するものであると認識しております。検討に際しましては、有識者による委員会をつくることをご提案いただきました。具体の制度構築につながることを期待される一方、地域とまちの課題や将来像を共有しながら進めていくことも肝要であるため、進め方等については今後検討してまいります。

また、交渉コストの軽減に係る交渉方法についても、進め方と併せて検討していくべきものであると認識しております。

既存の公開空地等の共用空間を街区単位で管理、マネジメントしていく仕組みにつきましては、公開空地の利用状況を踏まえるとともに、住居系複合市街地における実現の可能性、持続可能性を含め、研究をしてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時39分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

これより一般質問に入ります。通告順に質問をお願いいたします。

初めに、19番小林たかや議員。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 令和5年第4回定例会におきまして、千代田区自由民主党として一般質問をいたします。

初めに、**不登校対策としての居場所づくり**について質問いたします。

不登校の小中学生は、昨年度、過去最多の30万人を上回りました。前年度から5万人以上増え、増加のペースは加速しております。中学生では6%で、クラスに二、三人いる計算になります。長期欠席している子は、病気などを含めると41万人を超え、病気と分類された中でも不登校生は多くいるものと思われまます。2017年施行の教育機会確保法で、学校への登校を強制せず、学校以外での多様な学びが認められたこともその背景にあると思われまます。

不登校生の受皿は、NPO法人や民間のフリースクール等が担っております。文科省の調査では、自治体の教育センターの利用が約2万5,000人、自治体のオンラインの居場所や学習機会の提供が約1万人、フリースクール等の施設を約1万人が利用しています。しかしながら、不登校生や長期欠席者の増加のペースに居場所の整備が追いつかず、対策が遅れば遅れるほど学習の機会が失われてしまいます。それがたくさんの親子に苦しい思いを強めています。

自治体として学ぶ権利を保障していくために、多様な選択肢を増やしていかなくてはなりません。東京新聞によると、こども家庭庁の審議会部会は、11月15日、不登校などの子どもの居場所づくりに関する指針の答申案をまとめた「居場所の多様化」を柱に掲げ、交流サイト、SNSなどオンラインの空間も居場所と認識し、子どものニーズに沿った居場所づくりを進める必要があるとしております。答申案では、不登校やいじめの件数が増加する中、居場所を持つことは生きていく上で不可欠と明記しており、児童館や公民館といった場所だけでなく、デジタル空間も居場所になると定義しております。居場所づくりに当たっては、子どもの意見を聞き、居たい、行きたい、やってみたいという視点に立って進めるべきだと強調しております。国や自治体による居場所づくりを推進することを責務とし、関連施策への反映を促していく方針を示しております。

さて、では、そもそも居場所とはどういうものなのでしょうか。どういうところが居場所としてふさわしいのでしょうか。全国こども食堂支援センターむすびえ理事長、湯浅誠氏は、居場所を下記のように考えています。私も同感なので、居場所と社会の関係を一度整理してみたいと思います。

広辞苑では、居場所とは「いるところ。いどころ」と説明されております。実体の用法においては多くの場合、人は居場所感を抱ける場所を居場所と呼んでいます。居心地のよくない場所は、現に自分がいる場所であっても居場所感を抱けず、居場所とは呼びません。居場所づくりには、「どこも」と「どこか」が両立した状態です。「どこも」とは、家庭も職場も学校も地域もこども食堂も高齢者サロンも、暮らしの中で過ごす様々な場所がどこもかしこも居場所になる状態です。AもBもという形で、より多くの人にたくさんの居場所がある状態を指します。「どこか」とは、それでも多くの場が自分の居場所にならないという事情を抱えた人はおりますから、家庭が駄目なら地域の居場所が、学校が駄目ならフリースクールが、リアルが駄目ならオンラインが、Aが駄目ならBという形で、どんな人にも少なくとも1つは居場所がある状態を指します。この「どこも」と「どこか」が十全に満たされたとき、私たちの社会は、全ての人がつながりを感じながら幸福に生きられる社会になるでしょうと指摘しております。

ここで伺いたいします。そもそも居場所とはどういうものか。居場所があることの認識をどう考えているのか。本区の不登校生の現状と人数や、どのような居場所で過ごしているか。区内においてどのようなところが居場所になり得るか。多様な選択肢はあるのか。本区の不登校対策と居場所づくりの目的は何なのか。区のご見解をお示してください。

では、不登校生の支援機関である適応指導教室（白鳥教室）があります。白鳥教室では、カウンセリングや授業を受けたり集団活動に取り組んでおります。同じ不登校の悩みを抱える友人と出会い、思いを共有できる居場所です。学校と連携し、適応指導教室に通所した日は学校の出席日とされております。一方、フリースクールは適応指導教室より柔軟で、学校復帰にとどまらない多様な可能性を模索した人の居場所になっております。現代社会において、フリースクールは教育と違うという固定観念はなく、不登校の子どもには、家にいて親が子どもを見るという時代から最近は変わってきています。

クラスではなくて保健室などの別室で過ごす子どももいますが、居心地がいいわけではなく、本当の居場所になっているわけではありません。学校内に居場所をつくれば、どの子が登校しているのか確認でき、児童生徒が登校していれば、気軽に声をかけたり、行ったり、学習指導もできたりするので、理想的です。時に自らクラスで授業を受けたりすることもあり、それが許される環境ができてきて学校全体が変わっていくのではないのでしょうか。不登校の児童生徒が学校を身近に感じ、他の生徒も教員も不登校の生徒が身近にいることを感じるができるために、それぞれの成長につながると思います。現在、学校でスペシャルサポートルームは緊急避難として有効だと思っております。スペシャルサポートルームの設置について、学校の中に居場所をつくることは大きな意味があると考えております。

そこでお伺いいたします。

スペシャルサポートルームの現状と課題について、お答えください。

また、白鳥教室の現状と教育委員会が把握している課題は解決されたのでしょうか。白鳥教室の機能拡充だけでは学びの充実は難しい状況は変わっていないと思います。NPO法人や民間のフリースクール等と連携は進んでいるのでしょうか。お答えください。

現在は、不登校対策として、社会福祉協議会のふれあいサロンも重要な1つですが、福祉行政と教育行政の垣根が外せません。不登校児童生徒は、包括してフォローしていかなくてはなりません。個々ばらばらで、この連携が取れていません。将来、福祉施設と教育施設の境をつくらず、不登校生が気軽に立ち寄れる場所の提供が必要と考えますが、区のご見解をお願いいたします。

(スクリーンを写真画面に切替え)

文京区の中高生専用施設である青少年プラザ「b-1 a b」、ビーラボと、こういうふうな場所があって、冊子で出しています。b-1 a bのように、中高生が自主的な活動を通じて自らの可能性を広げ、社会性を身につけた自立した大人へ成長を目指すための施設を設置している例もあります。文京区のb-1 a bとは、中高生の秘密基地をコンセプトとした新しい放課後の居場所です。リビングのようなスペースや、勉強、バンド活動、ダンスのスポーツや料理ができるスペースがあるほか、文化、スポーツ、学習支援などのイベントを実施しています。さらに中高生がイベントの企画やb-1 a bの運営に関わる挑戦のステージもあります。b-1 a bは、文京区青少年プラザの愛称です。文京区教育センターに併設されて、施設の共用や事業の協力を行っております。

このように、学校内にフリースクール機能を置くことと、学校と家の間に白鳥教室やb-1 a bのような施設を整備することで、総合的な不登校対策につながるのではないのでしょうか。ご見解をお伺いします。(ここまで、写真画面を15回切替え後、スクリーン表示を元に戻す)

最後に、居場所を増やすために、①地域の実態調査、②公共施設の活用、③居場所を運営する人材の育成について、職業としての人材の育成について、こども家庭庁の審議会部会が有効だとした点についても、区としては進めてはいかがでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

次に、**富士見みらい館の今後について**お伺いいたします。第2回、3回定例会及び会期中の予算・決算特別委員会では、来年度、富士見みらい館のPFI事業期間が満了することから、この

間に行われたPFI事業の検証結果や次期運営手法の検討状況などをお伺いいたしました。その際、執行機関からは、PFI事業の検証結果について、主に設計、建設、維持コストなどの面で、VFM（バリューフォーマネー）が認められたと説明がありました。しかしながら一方で、PFI期間中の利用者の施設の利便性向上に関する要望対応や、安全確保を目的とした予防保全的な改修等の対応が十分でない例が見受けられております。区もこの点については、区として優先順位の高い予防保全や区民ニーズの反映は適切に行う必要がある。区の直営施設であれば対応することについては、PFI事業でも対応できるようにしておくことが必要と述べております。PFI事業では、事業者は必要以上のサービスを提供しないほうが採算が高まります。区が事業者任せ切りでは、VFMの効果はあっても、サービスの質自体の低下は否めません。

こうした点から、PFI事業に維持管理上の課題はなかったのでしょうか。PFI事業期間に事業者が実施しているモニタリングを区が確認し、適時適切に対応してきたのでしょうか。区独自としても、四半期ごとに実施しているモニタリングは、区及び各施設、関係部署、事業者による毎月の運営協議会なども活用し、情報共有を図っているとしていましたが、その結果共有された課題について、適時適切、対応されてきたのでしょうか、それぞれ具体的にお示しください。

今般のPFI事業の検証では、維持管理の面からどのような検証結果が出ているのか。事業期間終了時のモニタリングについては、事業者と協議し、終了前検査の実施などについて検討するとの答弁がありましたが、改めてお伺いいたします。

また、次期運営手法については、当面大規模改修が予定されないため、（ベルの音あり）PFI手法を取らない方向で検討を進めているという答弁がありましたが、その後の検討状況をお答えください。

次に、富士見みらい館のPFIに関して定める区民開放の在り方の見直しが必要であると指摘させていただきました。PFI事業の意向を適切に反映し、サービス水準を向上させるため、区と事業者の責任範囲の明確化と運営段階における区の事業者におけるコントロール手法の確保は極めて重要です。これらの事業開始に関する整備を整理しなくてはならない留意点として、区の組織内部で共有していく必要があります。区が進めている民間開放の在り方では、区が民間開放を検討するときの視点に民間開放を含める留意点を示しており、PFIなどの手法を採用する場合には必ず留意すべき内容となっています。このため、民間開放の在り方について見直しを求めたところです。（ベルの音あり）その状況について……

○議長（秋谷こうき議員） 小林議員、質問をやめてください……

○19番（小林たかや議員） 答弁を求めます。

以上です。すみませんでした。（拍手）（発言する者あり）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 小林議員の不登校対策のご質問にお答えいたします。

まず、居場所についてですが、一般論として、ご指摘の子どもの居場所づくりに関する指針（答申案）では、過ごす場所や時間、人との関係性全てで、物理的な場だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るとされております。

次に、居場所があることについては、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きる上で不可欠な要素であると記載されているとおりの認識です。

不登校の現状ですが、10月末時点で、小学校28名、中学校・中等教育学校32名、計60名でございます。

どのような居場所で過ごしているか、居場所になり得るかについては、白書教室やスペシャルサポートルームを学びの場とする場合、またはフリースクールや家庭などで過ごされることもあろうかと思えます。

多様な選択肢はあるか及び不登校対策と居場所づくりの目的については、白鳥教室の機能拡充、校内教育支援センターの設置、バーチャルラーニングプラットフォームの活用、フリースクールとの連携など、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保、創出により、選択肢の拡充を図ってまいります。

次に、スペシャルサポートルームの現状と課題ですが、現在、小学校2校に設置され、教室に入りにくい子どもの学びの場として効果的に利用されております。課題は、設置する場所と人員の確保でございます。

また、白鳥教室の状況と課題ですが、10月末現在、27名の小中学生が登録し、適応指導員2名で常時対応しております。年々通室する児童生徒が増加傾向にある中で、スペースや人員、スキルの維持向上などが課題です。

次に、NPO法人やフリースクールなどとの連携についてですが、現在、区内フリースクールにおける活動内容の調査や他自治体のフリースクールの視察、研究を行っております。また、施設の境をつくらず気軽に立ち寄れる場所については、孤独や孤立を防ぎ、子どもの健全な育成の場として大切なものと認識しております。

フリースクール機能を置くことより、白鳥教室の機能拡充を図ってまいります。b-1a bについては、不登校対策としての施設ではないと認識しております。

最後に、ご指摘のこども家庭庁の審議が有効とした点なども参考に研究してまいります。

次に、富士見みらい館についてのご質問にお答えいたします。

まず維持管理上の課題についてですが、日常生ずる修繕や施設からの比較的軽微な要望への対応は問題なく行われているものの、さらなる利便性向上や予防保全的な改修などは、PFI事業者との協議や対応が十分でなかった部分についても認識しております。

次に、モニタリングについてですが、日ごと、月ごとなどの区分で、維持管理と運営、それぞれ160余りの要求水準に沿った項目について事業者モニタリングの評価が行われております。また、区のモニタリングについても定例会議などで情報を共有し、履行状況や不具合対応状況などを適切に確認しております。対応の具体例としては、受水槽からのオーバーフローや大雪に伴う施設内への浸水など、改善要求に早急な復旧、改善措置が図られております。

次に、検証結果についてですが、事後評価書では、担当者の異動などによる引継ぎ不足や習熟度などについての指摘を受けています。また、終了時モニタリング及び検査実施については、今後、協議、検討の予定でございます。

最後に、次期運営方法についてですが、施設の維持管理や地域開放及び給食は委託を前提に、児童館的機能は指定管理や民設民営などについて課題を整理しながら、現在検討を進めているところでございます。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 小林議員の富士見みらい館に関するご質問のうち、民間開放の在り方についてお答えいたします。

現在、区の検討状況といたしましては、PFI事業者との契約に当たり、施設の維持管理に利用者の声を反映するための手続を定めること、さらに事業期間中に区が安全確保のための予防保全の必要性を認めた場合には、所要の措置を講じることができるよう取り組めることなどの要件を、民間開放の在り方に追加することを検討しております。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、15番永田壮一議員。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 令和5年第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、「東京防災」の活用についてお尋ねします。

防災冊子「東京防災」は、2015年当時の舛添東京都知事の発案によって作成されました。東京都民全世帯735万部に配付されたので、必ず手元にあるはずですが、8年前のことなので、既に廃棄されていたり忘れられていると思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

舛添氏は、この冊子を発案した理由について、私は若い頃スイスでも勉強していましたが、この国は、フランス、ドイツ、イタリアという強国に囲まれており、どうすれば国家の安全と平和を守ることができるか腐心してきた歴史があります。いずれの国とも同盟しない永世中立国となったのも、ヨーロッパの勢力均衡の中で生き残るための知恵なのです。そのスイスでは、さすがに危機管理体制が完備されています。戦争や災害に備えるためのマニュアルが政府によって全世帯に配付されていて、「民間防衛」（「Civil Defense Guide」）という本ですが、邦訳も出ており、コンパクトながら、有事の際の行動規範から日常生活での危険回避方法まで、具体的に細かく記されています。スイスの家庭では、例えば電話機のそばに常備薬のように置いてあって、いつでも活用できるようになっていましたと語っています。（スクリーンの資料画面を切替え）

「東京防災」が、スイスの民間防衛を参考にして作成されたことはあまり知られていません。300ページに及ぶ「東京防災」の内容は、都民、企業、地域、行政があらかじめ備えるべき防災の取組を示しており、具体的には、災害が発生したときに起こり得る事態の時系列でのシミュレーション、必要な判断と避難行動、応急手当の方法、備蓄物資の品目、量、管理についてといった災害時の知識が盛り込まれています。（スクリーンの資料画面を切替え）

東京都は本年9月に、関東大震災から100年を契機とした自助・共助のさらなる促進を図り、都民の災害への備えを促すため、8年ぶりに「東京防災」のリニューアルをしました。変更点として、近年の災害の最新情報のほか、社会の多様性や居住形態の変化、国際環境の動向などを反映したとあります。既に配付が始まっていますが、千代田区では来年まで入手できないようなの

で、ホームページ上のデータを閲覧したところ、基本的な内容の変更は見当たらず、簡潔に、見やすくなったという感想です。この程度の更新であれば、データのみ更新して、冊子は希望者のみ配付するほうが効率的だと考えますが、全都民が情報共有するという観点からすると、全戸配付が必要なことも理解できます。

「東京防災」を全世帯に配付する以上は、当面必読を呼びかけ、都内市区町村の防災イベント等で有効に活用すべきです。（スクリーンの資料画面を切替え）中身の詳細については、今後、各自が手元に届いてから内容を確認すればいいので、これ以上は触れませんが、引用元であるスイスの民間防衛との違いについて指摘していきます。

根本的な相違点は、災害だけでなく、武力攻撃、核兵器による被害、戦争、侵略、占領下からの領土奪還までの行動を想定しているところです。想定外などなく、予想されるあらゆる危険から国民を守るためのマニュアルとして作成されています。スイスで発行された1962年当時は、恐怖をあおるものだとして一部国民から反発があったくらいです。実際に「民間防衛」を読むと、非常に現実的で冷静な視点で文章が構成されていることが分かります。（スクリーン表示を元に戻す）冒頭に「我々が永久に平和を保障されるものとしたら、軍事的防衛や民間防衛の必要があるだろうか。全ての人には平和を望んでいるにもかかわらず、戦争に備える義務から解放されていると感じる人は誰もいない。歴史が我々にそれを教えているからである」、続けて「我々に危機が無いとあえて断言できる人がいるだろうか」「自由と独立は絶えず守らなければならない権利であり、言葉や抗議だけでは決して守り得ないものである。手に武器を持って初めて得られるものである」。日本との緊張感の違いに圧倒される内容です。

中国、ロシア、北朝鮮といった周辺国に囲まれた我が国は、スイスを上回る危機的状況である現実を認識しなければなりません。日本国憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して我が国の安全と生存を保持しよう」という文言は、石原慎太郎氏が日本のていたらくの象徴であるから破棄しろと口癖のように語っていたことを思い出します。日常的には、危機管理・防災マニュアルの作成、防災訓練の実施は重要ではあっても、どこか義務的で当事者意識が薄いと感じてしまうのは、こうした根本的な緊張感、危機感の欠如によるものではないでしょうか。

スイスは永世中立国として存続するために、男性のみ徴兵制があり、60歳まで予備役が続き、いつでも戦えるように小銃を自宅に保管しています。2013年に徴兵制廃止の国民投票が行われた際には、73%を超える予想を上回る圧倒的多数で否決されています。よく永世中立国のスイスは非武装中立と勘違いされますが、実際に通用するのはバチカンといった特殊な国くらいで、よく例に出されるコスタリカは名目上非武装中立ですが、軍隊並みの装備を持つ警察を保持し、アメリカとの安全保障条約で守られているのが実態です。

関東大震災から100年を契機に、防災意識向上を促すことは重要な課題です。同時に、より危機感を持ち、国防意識についても考えるきっかけにするべきだと私は考えます。

以上の指摘から、3点質問します。

1、8年前に配付された「東京防災」はどのように活用されてきたのでしょうか。

2、「東京防災」リニューアル版は来年配付されますが、併せてイベント開催、訓練の使用など活用方針はあるのでしょうか。

3、「東京防災」はスイスの「民間防衛」を参考として作られましたが、重要な精神的な部分が欠如していることから、防災入門になってしまっていると考えます。私は、自然災害だけでなく、武力攻撃、核兵器の使用といった最悪の事態に備える覚悟が最も重要だと指摘してきました。スイスでは全国民を収容できるだけの核シェルターを確保していますが、日本ではやっと議論が始まった程度です。まずは訓練に対して、より緊張感、当事者意識を持って取り組めるように、「民間防衛」を参考にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、**葬祭施設**についてお尋ねします。

千代田区で葬儀ができる公営の式場は万世会館のみです。富士見区民館の集会室も可能なのですが、地下で利便性が悪いこと、近隣への配慮が必要なことから、年間数回程度しか利用されていないと聞いています。また、23区内の公営の火葬場は2か所のみで、大田区の臨海斎場は、港、品川、目黒、大田、世田谷区民向けの施設なこと、江戸川区の瑞江葬儀所は現在建て替え中のため、両施設ともに使えません。

このような状況下で、通常、葬儀は民間の火葬場、式場を使用することになります。23区には、荒川区の町屋斎場、新宿区の落合斎場、品川区の桐ヶ谷斎場、葛飾区の四ツ木斎場、杉並区の堀ノ内斎場、渋谷区の代々幡斎場、板橋区の戸田葬祭場の7か所があります。戸田葬祭場以外の6か所は、東京博善株式会社の独占状態ではありますが、明治20年以来、長年問題なく運営されてきました。ところが、最近、経営が代わって以降、変化が起きています。

産経新聞の記事によると、2年前から火葬料、休憩室料が値上げされており、一般的な火葬料金が5万9,000円から8万7,000円まで跳ね上がっています。新たな運営会社は10年ぶりの価格改定で、燃料費高騰の影響も考慮すると妥当であると主張していますが、公営の臨海斎場の4万4,000円と比べると、倍の金額です。この運営会社は、日本の企業ではあっても大株主は中国資本で、実像は謎であると書かれていることから、より不安が拡大しています。

こうした問題に対して、区内の葬儀社から、行政が主体となる新規火葬場建設を求める陳情が提出されました。陳情の中で、コロナ患者の火葬を受入れ拒否していたことによる安定的な火葬場運営に対する不満、不安。港、品川、目黒、大田、世田谷の5区で設置した臨海斎場のように、千代田区も火葬場の運営主体になれないかと求めています。

火葬場は公共性の高い施設であって、これまで許認可業務だけで、民間事業者に依存してきたことによる責任は行政にもあります。企画総務委員会での陳情審査でも同様の指摘をしましたが、現状では取り扱える所管がないことを理由に具体的な答弁はなく、問題提起をすることしかできませんでした。区民が葬儀を安心して執り行える環境を整えることは、行政の役割ではないでしょうか。重要な課題として認識し、解決のため全庁的に取り組むことを求め、4点質問します。

①千代田区で葬儀可能な式場として使える施設を増やすことはできないでしょうか。これまで公共施設内に式場として使える集会室を設置する計画があったものの、近隣町会において賛否が分かれ中止になって以来、検討すらされなくなっていることは承知しています。それでも、時代

の変化もあって、葬儀が簡素化され、寛容になっていることから、改めて検討することは重要だと考えますが、いかがでしょうか。

②港・品川・目黒・大田・世田谷の5区で設置した臨海斎場のように、千代田区が主体となって、近隣区と広域連合で火葬場を運営できないでしょうか。

③納骨堂の建設において、千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例に、駐車場の附置義務、住宅、学校から一定以上の距離の確保といった厳しい条件を10年前の改正で追加したことから、区内での納骨堂の設置は実質できない状況です。これは、悪質な業者を排除するために必要な措置であると理解していますが、区内の墓地の確保の問題解消のためにも、持続性を確保できる公設民営の納骨堂、式場を設置してはいかがでしょうか。

④ペットを家族として大切にしている方が増えています。ペットの葬儀についても、行政として考える必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

以上、区長及び関係理事者の明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 永田議員のご質問のうち、千代田区が近隣区と広域連合で公営火葬場を運営できるか、及び、公設民営の納骨堂の設置、ペットの埋葬に関するご質問についてお答えいたします。

まず、広域連合で近隣区と公営火葬場の運営をできないかのご質問についてですが、東京都は、本年8月に、都内火葬場14施設に対して、火葬待機日数及び火葬能力について聞き取り調査をしております。火葬は、季節的な変動や特定の日を避けるなどの理由により、希望日が偏るため、待機日数の増加が生じるものの、都内における火葬場の火葬能力については、特段不足している状況はありませんでした。

一方、公設納骨堂の設置につきましては、条例に基づき、許可申請前に隣接住民等に建設等の計画について説明を行い、意見を求めなければなりません、その是非については、様々な意見をお持ちの方が多くと予想されます。そのため、現実的に区内に納骨堂を設置することは難しいと考えます。

また、ペットの葬儀について、行政として考える必要があるのではないかのご質問です。火葬・埋葬については、人の場合と同じ問題が生じる可能性があります。

いずれにいたしましても、これらの施設は、区民にとって重要な施設として認識しておりますので、今後も区民の声やニーズの把握に努め、必要に応じて、特別区長会や他自治体への働きかけ等を行ってまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 永田議員の葬儀可能施設の増設に関するご質問にお答え申し上げます。

本区におきまして、葬儀、法要専用の区立施設は万世会館のみでございまして、麴町地区に設置されていないことは、議員ご指摘のとおりでございまして、富士見区民館でも可能とはなっておりませんが、専用の施設ではないため、必ずしも使い勝手がよいとは言えない状況にございます。

一方、葬儀、法要のための施設という性格上、ご自宅の近隣にあることを望まれる方がいらっしゃいますのと同時に、望まれない方がいらっしゃいますのもまた現実でございます。このため、納骨堂併設の施設を含めまして、新たな施設設置の可能性につきましては、今後、慎重に検討していく必要があると認識をしております。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 永田議員の「東京防災」に関するご質問にお答えいたします。

まず、8年前に配付された「東京防災」の活用についてですが、本には、災害に関する知識や対策のほか、具体的な防災行動がイラスト入りで分かりやすく掲載されており、非常に有用な内容となっております。区では、「東京防災」の防災行動を参考に、避難所防災訓練で消火器の使い方や簡易トイレの使い方を紹介したり、職員防災訓練で図上訓練を実施したりなど、様々な取組の中で活用しております。

次に、改訂版の活用方針についてです。改訂版では、新たにマンション防災や在宅避難、多様な人々の防災対策が追加され、さらに充実した内容に変更されております。区では、引き続き、「東京防災」を避難所防災訓練等の取組の中で積極的に活用していくとともに、避難所運営協議会や防災講座、ホームページなど、様々な機会や手段を用い、広く区民等への周知を図ってまいります。

最後に、「東京防災」に対するご意見についてです。近年は、北朝鮮によるミサイル発射が頻発するなど、武力攻撃等への警戒が高まっており、国民一人一人の平素からの備えや初動対応が重要になっております。「東京防災」は、東京都が編集、発行しており、改訂版では、テロ・武力攻撃の内容に、ミサイル攻撃からの避難やJアラートが聞こえたときの行動の考え方が追記されるなどの改善が図られております。一方、武力攻撃等の脅威については、予断を許さず、今後も継続した警戒が必要と思われまます。

今後も、東京都や特別区の防災担当課長との打合せにおいて、意見交換や問題提起等を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、17番田中えりか議員。

〔田中えりか議員登壇〕

○17番（田中えりか議員） 本日、令和5年第4回定例会におきまして、国民民主党会派立ち上げ後、初の一般質問をさせていただきます。

国民民主党は、「人づくりこそ国づくり」を理念とし、生活者、納税者、消費者、働く者の立場に立って、具体的な政策を提案し、「対決より解決」の姿勢で日本を動かしていく国政政党です。伝統ある、ここ千代田区議会におきまして、本年4月、国民民主党として初めての1議席を負託賜り、このように発言させていただく機会を得ましたこと、改めて深く感謝申し上げますとともに、ここ千代田区でも国民民主党の基本理念を忘れず、千代田区をさらにいいまちにすべく、新しい答えをつくっていくことに尽力してまいります。

それでは、道路のバリアフリー整備と利用者にやさしい道づくりについてお伺いします。

本区では、区民生活を支える基盤として、誰もが安全に安心して通行できる道路の維持、整備に日々努めています。（スクリーンを資料画面に切替え）

現在、道路の改修整備に当たっては、国土交通省が定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、（通称）バリアフリー法に基づき、高齢者、障害者はもちろんのこと、ユニバーサルデザインの考え方により、全ての利用者にとって暮らしやすい生活空間の整備に取り組んでいます。その主なものとして、電線類の地中化や歩道の設置・拡幅工事、併せて、歩道の段差・傾斜の解消や点字ブロックの設置及び地域にふさわしい道路景観のための修景事業を行っています。この中で幾つかの課題が散見されます。（スクリーンの資料画面を切替え）

私は、昨年、千代田区内の点字ブロック上で滑り、つまずいて、転倒し、人生初、上腕を骨折しました。雨上がりのまだ路面が濡れている状態のときでした。そのときの経験で印象深かったことの1つが、私のけがを知った周囲の方々のほとんどが点字ブロックやマンホール、横断歩道の白線、ツリーサークルなどで滑って、危ない思いをしたり、大きなけがにつながったことがあり、私の経験に対して、多くの共感の聲が上がったことです。今回は、そのような皆様の思いを受け、その思いを込めて、本日の千代田区議会定例会にて質問させていただきます。（スクリーンの資料画面を切替え）

筑波大学大学院人間総合科学研究科の水野智美准教授の研究結果では、車椅子使用者、ベビーカー使用者、幼児を持つ保護者、シルバーカーを含む歩行補助車を使用する方々のうち、点字ブロックを不便に感じたことがないと答えた方は僅か5%にすぎず、多くの方々が点字ブロックをバリアに感じていることが確認されています。（スクリーンの資料画面を切替え）

公共の道路の利用者は不特定多数の方々であり、視覚障害をお持ちでない全ての方々が成人の体格で、完全に健康体、健常者で、かつ、手ぶらで身軽に道を行き交っているわけではありません。車椅子の方、ベビーカーの方、シルバーカーの方、歩行が困難な方、幼児・児童、自転車の方、キャリーケースの方、集配カートの方、様々な方が道路を利用されます。

平成27年、2015年に移転リニューアルした九段坂病院では、視覚障害者の方々ご自身が点字ブロック等がかえって障害物になって、転倒しやすい状況があるということで、病院の中にあえて整備をしていないとのことでした。しかしながら、点字ブロックの機能は、視覚障害者の方々の移動にとって、なくてはならないものであることから、避けては通れない課題でありながらも、自分たちからは点字ブロックがバリアとなっていることを言い出しづらい状況があることも伺えます。

昭和42年、1967年に日本で始まった現在の点字ブロックの設置は、視覚障害者が安全かつ快適に移動できるように考慮することはもちろんですが、今後、様々な方が共生する社会のためにも、また、区民への公平性の観点からも、車椅子使用者や高齢者等のバリアとならないよう、ユニバーサルデザインを取り入れ、設置方法や形状、材質、新技術なども検討していく必要があるのではないのでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

その解決策の1つとして、現在、ここ、千代田区役所内の2階より上のフロアで採用されているものをご紹介します。じゅうたんの上にひし形のタイルが敷かれた御茶ノ水の井上眼科考案の

システムで、上を歩いたときや白杖でたたいたときに、じゅうたんやタイルの明らかな質感の違いや音の違いで、位置や進行方向を認識できる大変優れたシステムです。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、既に千代田区の障害福祉センターえみふるをはじめ、多くの公共施設、空港や病院、体育館、スポーツセンター、文化商業施設、郵便局や銀行で採用されている誘導ソフトマットです。障害者ご自身が考案し、歩行障害等をお持ちの方々の意見も反映。クッション性のある特殊ゴム素材で作られており、従来の凹凸がなく、車椅子等やヒールの方、幼児でもつまずきにくく、誰もが安全かつスムーズに移動でき、上を歩いたときの感覚がほかの床部分と違うので、分かりやすいとのこと。（スクリーンの資料画面を切替え）

最後に、スマート白杖というIT機能を装備した白杖です。こちらは、センサーにより、周囲にある障害物の存在や道案内など、様々な情報を受け取り、音声や振動で伝える機能を持った白杖です。

従来型の点字ブロックは、現在に至るまで、その重要な役割を果たしてくれました。しかしながら、開発から50年以上がたち、社会の様々な分野で技術革新がある中、点字ブロックの在り方についても見直しを検討するべき時期に来ているのではないのでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

さて、現状の点字ブロックには、様々な色や材質が存在します。基本黄色ということになっているようですが、千代田区内を見てみると、皇居前広場、内堀通りには、黒御影石で作られたダークグレーの点字ブロックが採用されており、大手町から竹橋、神保町周辺など、ほかにもグレーが使われている箇所が幾つか見受けられます。大手町丸の内周辺では、シルバーのステンレス素材を使ったびょう状の路面に直接埋め込むタイプのものも使用されています。材質としては、天然の石、磁器、コンクリート、合成ゴム、ステンレスがあり、一番滑りやすく、凹凸が激しく、引っかけやすいのは合成ゴム製のものではないのでしょうか。

日本は、1年365日、24時間、晴れの日が続くわけではありません。むしろ世界でも2番目に降水量が多く、東京の年間降水日は113日、1年の約3分の1に及びます。雨天時に滑りやすい路面というのは、視覚障害のあるなしにかかわらず、安全性の観点から見て、致命的と言えるのではないのでしょうか。

点字ブロックの色は、路面の色とのコントラスト、輝度差が基準値以上あることが求められています。黄色であるがゆえに、路面とのコントラストが弱くなっている歩道なども見受けられることや、千代田区の景観への影響、また、注意喚起、警告の意味合いが強い黄色という色から日常的に受ける心理的影響なども鑑みると、本区内は、皇居前広場に倣って、なるべくダークグレーで統一するなどの対応を考えられてはいかがでしょうか。

以前のご答弁で、「内堀通りは都道だから」というものがありました。東京都にはできて、千代田区にはできないというのは、どのような理由からでしょうか。

道路の利用者の観点からすると、国道だから、都道だから、区道だからという識別はほぼされておらず、そのような意味でも、せっかく千代田区内に皇居前広場といういいお手本が存在する

のですから、それを見習わない手はないのではないのでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、金属製のマンホールとツリーサークルに関してです。表面の材質である鋳鉄が雨天時に非常に滑りやすく、坂の多い千代田区内では、特にその危険性が顕著です。私自身、周囲から複数件被害報告を伺っており、マンホールでは、バイクのスリップによる人身事故を誘発、ツリーサークルでは、転倒を誘発しています。表面を路面と同質のコンクリート素材で覆ったマンホールの採用や、鋳鉄以外の滑りにくい素材を使用したツリーサークルへの変更など、既に数か所で確認しておりますが、引き続きのご対応をお願いできればと思います。（スクリーンの資料画面を切替え）

続きまして、歩道の切下げに関してです。ここ数年に改修、整備された歩道に関しては、セミフラット化で段差がない新しいタイプの緑石の設置が主流となっており、大変喜ばしいことだと感じます。少しの段差に見えるところでも、車椅子やベビーカー、シルバーカーなどにとっては、大変な労力となります。また、車道側から歩道側に入る際の自転車の転倒事故を誘発する大きな原因となっています。段差の大きい旧型が設置されている箇所については、道路自体の整備計画のないところも含め、なるべく新型への切替えの方向で検討されることが望まれます。（スクリーンの資料画面を切替え）

最後に、本区の点字ブロックの配置状況は、一般には公開されていない台帳にて管理されていますが、材質、形状、色、枚数などの記載がなく、設置箇所の記載があるのみの大まかなものです。区内全域の道路を計画的にどのような最終的な姿にしていくのか、本区の目指す方向や目標を明らかにしていく上でも、管理者として、現状の詳細な把握は必要ではないのでしょうか。

また、利用者への一般公開用として、簡易な配置地図は、点字ブロックのある道を知りたい方、点字ブロックを避けたい方など、様々な利用者にとって有益かつ必要なものであり、例えば、東京都福祉局が福祉まちづくりの一環として作成している「ちよだバリアフリーマップ」に、点字ブロックの設置情報を入れることも有効な情報共有になるのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

以上を踏まえ、お伺いします。

本区におけるこれまでの点字ブロックの設置に関する取組の成果検証は行われていますでしょうか。区民の声はどのように聴取、反映されていますでしょうか。

道路上の点字ブロックが必要な箇所の考え方、設置後の区民全体への安全性の考察などは、戦略性を持ってビジョンを描き、計画的に行われているのでしょうか。

今後の道路整備におけるバリアフリー化の考え方について、本区の所見及び具体的な取組の方向性と方針についてお伺いします。

以上、道路のバリアフリー整備と利用者にやさしい道づくりについて、質問いたしました。

区長をはじめ、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 田中議員の道路のバリアフリー整備と利用者にやさしい道づくりに関するご質問にお答えいたします。

これまでの点字ブロックの設置に関する成果検証及び区民の声についてのお尋ねがございました。本区では、住民参加によるまち歩きやバリアフリーマップ作成など、ワークショップ手法を活用し、平成15年3月、千代田区交通バリアフリー基本構想を策定いたしました。この基本構想に基づき、地域の主要な駅を中心としたエリアにおいて、視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックはもとより、歩道のセミフラット化などの整備に努めてまいりました。

区内のバリアフリーに関する成果検証については、策定後における障害者、高齢者等の社会参加の拡大、駅周辺など、市街地の変化、さらには、バリアフリー等に関わる制度改正などを踏まえ、今年度、調査を実施しているところでございます。また、議員ご指摘のとおり、視覚障害者以外から点字ブロックに関わる課題についての声も寄せられており、車椅子使用者、高齢者、幼児、ベビーカー等の移動にどの程度のバリアになっているかというような観点からも、今後、検証してまいります。

次に、道路上の点字ブロックが必要な箇所の考え方についてのお尋ねがございました。点字ブロック設置に当たっては、バリアフリー法に基づく道路の移動等円滑化に関する基準・同ガイドラインや東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアル及び視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説により、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を視覚障害者に案内する場合に用いるものとされており、それに従って整備をしてまいりました。

また、設置後の安全性についてのお尋ねがございましたが、点字ブロックの形状、材質は、多様化、複雑化、無秩序化されないよう、JIS規格により全国的に統一されており、設置に当たっては、他の歩行者の安全を阻害しないよう配慮が必要であると認識をしています。しかしながら、点字ブロックにバリアを感じても、視覚障害者の移動を考えると、改善を求める声を出しにくいという事情もあるものと認識しており、安全面の課題についても研究してまいります。戦略性を持ったビジョンについてですが、先ほど申し上げたとおり、現在、バリアフリーに関する成果検証をしており、その結果を踏まえ、議員からご指摘のあった新たな技術や設備等の進化も踏まえ、検討してまいります。

最後に、道路整備におけるバリアフリー化の考え方について、区の所見及び具体的な取組の方向性、方針についてのお尋ねがございました。道路整備に当たっては、ユニバーサルデザインを基本理念とし、年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての人々が安心して円滑に利用できるよう、計画、設定していくことが重要でございます。

本区の道路の改修整備では、切下げによる歩道の波打ちを解消するため、歩道のセミフラット形式を基本とすることを千代田区道路整備方針においても規定しております。これにより、段差が緩和され、平坦部の十分な確保が可能となります。また、歩道と車道の段差についても、ゼロ段差のブロックを使用するなど、引き続き、誰もが安全で快適に歩ける人にやさしい道路整備を進めてまいります。

また、点字ブロックに限らず、街路樹や街路灯などの道路附属物等に関しては、既に台帳とし

て整理されておりますが、それらのデータベース化を進めており、今後、地理情報システム（GIS）への展開や一般に情報共有できる内容、方法等についても検討してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩いたします。

午後4時38分 休憩

午後4時49分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番えごし雄一議員。

〔えごし雄一議員登壇〕

○5番（えごし雄一議員） 令和5年第4回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

初めに、防災対策の中から、情報伝達手段についてお尋ねします。

いつ起こるか分からない災害に備えて、災害情報、避難情報を、いつでも、そして、誰にでも共有できるよう、全国の自治体で様々な手法を活用した情報伝達手段の整備に取り組んでいます。総務省消防庁防災情報室が令和5年3月に示した災害情報伝達手段の整備等に関する手引きの中では、情報伝達の多重化について、「大災害時において、住民への災害情報等を確実に伝達するためには、①1つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること、②1つ1つの災害情報伝達手段を強靱化することが重要である。受け手の状況に応じた伝わりやすさ、伝達範囲、伝達可能な情報量、耐災害性など、様々な点でそれぞれ特徴を有していることから、地域の実情を踏まえつつ、情報伝達手段の多重化を検討することが望ましい」と記されています。

千代田区では、防災無線、防災無線ダイヤル、安全・安心メール、SNSの活用、防災ラジオの配付など、様々な情報伝達手段の整備に取り組んでいただいております。現状、全国でも行われているような情報伝達手段は、千代田区でもおおむね網羅されていると考えています。ただ、区内を回っていると、防災無線が聞こえづらい、聞こえないという声や、区が行っている情報伝達手段について、知らない、受け取り方が分からないという方もおられました。これからも、誰一人取り残されることのないよう、情報を伝えるためには、今行っている伝達手段のさらなる強化とともに、その情報を受け取る受け手側の準備、体制の整備も必要と考えます。

そこで、今後、災害情報などを住民へしっかり伝達していくために、3点お尋ねします。

1つ目は、情報伝達手段のさらなる強化です。総務省消防庁防災情報室の災害情報伝達手段の整備等に関する手引きには、「地域に密着した詳細な情報を正確に伝える手段としては、ホームページによる情報発信が有効な手段になる」と記され、自治体のホームページ用のサーバーについては、「被災時にも常にホームページを更新できる仕組みを準備することが大切である」と記されています。

千代田区には、区民の方だけでなく、仕事や観光などで多くの方が区内に訪れています。そのような方々にとっても、ホームページによる情報は大切です。区のホームページを見ると、様々な防災情報がアップされており、整理もしていただいていると伺っていますが、いざ災害が起こ

ったときに、どこを見ればいいのか、少し分かりづらい印象があります。（スクリーンを資料画面に切替え）

例えば、今、千代田区のホームページでは、トップページの冒頭に、重要なお知らせ、安全・安心情報、安全・安心メールの情報が見られるようになっていきます。これは、確かに知りたい情報が分かりやすくなっているのですが、いざ災害が起きたときに検索をするとしたら、千代田区災害情報、千代田区避難という言葉になるかと思います。そうすると、トップページは通らず、ホームページ内のほかの様々なページに直接アクセスする可能性もあります。（スクリーン表示を元に戻す）そのときでも、災害時の緊急情報がすぐ分かるように、このページを見れば、欲しい情報は全て分かる、SNSなどでも、ここを見てくださいとお知らせできるような災害情報、防災のページを作成することができれば、情報を得る側も分かりやすくなると思います。

ほかの自治体では、防災専用のアプリを作成して、分かりやすく情報を提供している例もあります。緊急時には、プッシュ式で情報が伝達でき、災害時だけでなく、ふだんでも気になって防災情報などを調べる場合にも有効です。また、防災無線が聞こえづらいという方のために、無線の内容をホームページのトップページや防災のページに、ほかの災害情報と併せて表示されている自治体もあります。ぜひ、千代田区でも取り入れていただきたいと思います。

ここで伺います。本区における情報伝達手段について、現状の課題をどう捉え、今後どうしていこうと考えているか、区のご所見をお聞かせください。また、区の庁舎が被災しても、ホームページによる情報発信が途絶えないように、被災時にも、常にホームページを更新できる仕組み、そして、急に多くの方が一斉アクセスしても、サーバーダウンがしないような仕組みが現状準備できているのかどうか、併せてお聞かせください。

2つ目に、情報を受ける側の準備・体制の整備について伺います。

情報伝達手段が多重化される中で、デジタル弱者、情報格差の問題は大きな課題であると思います。区として、様々な情報を発信しても、受ける側に届かなければ意味がありません。しっかりと情報が届くようにするためには、情報伝達手段の強化とともに、情報の受け手となる皆様への支援も必要だと考えます。そこで、スマートフォンなど、デジタル機器を使った防災講座などを開催してはいかがでしょうか。

現在も、高齢者の方を対象としたスマートフォン教室や体験会が行われており、少しは防災に触れる機会があったと思いますが、学ぶ時間は短かったと思います。インターネットやスマートフォンを用いて、災害情報や防災情報をいつでも受けられるように、安全・安心メールや防災無線ダイヤルの番号を携帯に登録したり、区がどんな情報を、どのように発信しているのかを学んだり、区の防災情報や災害情報を知りたいときにどこを見ればいいのか、また、ホームページのリンクを携帯画面トップに置く方法など、教えてもらえるようなスマートフォンなど、デジタル機器を使った防災講座ができれば、情報を受ける側の支援につながると思います。

また、高齢者以外でも、区の情報かどのように発信されているのか分からないという方もいると思いますので、幅広い世代が参加できる防災講座を行ってはいかがでしょうか、区の考えをお聞かせください。

最後の3つ目は、防災ラジオの配付対象の拡大についてです。国では、災害時の対策として、防災無線が聞こえない方のために、戸別受信機等の配備を促進しています。戸別受信機があれば、防災無線が聞こえづらい地域や大雨や台風などで外の音が聞こえない場合も情報を届けることができます。

現在、千代田区では、戸別受信機である防災ラジオを避難行動要支援者名簿掲載世帯のうち希望する世帯、また、障害者手帳をお持ちの方の中で希望する方を対象として、無償で配付を行っています。（スクリーンを資料画面に切替え）配付対象である避難行動要支援者名簿に掲載される方とは、図のように、安心生活見守り台帳に登録された方のうち、災害発生時に自力で避難することが難しい、図のような1から7に該当する方で、自身の情報が掲載された名簿の関係機関への提供を了承された方となっており、1つの条件として、65歳以上の一人暮らし、または、65歳以上のみで暮らしているとなっています。（スクリーン表示を元に戻す）

防災無線が聞こえづらい区内地域に在住で、高齢者の親と同居している区民の方からは、家族が出かけたら高齢者だけになってしまい、その間に災害が起こったら不安だという相談も頂きました。高齢者だけの世帯ではなくても、高齢者だけになる可能性があり、無線が聞こえづらい、インターネットが使えないという方には、防災ラジオの配付が必要と考えます。

特に、千代田区は、地震が起こった際は、区内全域が地区内残留地区となっており、すぐに避難を開始するのではなく、自宅やビル等、安全な場所にとどまり、被災状況を把握していただきとなっています。

区では、様々な情報伝達手段に取り組んでいただいておりますが、外の防災無線も聞こえない、インターネットも使うことができないという、特に高齢者の方にとって、自宅で地域の情報を得るためには、防災ラジオが貴重な手段になります。電話で無線の内容を聞くことができる防災無線ダイヤルもありますが、電話が繋がらなくなれば、防災ラジオが最後の手段になります。例えば、港区では、有償ではありますが、1台につき1,000円で希望する世帯全てに配付をしています。住民税が非課税世帯と生活保護受給世帯は無償とのことです。千代田区でも、最終的には、希望する方全員に防災ラジオをお届けできるよう、段階的にでも進めていくことが、今ある情報伝達手段のさらなる強化とともに、情報を受ける側の準備・体制を整備することになると思います。

ここで伺います。

防災ラジオの配付対象について、先ほど述べた子ども家族と一緒に住んでいる高齢者も含めて、防災無線が聞こえづらい地域に住んでいる高齢者で希望される方までに配付対象を拡大していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、高齢者以外でも、必要と考える方、希望される方には、有償でも防災ラジオを提供できるよう進めていくべきだと考えますが、区の考えをお聞かせください。

次に、区のキャッシュレス決済の推進について質問します。

現在、区では、区民の利便性向上のため、様々なキャッシュレス化が進んでいます。キャッシュレス化が進むことで、区民の皆様からも、現金で払う必要がなく、便利になったという声もよ

くお伺いします。区の令和4年度主要施策の成果の中には、今後も効果検証を行いながら、さらなるキャッシュレス決済を推進していくと記されています。そこで、今後もさらにキャッシュレス決済化を進めていく上で、2点お伺いします。

まずは、住民票の写しや戸籍証明書など、証明書の郵送請求についてです。現在、証明書については、窓口で直接受け取る場合は、キャッシュレス化されていますが、郵送で送ってもらう郵送請求の手数料については、キャッシュレス化がされていません。郵便局で定額小為替、普通為替を購入するか、または、現金書留で送ることになっています。現在は、コンビニでの証明書交付サービスも行われていますが、これには利用者証明用電子証明書付きのマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードを持っていない方や、業務で証明書の交付が必要となる法人や、弁護士、行政書士の方などは利用できません。また、定額小為替は、1枚につき200円、普通為替は、5万円以下であれば1枚につき550円の発行料が、現金書留でも480円が必要なため、証明書の手数料と別にさらにコストがかかってしまいます。海外からの郵送請求は少ないかと思いますが、海外在住者は、定額小為替の購入が難しい現状もあります。

区のホームページでは、郵送請求の件数も増えているとありました。対応する職員の方も、手続に関する負担などがあると思います。郵送請求手数料のキャッシュレス化については、ほかの自治体でも進んでいます。東京でも、大田区や墨田区で既に民間事業者が提供しているキャッシュレスサービスを利用して実施しており、システム的にも可能だと思っております。

そこで、千代田区でも、郵送請求に係る手数料のキャッシュレス決済を導入していただきたいと思いますが、区の考えをお聞かせください。

続いて、粗大ごみなどの有料処理券についてです。区では、現在、粗大ごみの処理手数料として、200円のA券、300円のB券があり、コンビニや有料ごみ処理券取扱所で購入ができます。処理券をコンビニなどで購入する際は現金のみで、コンビニによっては、ファミリーマートのファミペイやセブンイレブンのnanacoなどが利用できるようですが、基本的には、窓口でのキャッシュレス化は行われていません。粗大ごみの申込み自体はインターネットでも行えるようになり、便利になっていますが、オンライン決済はできず、区民の方からはキャッシュレス化を望むお声も伺っています。

ごみ処理について、東京では、収集・運搬は各区が行い、ごみの中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合で行われ、ごみの最終処分は東京都となっています。有料ごみ処理券についても23区共通、粗大ごみのインターネットでの申込みも粗大ごみ受付センターとなっているため、千代田区だけで支払い方法を変更することは難しいかもしれませんが、キャッシュレス化について可能かどうか、また、可能な場合は、今後、キャッシュレス化を進めていただきたいと思いますが、（ベルの音あり）区の見解をお聞かせください。

以上、防災対策、情報伝達手段の整備、キャッシュレス決済の推進について、質問させていただきました。区長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） えごし議員のキャッシュレス決済のご質問のうち、住民票の写しや戸籍証明書などの証明書の郵送請求についてお答え申し上げます。

住民票や戸籍証明書を郵送にてお求めいただく場合には、定額小為替もしくは現金書留にて、また、海外からお求めの際には、現金書留や保険つき郵便、指定口座への振込みにて対応していることは、ご案内のとおりでございます。

一方、現在、住民票の広域交付により、全国どこの自治体の窓口でも住民票を取得することができております。また、マイナンバーカードの利用により、全国のコンビニエンスストアにおきまして、夜間、休日にかかわらず、各種証明書を区役所の窓口よりも100円安く取得することが可能となっております、利用される方々は増加をしている状況でございます。このため、千代田区にお住いの区民の方で郵送請求を希望される方はほぼいらっしゃらず、専ら区外にお住まいの方、あるいは、ご指摘のように、土業の方々という状況でございます。

さらに、来年3月からは、戸籍証明書の広域交付も開始される予定でございます。これによりまして、本籍地へ来庁、もしくは、郵便請求をしなくても、全国の自治体の窓口で証明書を取得することが可能となりますので、郵便による証明書の請求は、今後減少していくのではないかと考えているところでございます。

したがって、このような状況を勘案した上、郵便請求キャッシュレスサービスにつきましては、その必要性も含めまして、他の自治体の動向等を調査、研究してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） えごし議員の粗大ごみ有料処理券のキャッシュレス決済化に関するご質問にお答えいたします。

粗大ごみ有料処理券は、コンビニエンスストアなど、販売取扱所で購入できますが、クレジットカード等、キャッシュレス決済については、決済手数料が発生すると、販売取扱所の収益に影響がすることから、現金により徴収するとして、23区で統一して契約をしております。そのため、現在、粗大ごみ有料処理券のキャッシュレス決済には対応できてございません。ただし、えごし議員ご指摘のとおり、当該コンビニと同系列のICカードなどは、利用できる場所もあるというふう聞いております。

これは、粗大ごみの中間処理についても、23区共同の一部事務組合で実施していることから、このような取扱いになるものでございます。対応するためには、取扱所の決済手数料相当分の増額や転嫁などについて検討し、23区全体で協議をする必要があるものと認識をしております。一方で、他の自治体においては、粗大ごみ有料処理券のキャッシュレス決済とは別に、粗大ごみのインターネット受付時において、オンライン決済を導入している実例がございます。当区においても、粗大ごみのインターネット受付時にオンラインで決済をする手法の導入は、技術的には可能ではないかというふうに考えてございます。ただし、これについても、23区で協議が必要であるというふうに認識をしております。キャッシュレス決済に対するニーズの高まりを踏まえ、今後、導入の可能性について検討してまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） えごし議員の防災対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、情報伝達手段についてですが、区は防災無線や安全・安心メール、SNS等を通じ、区民等に即応的に災害情報が伝わることを目指しておりますが、防災無線は、ビルの多い当区では、音の反響により聞きづらい地域があることや、防災のページが探しにくいことなど、それぞれの情報伝達手段に課題があると認識しております。情報伝達手段は、様々な手段を重層的に行うことが重要となりますので、他の自治体の取組などを参考に、さらに検討を進めてまいります。

次に、災害時の区ホームページの仕組みについてですが、サーバーの設置は、外部委託としておりますが、その施設は耐震構造、電源確保、セキュリティなど、災害発生時にも事業継続に問題がないような対応がなされております。また、災害発生時には、ホームページが千代田区緊急時暫定版トップページに切り替わり、緊急情報や各種インフラ情報など、通常、ホームページに掲載している情報をシンプルなレイアウトで掲載することとしており、アクセスの負荷を軽減いたします。

次に、デジタル機器を使った防災講座等の開催についてですが、区では、これまでも避難所防災訓練で安全・安心メールの登録や防災講座でのスマホへの防災アプリのインストールのご案内などを実施しております。今後は、スマートフォンなど、デジタル機器を使った防災講座の開催なども検討してまいります。

次に、防災ラジオの配付対象の拡大についてです。現在、区では、避難行動要支援者へのサポートや地域での協力の推進を目的に、防災ラジオを配付しております。避難行動要支援者に関しては、個別避難計画の作成を進めており、今後は、その状況を踏まえ、支援者に対する防災ラジオの配付についての検討を進めてまいりたいと考えております。また、協力の取組として、各町会に防災ラジオを配付しており、今後もその取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、11番はやお恭一議員。

〔はやお恭一議員登壇〕

○11番（はやお恭一議員） 令和5年第4回区議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

今定例会では、自治体経営の観点から、次の2つの質問をいたします。1つ目は、**区職員の人材育成**について、2つ目は**基本構想と財政運営**について、以上につきまして、質問をさせていただきます。

自治体の財政破綻として、北海道夕張市が浮かびますが、その過酷な再生努力に鑑みても、地方公共団体における経営の視点の重要性は明らかです。「人・モノ・カネ・情報」と言われる経営資源を最大限に生かし、区民サービスの向上を図ることが本区にも求められています。

私の政治理念は、「強さとやさしさを併せ持ち、10年先を見据えた区政」です。区政運営の組織基盤が盤石で強いものであってこそ、区民のニーズを満たす優しい行政サービスの提供ができると思います。組織基盤の強化には、経営資源の中にも、特に「人」の部分、つまり、人材育成をいかに充実させるかが重要な課題です。しかしながら、ただ人数を増やしても、経営圧迫を招くだけであり、また、人数が不足したままでは事業そのものが立ち行かなくなります。そのた

め、量と質を見極めるバランスの取れた判断が非常に重要になります。

これまで、私は、本区の職員の人材育成に関して、定例会や予算・決算委員会などの機会を通して、幾度となく質問を重ねてきました。そして、職員に求められる能力を整理していく中で、職員の人数や行政の仕事量といった量的な課題と、求められる能力を備えた人づくりに当たる教育や組織体制といった質的な課題が見えてきました。（スクリーンを資料画面に切替え）

量的な課題においては、行政の仕事量を全体に把握した後に、民間開放を考えるに際して、まずは、区として確保すべきサービスの水準をどこに置くかという点を明確にすることが必要です。さらに、それは、職員数の問題に連動します。

つまり、この図にあるように、業務量もしくはサービスの需要量は常に変化していきます。例えば、民間開放を活用せざるを得ない領域である保育や介護の分野では、子どもの数や高齢者の数に伴って、そのニーズの量が変動します。そこで、限られた人材でどの時代においても乗り切らなければならない官側としては、今ある人材と能力を安定して供給できるサービスの量、継続的、安定的に担える水準をまずは明確に定める必要があります。そして、その水準を超えた部分を、超えている一定期間、アウトソーシングしていくという考え方が求められます。また、同時に、官で担うべき水準を維持するために必要な職員数も定まってきます。

このような問題提起に加え、予想を上回る近年の人口増を踏まえた結果、本区の職員定数は、平成31年3月、今後、おおむね5年間に想定される全庁的な業務量の増加に見合うよう、定数増へと条例改正が行われました。（スクリーンの資料画面を切替え）

一方、質的な課題については、本区の職員に求められる能力は、大きく分けて、2つに集約されると整理されてきました。1つは区民に分かりやすく説明する能力、もう1つは、委託先の専門家や技術者に対し、ゴー・ストップを判断し伝えられる能力です。特に、民間開放されやすい社会福祉やITなどの専門的な領域については、当該領域に詳しい職員を庁内で育てることが難しくなり、専門的な知識やノウハウを有する人材の空洞化が懸念されてきました。（スクリーンの資料画面を切替え）

本年3月の千代田区第4次基本構想の策定に伴い、改定された千代田区人材育成基本方針では、目指すべき職員像とともに、それらの職員像の達成に向けて、人材確保、職場の環境の整備、適正配置・処遇、育成支援の4つの視点からの取組の方策が示されました。一方で、職員の現況として、約半数が採用10年未満であること、30代以下の若い職員の退職が増えていること、また、メンタルヘルスを理由とした病気休職が急増していることなどが喫緊の課題として挙げられています。

量と質、双方からの人材育成は、時代の変化に応じて更新していく必要があります。忘れてはならないのは、このように区職員の人づくりに対して丁寧に取り組んでいくことは、ひいては、区民の質の高い行政サービスや、安全で安心のある生活をもたらすことにつながっているということです。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。

保育士や清掃職員を除き、事務職員や技術職員、あるいは、医療職員を採用する場合に、区が

直接職員募集を行うことはできず、特別区の人事委員会を経由すると思います。本区の採用手続の基本について、改めてご説明ください。

その上で、5年から6年前と比較し、特別区職員への採用申込み状況の変化があるか、また、特別区人事委員会を経由する職員採用のメリット・デメリット、そして、現在の苦勞等について、お答えください。

次に、条例に基づく本区の職員定数の上限値と実際の職員数について、お答えください。

最後に、平成31年の定数条例の改正、本年3月の人材育成基本方針の改定などを踏まえ、この5年間で職員研修やその教育体系はどのように変わり、実施されているか、お答えください。

令和3年度、本区の普通退職者の退職理由の1位が「転職（39%）」であったことや、近い将来、少子化により、あらゆる職において労働力の奪い合いとなることを勘案しても、今こそ、本区が魅力ある職場、働きがいのある組織として、力をつけていかななくてはならないと痛感しています。人材育成基本方針には、そのための方策が示されていますが、「仏作って魂入れず」にならないよう、着実な実行を求めます。（スクリーンを資料画面に切替え）

続いての質問に移ります。

自治体の財政運営を考える上で欠かせない要素として、公共施設等、社会インフラの整備があります。施設の整備事業は、改修に当たっての費用面での高額さや、構想から始まる工事期間の長さ、近隣住民への影響など、一朝一夕には進まない緻密で丁寧な計画性が物を言う事業です。（スクリーンの資料画面を切替え）

そのため、これまでは、おおよそ10年単位で立案する区の中期的な基本計画において、歳出費用の平準化や、工事の時期を重複しないよう、施設改修の順序が計画的に整理され、明示されてきました。しかしながら、このたび、第4次基本構想においては、それにひもづく基本計画が策定されていません。実際には、基本構想は、年度計画に落とし込むということですが、基本構想自体が包括的な表現の多い、大きな方向性を示すものだけに、もうワンクッション、基本構想と年度計画を結ぶ具体的な事業のイメージがつくような中期的スパンで、基本計画が必要ではないでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

一方で、本区の全体の財政に目を移すと、区の貯金というべき基金の残高が年々増加傾向にあります。基金の積立金の原資には、予算の未執行額が含まれています。（スクリーンの資料画面を切替え）つまり、予算で計画していた事業が、実際には実行されなかったことにより、使われずに済んだお金である可能性があります。先ほど、人材育成基本方針にも、新規事業が毎年積み上がることによる業務量の増加や、育児や介護等の長期休業者の増加により、1人当たりの業務負担が重くなっている実情が記されています。いま一度、執行残額の示す意味を検証する必要があるのではないのでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、家庭のお財布で考えれば、貯金が増えることは喜ばしいことですが、行政の運営は、原則、単年度主義です。区の歳入のうち、近年、予算額を上回る収入額となっているものに特別区税があります。したがって、単年度主義に基づき、その年に納められた収入は、本来、その年に暮らす人々に還元される必要があります。例えば、前回、定例会で質問した防災備品として、携

帯トイレの全戸配付なども、区民への還元策の1つではないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。

公共施設の整備や大規模改修は、その多額の財源確保のためにも、計画の立案が不可欠と考えます。現在、それらのスケジュールが示されない中で、今後どのように進めようと考えているのか、お答えください。

併せて、中期的な基本計画がない中で、基本構想と年度予算のつながりをどのように考え、計画的に進めるのか、お答えください。

最後に、区職員、公共施設整備、財政、情報といった本区における経営資源を、基本計画のない中、どのように有機的に活用していこうと考えているのか、その具体的な方策について、お答えください。

以上につきまして、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔政策経営部長及び財産管理担当部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長及び財産管理担当部長（古田 毅君） はやお議員の基本構想と財政運営に関するご質問にお答えいたします。

初めに、施設の整備、改修の計画立案についてですが、現在、施設整備や大規模改修の経費につきましては、予算の概要に掲載している今後の財政見通しの中で、施設整備の進捗や計画的な施設保全経費等を見込んだ投資的経費としてお示ししており、施設規模や整備年次が定まっていない施設については、経費や業務量等の年度間バランスを考慮して、平準化して見込んでおります。また、個別の施設の中長期的な改修や保全の見込みにつきましては、現在、取り組んでいる公共施設等総合管理方針の改定作業の中で整理をし、経費の見通し等を示してまいります。

なお、老朽化に伴う整備、改修のみならず、その時々々の行政ニーズへの対応も必要となるため、今回の方針改定以降は、施設の状況やその時点での様々な状況を踏まえまして、整備の内容やスケジュールを随時見直ししていくことを考えております。

次に、基本構想と年度予算のつながりや計画性の確保についてでございます。第4次基本構想の下では、分野別計画のほか、毎年、施策や事業の中期的な方向性を示す将来像に向けた方針を策定し、これに基づいて編成しました予算と一体的にお示しをしております。このことにより、社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、中期的な取組の方向性と予算事業のつながりを明らかにして、基本構想の実現に向けた道筋の具体化を図っており、こうした取組を通じて、計画性を確保しているところでございます。

次に、人員、財政等の経営資源の有機的な活用方策について、お答えいたします。区政運営に当たっては、経営資源を的確に把握し、将来を見据えて行う必要があると考えております。例えば、民間開放やデジタルの活用により、職員が従事すべき業務を絞り込み、適切な人員配置と人材育成により、人的資源の有効活用を図るとともに、多額の財政負担を伴う施設整備等を正確に把握し、健全財政を維持していくことが必要でございます。これらの経営資源は、相互に大きく

影響し合っておりますので、総合的かつ計画的な管理、運用が必要であると認識しております。

このため、基本構想の実現に向けた取組に関し、毎年の将来像に向けた中期的な方向性の点検や見直しと併せて、施設整備や中期財政の見通しなどを更新し、精度の向上を図りながら、将来を見据えた行政運営を推進してまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） はやお議員の区職員の人材育成に関するご質問について、お答えいたします。

まず、採用手続についてですが、特別区では、一部職種を除き、特別区人事委員会が実施する採用試験の最終合格者と面接を行い、その中から職員を採用しております。

次に、ここ五、六年における特別区職員採用試験の申込み状況についてですが、例えばⅠ類の事務職の合格倍率は、平成30年度の5.4倍に対し、令和5年度は2.5倍となっており、合格倍率が低下しております。なお、その他の職種についても同様の傾向が見られ、各区が希望した需要数どおりに採用することが難しい状況にあります。

次に、特別区人事委員会が採用試験を実施するメリットとしましては、特別区のスケールメリットを生かした採用を行えること、デメリットとしては、試験制度等の見直しを行う場合、区で実施する選考と比較すると、見直しに時間を要することなどが挙げられます。

次に、職員定数の上限等についてですが、上限は1,320人であり、令和5年4月1日現在の常勤職員数は1,211人、このうち、休職者等を除いた定数上の職員は1,126人でございます。

次に、この5年間で職員研修の内容や体制の変化についてでございます。ここ数年、新規採用職員が大きく増えておりますので、職場全体で新規採用職員を育成していくOJT推進研修に力を入れております。専門的人材の育成については、東京都等に職員を派遣し、区に戻って、その知識、経験などを区政運営に生かしてもらっています。ほかにも、BPR、DX等のように、行政課題に対応した研修や働き方研修、キャリア形成支援など、人材育成上の課題に対応した研修も実施しております。近年は、オンライン研修も多く取り入れ、職員の時間的、場所的な負担を軽減することにも取り組んでおります。

○11番（はやお恭一議員） 11番はやお恭一、自席から再質問させていただきます。

本当に読みふけるぐらい、この千代田区人材育成基本方針というのは非常によくできているんですね。だから、仏作って魂入れず。大変だったと思います、職員の方々は。だから、これをきちっとやっていたら、なかなか未執行の形ってならないだろうと思っています。そこで、いろいろ答弁を得て、残念な答弁ばかりの繰り返しであったというふうに私は感じています。と申しますのは、2点について質問いたしますので、お答えいただきたいと思っております。

まず、それぞれ適正に進めているような答弁だったんですけども、それでは、なぜ、みらいプロジェクトで計画した様々な施設整備計画が未着手であったりとか未執行であったりという結果になったのか。つまり、ここに書いてあること、今答弁いただいた様々な答えからしたら、こういうものが粛々と進んでいくはずなんです。それが、どういうふうに、そこに反省をしない

限り、次には進めないはずなんです。そのところをしっかりとお答えしていただきたいと思います。

そして、2点目、まあ、同じことになるのかもしれないんですけども、執行残や基金の積み——何ですかね、積み残し、積み上がりというのは、そのことから、仕事が停滞とか膠着しているということから考えたときに、こんなふうにお金がたまるのかな、基金がなるのかなと思うわけですよ、普通に考えて。その場合、（ベルの音あり）その主な原因は、組織風土の問題にあるのか、改めて職員の士気はどのようになっているのか、この辺、聞きたいんですよ。本当のことを話していかなかったら、本当に行政は遂行できるような力強い組織体制にはなっていないんです。こんなふうにして、今まで私たちはやっていました。そんなことは僕は全くないと思います。責任ある方が、しっかりとこの執行機関の姿勢、そして、並びに、思い、一念をしっかりとお答えいただきたい。

以上です。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） はやお議員の再質問にお答えいたします。2点頂きました。みらいプロジェクトに掲げた、主に施設整備計画が順調にいったいなかったとういところの反省の部分、2点目は、その原因ともなることだと思いますけれども、執行残、基金が積み上がるということの原因が組織風土にあるのかどうなのかというご質問でございました。関連するところもございしますので、まとめてお答えを差し上げたいと存じます。

様々なプロジェクトが遅れる原因は、まさに様々な理由があるかと思っております。で、一つ一つをしっかりと分析をして反省をして、次のプロジェクトの、その取組の際には、しっかりと反映をさせてきているつもりではございますが、一方で結果として進んでいないものも多いという点については、改めて反省をしたいと思っております。

で、その反省の一環として、一つ、分析ができるころとすれば、まさにご指摘いただいた組織風土のところかなと思っております。それは、ご質問にもありましたとおり、単に人数の問題ではなくて、質の問題もあるというところ。その質は、個々の質もあれば、そのまとまりとしての、組織の質というところもあるかと思っております。その辺につきましては、なかなか、これはという改善策というか、特効薬みたいなものがあるわけではないんですけども、やれることを粛々とやっていくという、いつもご指摘いただいているところ、基本に立ち返って、基本的なことをしっかりとやるというご指摘をいつも頂いているかと思っておりますので、そういったところをしっかりと取り組みながら、組織の底上げをしていきたいと存じます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党の牛尾こうじろうです。一般質問を行います。

質問に入る前に、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への大規模攻撃は、ジェノサイドの危険が指摘される深刻な事態です。日本共産党は、ハマスによる無差別攻撃を強く非難し、人質全員の即時解放を求めると同時に、イスラエルが自衛権を盾に、圧倒的な軍事力を行使し、病院

や学校までも標的にすることは、国際法に背く無法であり、断じて許されないと考えます。そして、深刻な人道危機を打開するために、イスラエルのガザへの大規模攻撃を直ちにやめること。双方が即時停戦に向けた交渉のテーブルに着くこと。そのために、憲法9条を持つ日本政府を含め、国際社会がさらなる働きかけを行うよう呼びかけます。

それでは、質問に入ります。（スクリーンを資料画面に切替え）

とどまるところのない物価高騰で、区民の暮らし向きは悪化の一途です。現在、日本共産党が取り組んでいる区政アンケートで、「物価や電気代の高騰が暮らしに影響をあたえているか？」の問いに、回答者の88.5%が「大きく影響している」、「多少影響している」と答えています。なぜ、物価高騰がこれだけ暮らしを大変にしているのでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）その大本に、この30年、自民党政治の下で財界の要望に応じた政治が進められたことがあります。1つに、労働法制の規制緩和が繰り返され、低賃金で不安定な非正規雇用が拡大されました。その結果、日本は、世界でも特異な「賃金が上がらない国」となっています。実質賃金は、1991年から2022年にかけて、アメリカは1.48倍、イギリスは1.46倍、フランスは1.33倍、ドイツは1.30倍になっていますが、日本は1.03倍です。直近の10年間で、実質賃金は増えるどころか、年間24万円も減ってしまいました。1996年のピーク時からだと年間64万円も減り、30年前の水準にまで落ち込みました。こんな国は日本だけです。（スクリーン表示を元に戻す）

2つに、社会保障の財源を口実に消費税は増税された一方、社会保障はあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されました。この30年で、国民年金保険料は2倍、国保料は1.5倍、介護保険料も2倍。一方、年金は、10年前に比べて実質7.3%も減少。医療費の窓口負担は増え、介護制度も悪くなる一方でした。そこに物価高騰が襲ってきた。ここに、今、国民生活の苦しさの実態があります。しかし、岸田政権の経済対策は、あまりに貧弱。それどころか、介護保険の利用料値上げ、国保料値上げなど、さらなる社会保障の負担増を進めようとしています。こうしたときだからこそ、千代田区が住民福祉の向上に責任を持つ地方自治体として、国に対し、福祉の充実を求めるとともに、区として福祉を支える施策を強めるべきです。

まず、介護保険制度についてです。

介護保険制度は、来年度、3年に一度の改定を迎え、第9期に入ります。介護保険料の基準額は、21年から23年度には、全国平均で月6,014円と、制度開始当初の倍以上に増えています。これ以上の負担増は、物価高騰が続く中、高齢者の生活をさらに圧迫します。介護保険制度への国庫負担割合を増やし、負担を軽減すべきです。区として、国に対し、介護保険制度への国庫負担を増やすよう求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか、ご答弁ください。（スクリーンの資料画面を切替え）

介護保険料の負担軽減のために、2つ訴えます。まず、保険料の最高段階の見直しです。

千代田区の介護保険料は、現在15段階で、最高額の保険料の対象者は本人の合計所得金額が2,000万円以上です。それ以上の所得の方は、幾ら所得があっても、保険料は同じ額です。一方、港区は、最高段階を合計所得金額が5,000万円以上に、中央区も最高段階は合計所得2,

500万円に設定しています。そこで、千代田区でも最高段階を見直して、所得が低い方の保険料を軽減することを求めますが、いかがでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

いま一つは、基金の活用です。10月17日、厚生労働省老健局が、各都道府県、市町村に送った事務連絡「第9期計画期間に向けた1号保険料に関する検討について」では、介護保険の基金残高、繰越金が相当程度積み上がっている保険者において、それを活用して次期保険料の上昇を抑える検討を求めています。千代田区では、現在、介護保険基金は幾らになっているでしょうか。そして、保険料の軽減や上昇の抑制のために基金を活用することを求めますが、いかがでしょうか。

次に、利用料の負担軽減についてです。

国は、次期の介護事業で介護サービス利用料の2割負担の対象拡大を検討しています。これが行われれば、介護サービスを利用している多くの方の負担が増えます。これが何を引き起こすか。（スクリーンを資料画面に切替え）

2021年度の国の調査では、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数は年々増加しております。虐待の発生要因については、被虐待者の「認知症の症状」が最多ですが、虐待する側の「介護疲れ・介護ストレス」、「精神状態が安定していない」、このことも原因となっております。（スクリーンの資料画面を切替え）

それを示すかのように、虐待を受けた高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係では、介護保険サービスを受けている場合、虐待の程度が相対的に低くなっているなど、介護サービスの減少が高齢者の虐待につながっていることが浮き彫りになっております。（スクリーン表示を元に戻す）

介護保険制度開始以降、介護保険利用料は、一律1割負担だった利用者負担が、一定所得以上の世帯に、2015年度に2割負担、18年度に3割負担になり、利用者の約1割が2割から3割負担です。今でさえ、利用料が高くて、介護サービスを控える方が出ています。その結果、家族が親などの介護を担うことになり、ストレスなどで虐待に至る相談が千代田区でも寄せられていると聞きます。もちろん、高齢者への虐待など、絶対にあってははいけません。しかし、高齢者の虐待を個人やその家庭だけの問題にできないことは、この調査が示しているのではないのでしょうか。介護サービス利用料の2割負担の対象拡大を行えば、サービスの利用控えに拍車をかけ、利用者の健康と命を脅かし、介護を担う家族の負担も増大するのは明らかであります。介護保険法第1条は「介護が必要になっても、尊厳を保持し、能力に応じ自立した生活を営めるよう必要な給付を行う」としています。

そこでお伺いします。国が検討中の2割負担対象拡大が、介護を必要としている区民にどのような影響を与えるのか、どのように考えているのでしょうか。2割負担の対象が広がったことにより、介護サービス利用を控える区民が増えることなど、あってはならないと考えますが、いかがでしょうか。併せて、さらなる負担増を行わないよう国に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。さらに、利用料が2割になった場合、これまで受けていたサービスが受けられなくなった方に、利用料の補助など介護サービスを低下させない区の支援策を求めますが、いか

がでしょうか。

続いて、介護を担う職員が働き続けられる施策についてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区高齢者プランの素案をつくるに当たり、区は区内の介護事業者の介護人材実態調査を行っております。それによると、昨年度1年間で介護人材の新規採用が56名だったのに対し、離職者数は57名でした。介護現場での人材の定着をどうしていくのかが問われております。まず、介護現場での離職者数を区はどのように考えているのかお答えください。

介護サービスを確実に提供するためにも、介護職員の定着について区としても責任を持って取り組むことが求められます。一番の対策は、介護従事者の処遇です。介護従事者の平均年収は350万円となっていますが、他の産業から見ると、100万円近く、安く抑えられております。区の調査でも、人材不足の打開策として86.4%の事業者が「賃金アップ」と答えております。

（スクリーン表示を元に戻す）区も様々な施策を講じておりますけれども、介護職員の研修受講費用の助成など、主な施策は介護職員の確保です。区の施策を活用して介護職に就いた人をいかに定着させるのか、このことが求められております。一番の対策は、処遇の抜本的な改善です。区として、国に対し処遇改善を強く求めるとともに、介護職員定着のために独自の支援策の強化を求めますが、いかがでしょうか。

介護保険問題の最後に、働きながら介護をするビジネスケアラーについて質問いたします。

働きながら親などを介護する、いわゆるビジネスケアラーが、高齢化社会の中で増えています。経済産業省は、2030年には家族を介護する人のうち約4割に当たる318万人がビジネスケアラーになり、その離職や労働生産性の低下に伴う経済損失額は9兆円に上るという推計を公表しており、支援体制が急がれます。千代田区で会社を経営しながら母親の介護をされていた方は、「仕事と介護の両立は大変だった」と語っておりました。千代田区でも、こうした、働きながら介護を行う方が少なからずいるのではないのでしょうか。区は、区内大学の協力を得て、ヤングケアラーの調査を実施していますが、同じように、千代田区でのビジネスケアラーの調査と相談体制の強化を求めます。ご答弁をお願いします。

続いて、国民健康保険制度について質問します。

私たちの区政アンケートで、「区政に力を入れてほしい施策」の問いのうち、「医療・福祉」では、約4割の方が「国民健康保険料の負担軽減」と回答し、トップでありました。国民健康保険料が他の保険制度より高過ぎる理由に、収入に応じた保険料に加え、加入者全員にかかる均等割の保険料があります。国は未就学児の均等割額を半額にしていますが、本来、収入のない子どもから保険料を徴収することは理不尽であり、子どもの均等割は廃止すべきです。改めて、18歳までの子どもの国保料均等割の無料化を行うことを求めますが、ご答弁をお願いします。

東京都は、今後6年間で各自治体の国保への法定外繰入を解消することを推進するとしております。国保への法定外繰入がなくなるならば、国保料は跳ね上がります。区の国保会計への法定外繰入を維持し、国保料の負担軽減を図ることを求めますが、いかがでしょうか。

最後に、日比谷公園についてお伺いします。

東京都は、開園120年を迎える都立日比谷公園を10年かけて再整備する計画を進めております。この計画に対して、「都心の貴重なオアシスと文化財を破壊する計画」だと都民の批判が広がっております。その理由は大きく2つです。1つは、同公園は洋風都市公園第1号として、国の文化財、名勝の指定を受けているにもかかわらず、大音楽堂（野音）、小音楽堂、大噴水など、歴史ある建造物も壊す計画となっていることです。いま一つは、数百本もの樹木を伐採する計画となっていることです。なぜ、数百本もの樹木が伐採されるのか。「緑豊かな都市環境を整備する」との名目で、日比谷地区の大型再開発と一体で公園を再整備する計画となっているからではないでしょうか。特に、日比谷通りをまたぐ再開発地区と日比谷公園を結ぶ2本のデッキ（連絡橋）を設置するために、樹木を大量に伐採することになります。千代田区は、東京都、内幸町の地権者などと、2011年、「日比谷エリアまちづくり基本構想」をつくりました。その基本構想は、「日比谷公園から（再開発エリア）街区内へまとまった緑空間を引き込む」、「日比谷通り横断部分は、歩行者空間の連続性に配慮した設え（しつらえ）を含めて検討」と明記しています。

そこでお聞きしますが、この基本構想がデッキ設置の原点になっているのではないのでしょうか。また、デッキ設置により、当該の開発事業者は容積率を割増ししているのではないのでしょうか。いかがでしょうか。ご答弁ください。

日比谷公園の整備については、多くの都民や利用者が、都民参加による整備計画の見直しを求めています。この声を東京都に届けるべきではないのでしょうか。

以上で、一般質問を終わります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 牛尾議員の介護保険制度に関する質問にお答えいたします。

初めに、国に対する要望については、本年7月に特別区長会を通じて、国の施策及び予算に関する要望として、「介護保険制度の円滑な運営を図るための財政措置」を求めています。

次に、介護保険料についてですが、国が検討中の制度改正の公表を待ちつつ、次期介護保険料を試算しているところでございます。算定に当たっては、最高段階の基準額に対する割合の見直しや多段階化、介護給付費準備基金の活用により、増額の抑制を図ってまいります。なお、介護給付費準備基金の残高は、令和4年度末で4億83万円余となります。

次に、2割負担対象者の拡大についてですが、一定の所得のある方に応能負担を求めるものと認識しております。しかしながら、これにより介護サービスの利用を控えることがないように、制度改正の趣旨を丁寧に周知してまいります。なお、利用控えを避けるための区独自の支援策については、制度改正の趣旨を踏まえ、困難であると考えています。

次に、介護職員の処遇改善についてですが、本年8月に実施した「介護人材実態調査」の結果からも、人材不足の解消に向けた支援が課題であると認識しております。特別区区長会においても、今後、介護需要の急増が想定される中、国に対して、「介護人材の確保・定着及び育成に関する継続的な施策の実施」を要望しております。区は、現在策定中の千代田区高齢者福祉計画において、「介護サービス基盤の強化」を掲げ、介護人材の確保・支援に取り組むこととし、介護

職員の負担軽減の観点から、ICT技術を活用した支援などを検討してまいります。

最後に、ビジネスケアラーについてですが、令和4年度に実施した「在宅介護実態調査」において介護者の実態を調査しており、区内の実情は承知しております。区は、介護者の負担軽減を図るため、かがやきプラザ相談センターやあんしんセンターにおいて、関係機関との連携を通じた家族介護者の支援に注力するとともに、介護保険サービスとは別に、在宅支援ホームヘルプサービス等の区独自の上乗せサービスにより、家族の負担軽減を図ってまいります。

次に、国民健康保険に関するご質問にお答えいたします。

初めに、子どもに係る均等割額の無料化についてですが、区では子育て世帯への支援策として、次世代育成手当の支給や0歳から18歳までの子どもの医療費無償化など、様々な施策を総合的に展開しています。国民健康保険制度は、被保険者全体の相互扶助で支えることを基本としており、区としては特定の対象者に画一的な基準で減免することは困難であると認識しています。

次に、国民健康保険料の負担軽減につきましては、今般、東京都国民健康保険運営方針改定案が示され、法定外繰入の解消について、東京都全体として令和6年度から11年度にかけて解消・削減することを目指す、としています。保険料率の算定に当たりましては、諸課題への対応とともに被保険者の負担を極力抑えられるよう、様々な要素を研究・検討しながら進めてまいります。

今後引き続き、国や東京都の動向、区の諸施策等を踏まえ、保険者としての取組を推進してまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

〇まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員の日比谷公園に関するご質問にお答えします。

平成23年策定の「日比谷エリアまちづくり基本構想」では、地域特性として日比谷公園を「都心の稀有な大規模緑地」とし、方針では日比谷公園との歩行者ネットワークへの配慮を掲げており、歩行者デッキはそれを具現化する一つの方策です。日比谷地区は都市再生特別地区、内幸町地区は特定街区により事業が進められております。公園整備ですが、公園全体を9つのエリアに分けて段階的に整備に取り組んでいく計画となっており、エリアごとの整備内容がまとまり次第、整備に関する情報を発信すると伺っております。また、整備に当たり、樹木を保全し進めていくと伺っておりますが、デッキ部分等を含め、都が検討しているとの認識でございます。

〇7番（牛尾こうじろう議員） 7番牛尾こうじろう、自席より再質問させていただきます。

国保、加入者の相互扶助と言いますけれども、それは国保の中ではそうでしょう。ただ、（ベルの音あり）同じ18歳までの医療費無料化なのに、国保に加入している子どもには保険料がある。その他の保険制度の子どもたちは保険料がかからない。この差をどう思われるか、認識をお聞かせいただきたいと思っております。

で、もう一つ、日比谷公園のことですけれども、そのデッキの設置が、当該開発事業者の容積率割増しにつながっているんじゃないかと思うんですけれども、そこについてご答弁がなかったんで、区としての認識をお聞かせいただきたいというのと、もし、容積率割増しになっているのであれば、何のための公園整備なのかと。そのために樹木がたくさん切られる。このことについて

ては、やはり都民の怒り、広がると思うんですね。やはりしっかり、この整備計画については、都民参加によって見直し、これをしっかり訴えていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いします。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 牛尾議員の再質問にお答えいたします。国民健康保険制度に関する再質問と認識をしております。

先ほどご答弁申し上げましたように、まず子どもにつきましては、区といたしましては、総合的に様々な施策を展開しております。区民生活が厳しい状況であることは十分に認識をしておりますが、やはりその一方で、この高齢化等が進む中、この社会保障制度全般、これを持続可能なものにしていくというためには、区としても責任がございます。

したがって、区といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたように、画一的な基準で減免することは厳しいと考えております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員の再質問に答えさせていただきます。

先ほど答弁したとおり、日比谷地区は都市再生特別地区、内幸町地区は特定街区の中での事業で行っているため、その部分で容積云々ということは、こちらのほうでご説明は、することはできません。

また、公園整備に関して東京都にということで、公園整備に関してはオープンハウス型の説明会なども既に行って、樹木の伐採等も東京都さんのほうは説明しているところかなど。今後行うかどうかは分かりませんが、東京都は都民の声を聞きながら進めているというところの認識でございます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日11月30日午前10時30分から開会いたします。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後5時58分 延会